

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第22巻 第4号(通巻606号) 2023.4

事業承継・M&Aに地域性はあるのか？

国勢調査からみた都道府県の産業構造と都市機能
—都道府県間の人口・労働移動、産業・就業構造、都市化の現状と変化を考察—

気候変動対応との両輪で重要性の高まる「生物多様性」への対応
—次期生物多様性国家戦略の策定を見据えて—

信用金庫の新しいビジネスモデル策定③
—営業エリア拡大による融資セールスの強化—

地方圏を中心に需要が高まる人材マッチング
—期待が高まる地域金融機関に求められる役割—

地域・中小企業関連経済金融日誌(2月)

統計



信金中央金庫

SCB

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

- 対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。
- かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。
- 信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会 (敬称略、順不同)

- 委員長 地主 敏樹 関西大学 総合情報学部教授
- 副委員長 藤野 次雄 横浜市立大学名誉教授
- 委員 打田委千弘 愛知大学 経済学部教授
- 委員 永田 邦和 長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授
- 委員 村上 恵子 県立広島大学 地域創生学部教授

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局 (担当：奥津、品田)

Tel : 03(5202)7671 / Fax : 03(3278)7048

	事業承継・M&Aに地域性はあるのか？	2
	信金中金月報掲載論文編集委員 打田委千弘 (愛知大学 経済学部教授)	
調 査	国勢調査からみた都道府県の産業構造と都市機能	4
	—都道府県間の人口・労働移動、産業・就業構造、都市化の現状と変化を考察—	
	気候変動対応との両輪で重要性の高まる「生物多様性」への対応	26
	—次期生物多様性国家戦略の策定を見据えて—	
	信用金庫の新しいビジネスモデル策定 ③	37
	—営業エリア拡大による融資セールスの強化—	
	地方圏を中心に需要が高まる人材マッチング	48
	—期待が高まる地域金融機関に求められる役割—	
経済金融日誌	地域・中小企業関連経済金融日誌 (2月)	60
信金中金だより	信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録 (2月)	64
統 計	信用金庫統計、金融機関業態別統計	65

事業承継・M&Aに地域性はあるのか？

信金中金月報掲載論文編集委員

打田 委千弘

(愛知大学 経済学部教授)

2021年4月中小企業庁は、「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会取りまとめ—中小M&A推進計画—」（以下、中小M&A推進計画）を提示した。これは、中小企業の経営者年齢の高齢化に伴って後継者不在が経営上の課題となっていることもあり、第三者承継（M&A）を通じて、中小企業の経営資源の散逸を回避するのと同時に、生産性向上等を目指すものと説明されている。2022年度中小企業白書では、休廃業・解散企業が増加していることや休廃業・解散企業の経営者年齢が高齢化していることについて、データを用いて示している。休廃業・解散企業の経営者年齢が高齢化していることについては、2014年に、60代：35.7%、70代：33.6%、80代：12.0%であったものが2021年は、60代：23.3%、70代：42.7%、80代：20.0%と70代以上が大幅に上昇していることを示している。また、休廃業・解散企業の損益別構成比において、56.5%が黒字企業であることを示している。一方、M&Aを通じた生産性改善効果等については、中小M&A推進計画や2021年度中小企業白書において、M&Aを通じた経営資源集約化を行った企業は、そうでない企業に比べて労働生産性や売上高成長率・営業利益成長率などが改善したとの報告も示しているが、更なる統計的な解析が必要であると考えられる。

中小M&A実施状況については、都市部と地方部で大きな差があることが示されている。例えば、中小M&A実施地域では、関東・甲信越：71%、近畿：12%となっており、地域別M&A売り手・買い手件数においても関東・甲信越や近畿が中心となっていることが分かる。特に、都市部の企業が地方部の企業を買い取るという構図が見えてくる。M&A支援機関の支援状況についても同様である。M&A専門業者やM&Aプラットフォームが都市部を中心に比較的規模の大きい企業を対象にしたM&A仲介を実施しており、中規模の企業に対しては地銀を中心とした地域金融機関、小規模や零細業者は信用金庫や信用組合、47都道府県に設置されている事業承継・引継ぎ支援センターが担う構図となっている。

以上のようなことから、事業承継・M&Aについては、（各都道府県における）経営者年齢分布の相違や企業年齢の分布、主要な産業構造も異なっていることから、全国一律の支援体

制では、地方の実情に合った支援体制とはなっていない可能性も指摘できる。2021年の主要信用調査会社（帝国データバンク社（以下、TDB）、東京商工リサーチ社（以下、TSR））の47都道府県別後継者不在率ランキングについて、両者の相関係数などを計算したところ、統計的に有意でないという結果となった。それぞれの地域における実情を単一のデータを用いて指標化することが困難であることを示しており、多様なデータから丁寧な分析を行い、事業承継やM&Aを支援する体制を作ることが重要だと考えられる。

以下、当方が愛知県や沖縄県で行っている取り組みについてご紹介したい。2022年10月、M&A Tokai Expo というイベントで、「事業承継・M&A に地域性はあるのか？－愛知県を例にした分析－」（株日本M&Aセンターの会場）というテーマで報告を行った。内容としては、愛知県において休廃業・解散企業と倒産企業の時系列的推移が2012年以降乖離（休廃業・解散企業は増加、倒産件数は低位安定）していること、2020年の愛知県におけるTSR個票データから後継者がいるかどうかや後継者がいる場合の承継形態、後継者がいない場合の各社の方針について、愛知県内を名古屋市、尾張地区、西三河地区、東三河地区に分け分析した結果を報告した。後継者がいるかどうかについては、名古屋市と東三河地区において統計的に有意に不在率が高いことが示されたこと、名古屋市において、同族承継に比べて内部昇進や外部招聘が多いこと、東三河地区において後継者がいない場合、未定・検討中になる確率が高くなることを示された。これらの推定結果などを豊橋市役所や愛知県事業承継・引継ぎ支援センターと共有することで、東三河地区の事業承継支援活動をサポートする予定である。

沖縄県においては、2023年2月に那覇商工会議所、沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター、愛知大学経営総合科学研究所「COVID19収束後の後継者問題」プロジェクトと共催という形で経営者事業承継フォーラム「M&A はじめの一步」セミナーを実施した。内容については、沖縄県における事業承継・M&Aに関する最新データを紹介し、前述の愛知県と同様、休廃業・解散企業と倒産企業の時系列的推移を概観、2006年以降、両者の乖離が進んでいることや、沖縄県の後継者不在率（TDB）が、2021年以降、急速に低下していることから全国平均からの乖離が修正された原因について、業種別・経営者年齢別後継者不在率から推測することを試みている。沖縄県事業承継・引継ぎ支援センターからは、近年の相談状況などを紹介いただき情報共有を図った。また、沖縄県下でM&Aを実施した経営者（買い手企業）2名から、M&Aのキッカケや課題となった点、PMIについて紹介する機会を提供した。今後も、各地域の事業承継・M&Aについて、データに基づいた支援が出来るよう活動したいと考えている。

国勢調査からみた都道府県の産業構造と都市機能

— 都道府県間の人口・労働移動、産業・就業構造、都市化の現状と変化を考察 —

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

峯岸 直輝

(キーワード) 人口移動、人口ダム機能、シフト・シェア分析、集積の経済、多様性、都市化

(視 点)

22年の出生数は80万人を下回る公算が高い一方、団塊の世代は20年に70歳を超えており、少子高齢化・人口減少問題は地域にとって喫緊の課題になっている。少子高齢化などの社会・経済の構造変化は地域の住民生活や企業活動等に大きな影響を及ぼすうえ、地域毎に社会・経済構造が異なるため、地域の実情に合わせた構造変化への対応を図る必要がある。そこで本稿は、主に総務省統計局『国勢調査』のデータから各都道府県の地域間人口移動や産業・就業構造等の現状および変化を解明し、地域の社会・経済構造を考察することを目的としている。

(要 旨)

- 15～20年に人口が増加したのは、南関東4都県と沖縄県・愛知県・福岡県・滋賀県の計8都県のみで、39道府県は減少し、秋田県は6.2%減少した。21年の死亡率は、沖縄県9.4%、東京都9.5%に対し、秋田県17.0%と大幅な差が生じており、地方の人口減少が著しい。
- 都道府県の人口移動を年齢別にみると、主に、①若年層流入要因、②就職時流出要因、③子育て世代流入要因の3つの要因で特徴付けられる。千葉県はこの3要因が人口流入に対してプラスに寄与しているが、若年層の流入が多い地域でも、東京都は子育て世代の流入が弱い、京都府は就職時の流出が大きいなどの課題を抱えており、地域の産業・都市構造などに対応した課題の解決が必要である。
- 都道府県間人口移動をみると、地方中枢都市は福岡市を除いて人口の流出を堰き止める「人口ダム機能」が高いとは言い難い。東京都はIT産業等の情報通信業に従事する就業者が全国から集まり、南関東ではサービス産業を中心に雇用を吸収している。また、北関東・東海各県や滋賀県・富山県・広島県などは製造業が県外から人材を引き寄せている。
- 15～20年の産業の雇用吸収力を従業地就業者数増減率からみると、千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・奈良県・福岡県・沖縄県では、①産業構造要因と②地域特殊要因の両方が押し上げに寄与した。東京都は成長分野であるIT関連等の産業集積や産業の多様性・都市化の経済性の高さが押し上げている。一方、北関東・東海等の製造業集積地は、地域特化の経済性などを反映して製造業が地域特殊要因を押し上げたものの、生産性の向上や産業の空洞化などで全国的に就業者数は減少しており、産業構造要因は押し下げに寄与した。
- 女性や高齢者の就業率は上昇したが、大都市圏を中心に女性の労働力を活用できる余地は大きい。大都市圏のベッドタウンなどでは子供の有無で共働き比率に大幅な差が生じ、有配偶女性の非正規雇用割合も高い。育児環境の整備や税・社会保険制度の改善等が求められる。

(注) 本稿は原則、2023年2月27日現在の情報に基づき記述している。

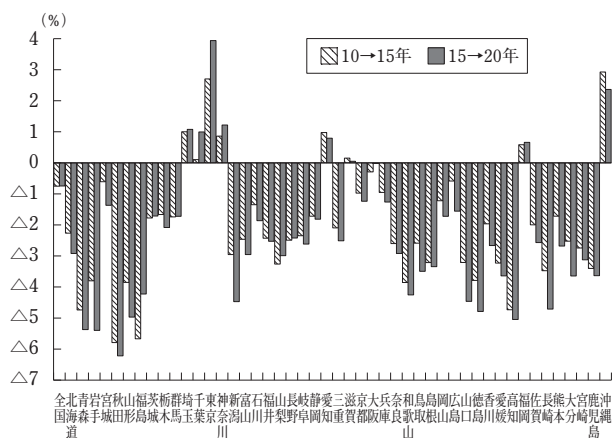
1. 問題意識

22年の出生数は77万人前後と見込まれており、統計開始以降初めて80万人を下回る公算が高い。一方、人口のボリュームが厚い団塊の世代（1947～49年生まれ）は20年に70歳を超えており、日本の少子高齢化問題は喫緊の課題になっている。岸田内閣は最重要課題として『異次元の（次元の異なる）少子化対策』の実現を掲げており、23年4月には子育て支援等のこども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が発足する。少子化対策として、①児童手当等の経済的支援の拡充、②保育サービス・幼児教育等の子育て支援の充実、③働き方改革などを推し進める方針である。特に、地方においては、若年層の県外への転出やそれに伴う出生数の減少、高齢者の加齢に伴う労働市場からの退出や死亡数の増加などを背景に、労働力不足や域内需要の縮小などが進み、地域経済の衰退が一段と加速する恐れがある。少子高齢化などの社会・経済の構造変化は地域の住民生活や企業活動等に大きな影響を及ぼすうえ、地域毎に社会・経済構造が異なるため、地域の実情に合わせた構造変化への対応を図る必要がある。そこで本稿は、主に総務省統計局『国勢調査』のデータから各都道府県の地域間人口移動や産業・就業構造等の現状および変化を解明し、地域の社会・経済構造を考察することを目的としている。

2. 都道府県の人口増減率～死亡率が地域間で大幅に乖離

総務省統計局『国勢調査』による20年^(注1)の全国の総人口は1億2,615万人となり、5年前（15年）の1億2,709万人から95万人減少した。総人口は10年（1億2,806万人）から15年に0.8%（年平均0.15%）減少しており、1920年の調査開始以降初めて人口が減少に転じた。15年から20年は0.7%減（同0.15%減）で引き続きマイナスとなり、この10年間で人口は191万人減少した。この規模は岡山県の人口（20年189万人）に匹敵する（人口が191万人に満たないのは28県）。都道府県別にみると、20年の対15年比は東京都（3.9%増）、沖縄県（2.4%増）、神奈川県（1.2%増）、埼玉県（1.1%増）、千葉県（1.0%増）、愛知県（0.8%増）、福岡県（0.7%増）、滋賀県（0.0%増）の8都県でプラスだった（図表1）。人口増加率が15年（対10年比）より加速したの

図表1 都道府県別の人口増減率（10→15年、15→20年）



(備考) 総務省統計局『国勢調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

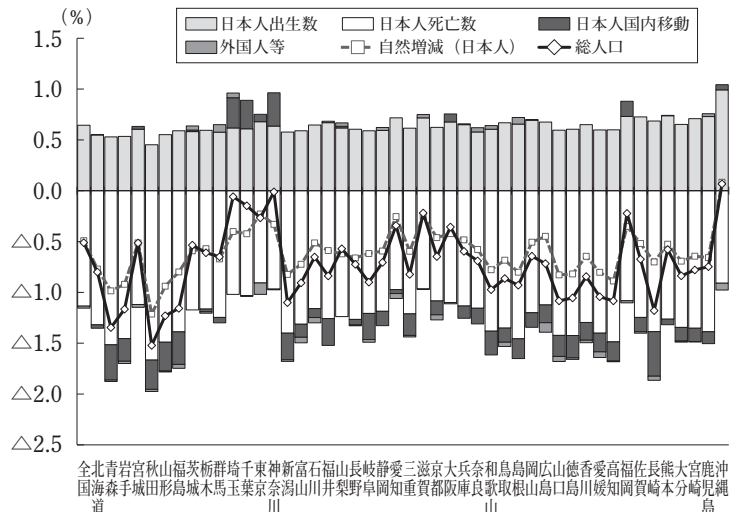
(注)1. 『国勢調査』は10月1日現在について5年毎に調査している。

は、東京都、千葉県、神奈川県、福岡県、埼玉県の5都県であり、沖縄県、愛知県、滋賀県は減速した。一方、秋田県(6.2%減)、岩手県・青森県(5.4%減)、高知県・山形県(5.0%減)などで人口の減少が著しく、39道府県でマイナスとなった。人口が減少した39道府県のうち、減少率が15年(対10年比)より縮小したのは福島県^(注2)、山梨県、大阪府、長野県、茨城県、群馬県の6府県であり、他の33道府県は減少率が拡大している。

20年以降の動向を総務省統計局『人口推計』で見ると、全国の総人口は21年(確定値)に前年比64万人減(0.51%減)の1億2,550万人(図表2)、22年(概算値)は同67万人減(0.53%減)の1億2,483万人で1億2,500万人を割り込んだ。23年2月(概算値)は同57万人減(0.45%減)の1億2,463万人で減少が続いている。高齢化に伴う死亡数の増加傾向に加え、コロナ禍が影響して入国超過数や出生数が減少したことで、自然動態と社会動態^(注3)の両方から人口減少に拍車がかかった。

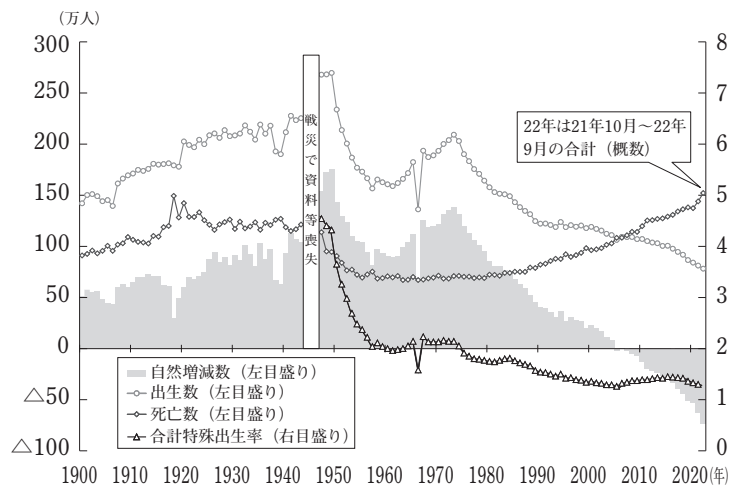
日本人の自然動態についてみると、05年に出生数106.3万人、死亡数108.4万人となり、死亡数が出生数を2.1万人上回って自然減になった(図表3)。06年は自然増になったが、07年に再び自然減

図表2 21年の都道府県別総人口の前年比増減率



- (備考) 1. 21年10月1日現在の前年比増減率・寄与度
 2. 外国人等は外国人の自然増減数と入国超過数+日本人の入国超過数
 3. 総務省統計局『人口推計(確定値)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表3 日本の出生数・死亡数・合計特殊出生率の推移



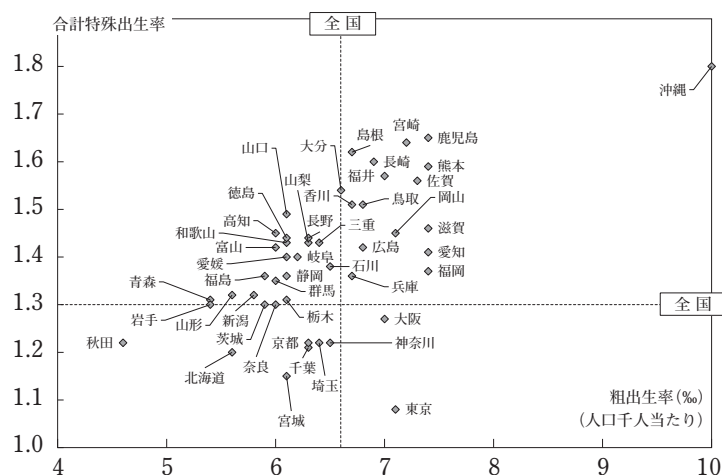
- (備考) 1. 日本にいる日本人が対象。合計特殊出生率は15～49歳女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。
 2. 厚生労働省『人口動態統計(確定数)』等より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(注)2. 福島県は11年の東日本大震災の影響で10年から15年に人口が5.7%減少したことが寄与した(20年の対15年比は4.2%減)。
 3. コロナ前の19年の総人口は前年比0.2%減で日本人の寄与度は△0.4%ポイント、日本人以外は0.2%ポイント(外国人の入国超過数は20.8万人)の押上げに寄与したが、21年は総人口が前年比0.5%減で日本人の寄与度は△0.5%ポイント、日本人以外が△0.0%ポイント(外国人の入国超過数は△2.8万人)と押上げ効果がはく落した(総務省統計局『人口推計』)。

に転じて以降、減少数は拡大の一途を辿っている。合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計）は05年に1.26と過去最低となった後は回復し、15年に1.45まで上昇したものの、低下に転じて21年は1.30になった。若年層の人口減少を反映して出生数は減少基調で推移しており、16年は97.7万人で100万人を割り込み、21年は81.2万人と減少に歯止めがかからない。21年10月～22年9月の1年間の出生数（概数）は78.2万人であり、22年は80万人を下回る可能性が強まっている。

都道府県別に21年の粗出生率（人口千人当たりの出生数）と合計特殊出生率の関係をみると（図表4）、沖縄県は合計特殊出生率が1.80、粗出生率が10.0%と共に最も高い。東京都は合計特殊出生率が1.08と最低だが、子育て世代が多いため粗出生率は7.1%で上位9位と比較的高い。都市部は合計特殊出生率が低いものの、子育て世代の多さが粗出生率

図表4 都道府県別の粗出生率と合計特殊出生率（21年）



（備考）1. 21年。粗出生率＝出生数÷日本人人口×1000（人口千人当たり）
2. 厚生労働省『人口動態統計（確定数）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

を押し上げている。逆に鹿児島県は合計特殊出生率が1.65と高く、高齢化が進んでいる^(注4)ものの粗出生率は7.4%で沖縄県に次ぐ高水準である。九州各県は合計特殊出生率の高さが粗出生率を押し上げており、九州・沖縄の他に中国各県、滋賀県・愛知県・福井県等の労働力率が高い地域^(注5)などは合計特殊出生率と粗出生率が共に全国の水準を上回る傾向がみられる。一方、秋田県は合計特殊出生率が1.22で全国の1.30を下回るうえ、粗出生率は4.6%で最も低い。東北各県は合計特殊出生率と粗出生率が共に低い傾向がある。

また、図表2をみると、人口当たりの死亡数は地域間の差が著しく、各都道府県の人口増減率に死亡率が大きな影響を及ぼしていることが分かる。21年の死亡率（人口千人当たり死亡数）は、沖縄県9.4%、東京都9.5%と低い一方、秋田県は17.0%で大幅な乖離がみられる。死亡率は高齢者の割合が高い地域ほど上昇するが、地方では若年層の県外流出による子育て世代や出生数の減少が繰り返された結果、高齢者の割合が高められたと見込まれる。そこで次章では、都道府県間の人口移動について考察することにする。

（注）4. 20年の高齢化率（65歳以上人口割合）は全国28.6%、東京都22.7%、鹿児島県32.5%、平均年齢は全国47.6歳、東京都45.3歳、鹿児島県49.3歳（総務省統計局『国勢調査（不詳補完結果）』）

5. 20年の労働力率（労働力人口÷15歳以上人口）は、全国62.9%、愛知県65.2%（2位）、福井県64.7%（4位）、滋賀県63.7%（6位）と上位にある（1位は東京都、3位は沖縄県、5位は神奈川県、総務省統計局『国勢調査（不詳補完結果）』）。

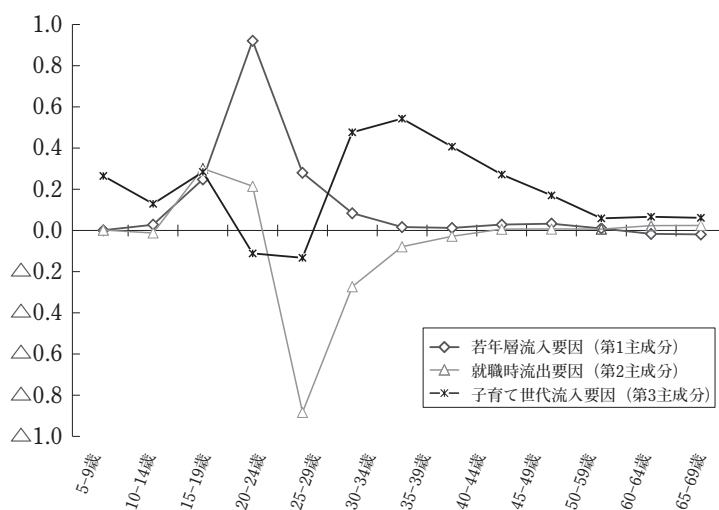
3. 都道府県間人口移動～人口移動の特徴および地域間労働移動と雇用吸収力

(1) 都道府県の年齢階級別人口移動の類型化～8タイプに分類

前章では都道府県の人口増減を自然動態の側面から概観したが、本章では都道府県間の人口移動といった社会動態からみることにする。都道府県間の人口移動は、大学進学・就職、結婚・育児等による世帯の形成や住居の見直しなどのタイミングで生じるケースが多い。本節では、このようなライフイベントを反映して各都道府県の年齢階級別の人口移動にどのような特徴があるのかを解明する。例えば、01～05年生まれの世代についてみると、15年は10～14歳で小中学生であるが、20年には15～19歳になって一部は大学進学や就職等で県外に転出するため、多くの県でこの世代の人口が5年前と比べて減少する。各都道府県の年齢階級別の転出入の動向を同世代（コホート）の人口変化（15→20年）から推測し、人口移動の傾向を特徴付ける要因を統計的手法（主成分分析）

によって抽出した。各都道府県の年齢階級別の人口移動を主に特徴付ける要因は、(1)大学進学や就職等で20～24歳を中心に若年層の流入が多い傾向（若年層流入要因）、(2)大学集積地などで15～24歳の人口流入は多いものの、大学卒業後の25～29歳を中心に大幅に流出する傾向（就職時流出要因）、(3)子育て世代の30～40歳代およびその子供の流入が多い傾向（子育て世代流入要因）であり（図表5）、この3つの要因の度合い（全国単純平均との比較）によって8つのタイプに分類した（図表6）。

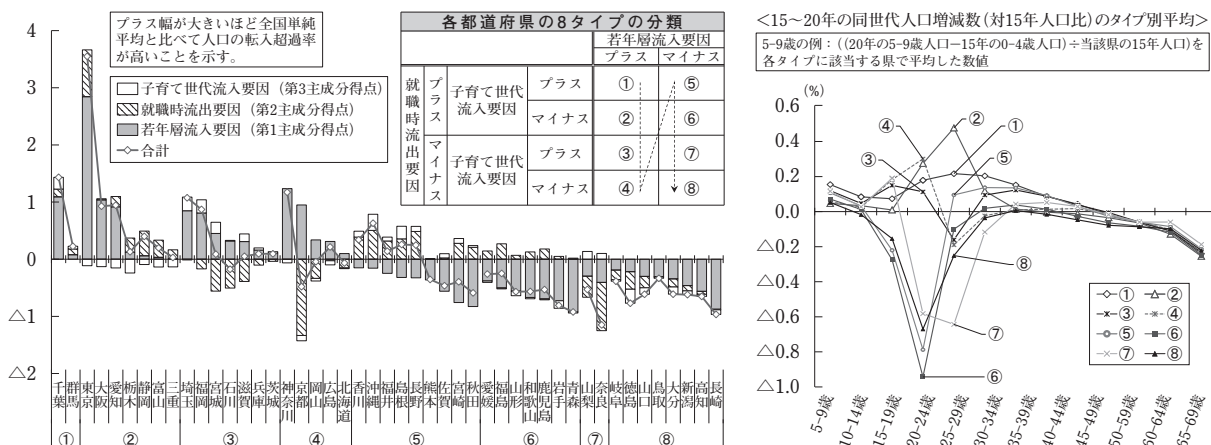
図表5 都道府県間の年齢階級別の人口移動（転入超過）を特徴付ける3つの要因



- (備考) 1. 15～20年の同世代人口増減数（20年の5～9歳から65～69歳の各階級の人口における当該年齢階級より5歳若い階級の15年の人口に対する増減数）の対15年人口比について主成分分析した結果の固有ベクトルを示している。
 2. Python機械学習ライブラリscikit-learnを用いて算出した。詳細は東京大学数理・情報教育研究センター（2022年）『Pythonプログラミング入門』参照
 3. 総務省統計局『国勢調査（不詳補完結果）』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

タイプ①は千葉県などが該当し、3つの要因共に全国平均と比べて人口流入の傾向が強い地域である。タイプ②は東京都・大阪府・愛知県等の大都市などで、大学進学時や就職時の人口流入傾向が強い半面、子育て世代が流出する傾向がみられる地域である。また、栃木県・富山県・静岡県・三重県は15～24歳の人口流出がみられるものの、就職時に当たる25～29歳で

図表6 都道府県の年齢階級別人口移動のタイプ分類



(備考) 1. 左図は図表5で算出した第1～3主成分の主成分得点。この得点がプラスかマイナスかでタイプを分類した(第2主成分の主成分得点は符号を逆にして)。①～⑧は各都道府県を分類したタイプを示す。例えば、①は、若年層の転入が多い、就職時の転出が少ない、子育て世代の転入が多い傾向がある。各主成分得点は全国で単純平均するとゼロになり、各要因のプラス幅(マイナス幅)が大きいと相対的に転入超過(転出超過)の傾向が強くなることを示している。右図は各タイプに属する都道府県の増減率に関する単純平均

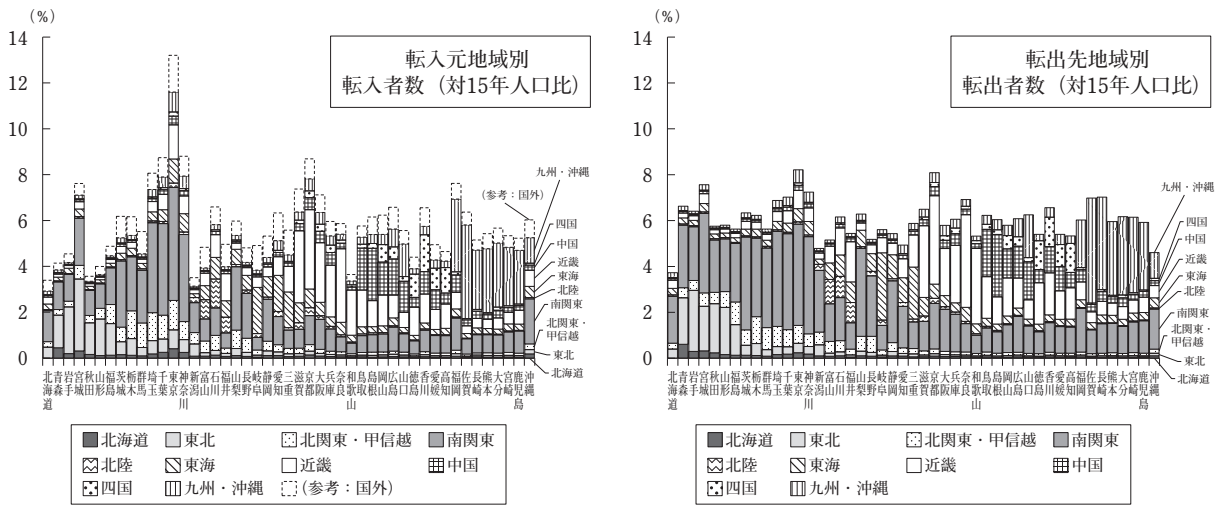
2. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

流入する傾向があり、雇用の受け皿としての役割を担っている可能性がある。タイプ③は宮城県・石川県・滋賀県などで、若年層や子育て世代の流入が比較のみられる半面、大学卒業後の人口流出が著しい。タイプ④は京都府や岡山県などで、大学進学等で若年層の流入が多いものの、就職時の人口流出が顕著であり、子育て世代の流入も比較的弱い。タイプ⑤は香川県・沖縄県・福井県などで、若年層の人口流出が大きい一方、就職や子育てのタイミングで流入する傾向がみられる。タイプ⑥は愛媛県・福島県などで、若年層の流出が著しいものの、就職時に再び流出する傾向は比較的小さい。タイプ⑦は山梨県や奈良県で、東京都や大阪府などの大都市に隣接して若年層や就職時の流出が大きい半面、子育て世代の流入がみられる。タイプ⑧に該当する徳島県や山口県などは、3つの要因による人口流出の傾向がみられ、特に長崎県や高知県などは15～29歳の若年層が大幅に流出する傾向が強い。人口の転出超過を抑制するには、子育て環境の整備や産学官連携等による地域資源を活用した雇用吸収力の底上げなど、流出要因の改善や流入要因の強化を図り、人口を定着させることが必要である。

(2) 都道府県間人口移動～都市の人口ダム機能と地域間労働移動からみた雇用吸収力

20年の転入者(5年前には当該都道府県に住んでいなかった常住者)について、5年前に住んでいた転入元の地域別に転入者数(対15年人口比)をみると、南関東からの転入は東京都が4.9%、千葉県が4.0%、埼玉県が3.9%、神奈川県が3.8%と高く、東京圏内での人口移動が活発な様子がうかがえる(図表7左)。また、つくば市など“つくばエクスプレス”沿線で子育て環境などが注目されている茨城県は南関東からの転入が2.9%、山梨県も2.8%と高い。東

図表7 都道府県の転入元地域別転入者数と転出先地域別転出者数（15→20年、対15年人口比）



(備考) 1. 転入元地域別転入者数は、20年の転入者（15年は当該都道府県以外に常住していたが、20年は当該都道府県に常住している者）における15年に常住していた地域（転入元）別の転入者数（対15年人口比）。転出先地域別転出者数は、20年の転出者（15年は当該都道府県に常住していたが、20年は別の都道府県に常住している者）における20年に常住している地域（転出先）別の転出者数（対15年人口比）とした。
 2. 総務省統計局『国勢調査（不詳補完結果）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

京圏周辺以外では、沖縄県が南関東からの転入が2.0%と高く、大都市からの移住が活発である。また、地方中枢都市の仙台市がある宮城県は東北からの転入が3.1%と自地域からの流入が多い。福岡市がある福岡県も自地域からの転入が3.2%と高いが、佐賀県は4.1%で福岡県を上回り、岐阜県も自地域からの転入が2.0%で愛知県の1.6%より高いなど、自地域の中心都市から周辺地域へ人口が転入する比率も高い。特に、京都府は近畿からの転入が3.5%、奈良県は3.2%、滋賀県は3.1%で大阪府の2.6%より高い。

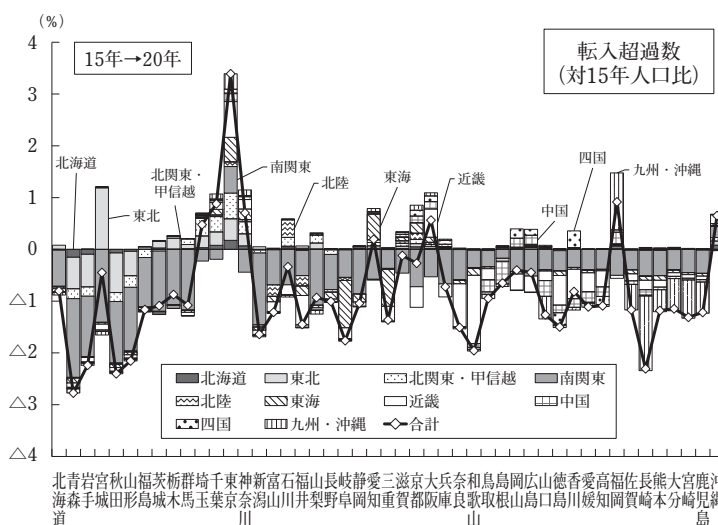
一方、20年の転出者（5年前は当該都道府県にいたが20年は別の都道府県に常住している者）について、転出先の地域別に転出者数（対15年人口比）をみると、北海道・東北・関東・甲信越といった東日本の各県は南関東に転出する傾向が強く、岩手県以外は自地域内より南関東に転出する割合の方が高い（図表7右）。静岡県は地域区分を東海に分類されることが多いが、東海より南関東に転出する傾向が強く、山口県も自地域内より九州・沖縄への転出が多いなど、分散型の都市構造なども影響して県内のエリアによって転出傾向が異なる。また、四国各県は自地域内の他県より近畿への転出が多く、地域の中心都市が「人口ダム機能」としての人口流出を堰き止める役割を果たす効果が限定的である。政令指定都市がある宮城県、愛知県、広島県などの県も、自地域内の他県より南関東への転出が多いなど、人口が自地域内で循環的に移動する構造が形成されておらず、東京圏などの大都市への転出で人口が漏れ出す構造になっている。

転入超過数（転入元地域別転入者数－転出先地域別転出者数）の対15年人口比をみると、南関

東の各都県、大阪府、愛知県、福岡県といった大都市および沖縄県で転入超過になっている(図表8)。福岡県は自地域からの転入超過数が多く、南関東への転出超過数を上回っている。一方、宮城県は、自地域に対しては転入超過だが、南関東への転出超過が押し下げた。また、中国は共に政令指定都市を擁する岡山県と広島県が自地域に対して転入超過となっており、中心都市としての役割が地域内で2都市に分散され、都市とし

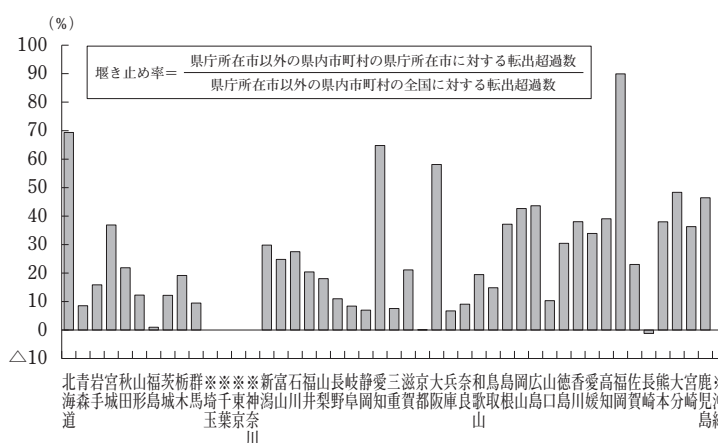
ての集積効果が十分に発揮できていない恐れがある。四国は高松市がある香川県、北陸は金沢市がある石川県で自地域に対して転入超過になっているものの、四国や北陸の各県は南関東や近畿といった大都市への流出が著しい。地域の中心都市が「人口ダム機能」として自地域外への人口流出を堰き止める効果が機能しているのは、福岡県といった一部地域に限られる。県内の中心都市である県庁所在市が、県内(除く県庁所在市)から県外への人口流出(転出超過)をどの程度抑制しているのかを“堰き止め率”からみると、福岡県は90%に達している(図表9)。福岡市を除く福岡県の市町村の転出超過数のうち、福岡市への転出超過数が90%を占めており、県外は10%程度にとどまる。他に“堰き止め率”が高いのは北海道(札幌市69%)、愛知県(名古屋市65%)、大阪府(大阪市58%)といった政令指定都市である。また、大分県・鹿児島県等の九州中南部、広島県・岡山県・島根県といった中国、四国の各県や宮城県なども

図表8 都道府県間の転入超過数(対15年人口比)



(備考) 1. (15~20年の転入元地域別転入者数-15~20年の転出先地域別転出者数)÷15年人口とした。
2. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

図表9 県庁所在市の県内における「人口ダム機能」



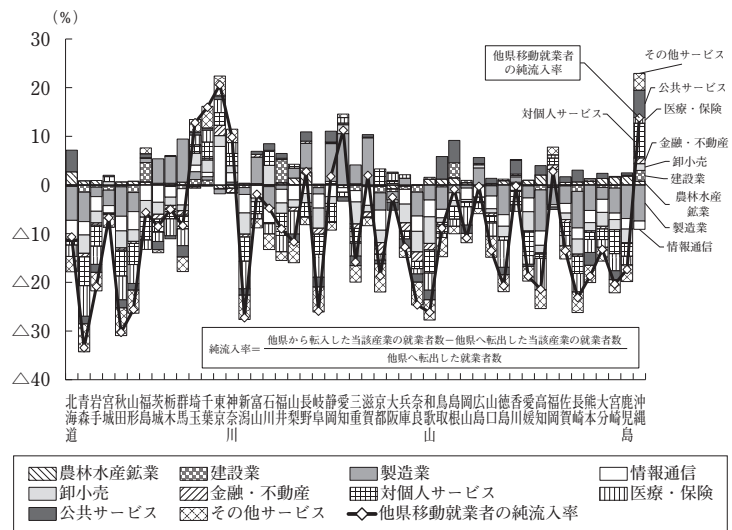
(備考) 1. 堰き止め率=県庁所在市以外の県内市町村の県庁所在市に対する転出超過数÷県庁所在市以外の県内市町村の全国に対する転出超過数とした。※印の5都県は分母がマイナス(転入超過)のため算出不能
2. 転出超過数は、20年の5歳以上人口における現住地と5年前(15年)の常住地の人口移動表から算出した。
3. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

30%を超える水準で比較的高い。一方、長崎県は長崎市から他の県内市町村への転出が転入を超過しており、県庁所在市が堰き止め機能を果たしていない。また、京都府・福島県・兵庫県・静岡県なども“堰き止め率”が低く、大都市に隣接していたり、県内に中心都市が分散したりする場合なども比較的水準が低い傾向がある。

都道府県間人口移動は、就職を希望する産業・職業・企業等が立地する地域に転居する就職時に活発化するが、移動者は転入先でどのような産業に就職しているのだろうか。図表10は、15～20年に都道府県間移動した就業者について、産業別に純流入率をみたものである。例えば、東京都では、就業者の純流入率（対他県への転出就業者数比）は20.6%に達するが、情報通信業が7.9%ポイント分を占めている。情報通信業は南関東で転入が転出を上回っており、他の地域は軒並み転出が超過している。IT人材等の労働需要

が旺盛な東京都等の南関東へ情報通信関連の職を求めて全国から就業者が集まっており、地方から労働力が供給されている。また、輸送機械等の産業集積がみられる北関東・東海各県や広島県に加えて、富山県・長野県・滋賀県などで製造業が雇用の受け皿になっている。一方、北海道・東北や四国・九州・沖縄などは県外に転出して製造業の職に就く傾向が比較的高い。宿泊・飲食・娯楽などの観光関連産業を含む対個人サービスは、沖縄県の純流入率が極めて高く、国内有数の観光エリアである京都府や15年に北陸新幹線が金沢駅まで開通した石川県、南関東の各都県や福岡県などで就業者の転入が超過している。東日本大震災の復旧・復興工事などで福島県、北陸新幹線延伸工事などで福井県、建設業のシェアが高い島根県^(注6)などは公共投資などを契機に県外から建設関連の人材が流入し、沖縄県・北海道や山陰エリアなどは公務等の公共サービスが地域の雇用の受け皿になっている。一方、大都市圏でも大阪府は就業者の転

図表10 都道府県間労働移動の産業別寄与度(15→20年)



- (備考) 1. (他県から転入した当該産業の就業者数－他県へ転出した当該産業の就業者数) ÷ 他県へ転出した就業者数 (15歳以上) とした。15～20年
 2. 産業分類は、対個人サービスは宿泊・飲食サービス、生活関連サービス・娯楽、公共サービスは電気・ガス・水道等、教育・学習支援、複合サービス事業、公務とした。
 3. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

(注)6. 北陸新幹線は15年3月に高崎・金沢間が開業、金沢・敦賀間は23年度末の開業を目的に建設中。島根県の建設業の県内総生産シェアは8.9%で5位(19年度。1位は沖縄県、2位は岩手県、3位は福井県、4位は福島県、内閣府『県民経済計算』)

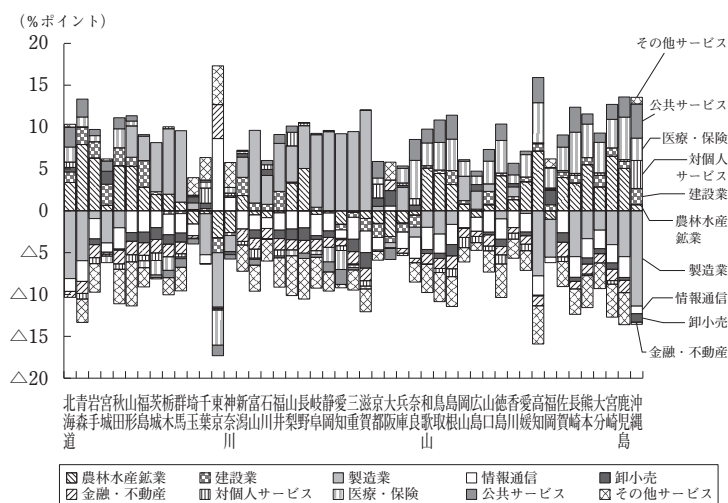
出が転入を超過しており、他県から就業者を引き寄せる雇用吸収力が低く、産業構造上で特化度合いが高い地域の基盤産業が比較的少ない。また、大都市圏では医療・保険が転入超過になっており、地方から大都市圏へ介護等の人材がシフトしている。特に西日本では医療・福祉関連に従事する就業者の割合が高く（図表11参照）、医療等の人員・費用は“西高東低”と言われている。先行き、高齢化の進展で大都市圏の医療・福祉関連の人手不足が一段と深刻化すると見込まれることから、西日本などの地方から大都市圏への労働移動が続く可能性がある。

4. 産業構造の特徴および産業の集積効果・地域特化と都市化の経済性

(1) 産業構造の特徴および産業の集積効果・地域特化の経済性

前章では、就業者の都道府県間移動を産業別にみたが、東京都は情報通信業の就業者が全国から流入するなど、各都道府県の産業の集積効果や競争力・成長力等の格差が人口移動に影響を及ぼしている可能性がある。そこで本章では、各都道府県の産業構造の特徴を従業地^(注7)ベースの就業者数から考察することにする。図表11は、20年における各都道府県の従業地

図表11 各都道府県における“産業の特化度”（20年）
（従業地就業者数産業別構成比の全国との乖離幅）



- (備考) 1. 各都道府県の従業地就業者（20年15歳以上）数の産業別構成比（大分類）－全国の産業別構成比とした。
2. 産業分類は、対個人サービスは宿泊・飲食サービス、生活関連サービス・娯楽、公共サービスは電気・ガス・水道等、教育・学習支援、複合サービス事業、公務とした。
3. 総務省統計局『国勢調査（不詳補完結果）』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

ポイント上回っており、神奈川県と大阪府が全国を若干上回る以外は軒並みマイナスで、情報通信業の東京一極集中が際立っている。金融・不動産も東京都に集中しており、専門・技術サービス等の対事業サービスなどを含む他のサービスも南関東や大阪府といった大都市圏での集積が著しい。また、製造業は滋賀県、東海・北陸・北関東・甲信越の各県、山形県・福島県や山陽エリアなどに集中している。医療・保険は西日本の各県や北海道・秋田県など、公務等の公共サービスは九州・沖縄、山陰・南近畿エリア、四国の各県や北海道・青森県などで就業

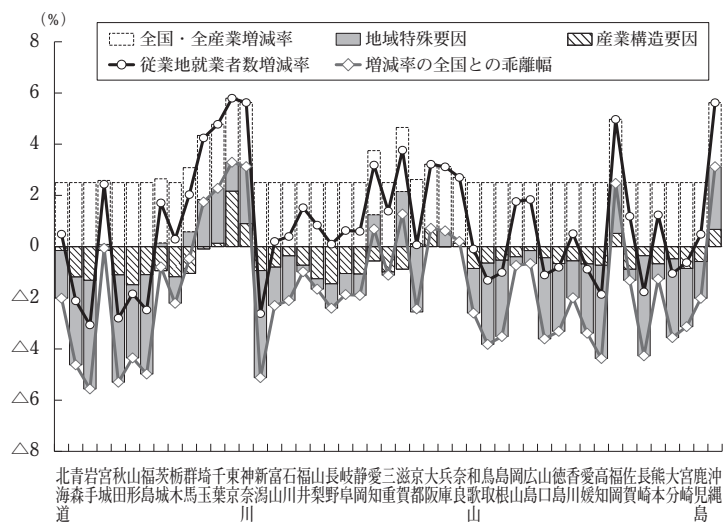
(注)7. 従業地ベースの就業者数は、就業者が仕事をしている場所の就業者数であり、居住する常住地の就業者数とは異なる。「常住地による人口（就業者）」－「流出人口（県外への通勤者）」＋「流入人口（県外からの通勤者）」

者数が多く、医療・福祉、社会インフラや公務などの生活に必要な不可欠で公共的なサービスの提供に従事する就業者の割合が高い。地方において県外から所得を稼ぐ基盤産業となる農林水産業等は、北海道・東北、北関東・甲信越、山陰エリア、四国、九州（除く福岡県）の各県や和歌山県などで集積度が高い。また、県外から観光客等呼び込んで収入の稼得を担う宿泊・飲食サービスや娯楽業を含む対個人サービスは、国内有数の観光地である沖縄県・京都府、国際空港・テーマパーク等が立地する千葉県、富士山エリア等の観光名所があって大都市からの利便性に優れた山梨県などで特化度が高い。

図表12は、「シフト・シェア分析」と呼ばれる手法を用いて、各都道府県において、①全国的に就業者数が増加している成長産業の集積度が高い、②地場産業などの自地域の特定産業で競争力が強いといった成長要因別に15～20年の従業地就業者数増減率(雇用吸収力)を分解した結果である。具体的には、各都道府県の従業地就業者数増減率の全国との乖離幅について、①産業構造要因(当該県の産業構造の下で、全国の当該産業の就業者数増減率と全国の全産業との乖離幅に応じて就業者数が増減した場合の効果)と②地域特殊要因(当該県の当該産業の就業者数増減率と全国の当該産業との乖離幅に応じて就業者数が増減した場合の効果)に分解した。つまり、産業構造要因は、全国的に就業者数が増加(減少)している成長(衰退)産業のシェアが高い地域ほど就業者数が押し上げられる(押し下げられる)効果である。地域特殊効果は、地域で特定の産業の競争力・優位性が高く(低く)、就業者数の増加率が全国を上回る(下回る)など、地域特有の要因によって就業者数が押し上げられる(押し下げられる)効果である。

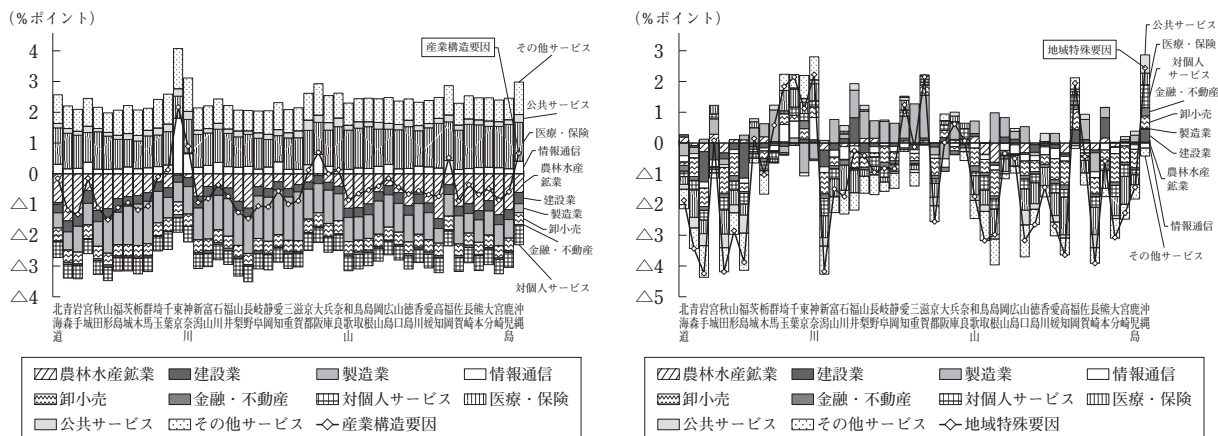
産業構造要因は、東京都が2.2%ポイントの押し上げに寄与して最も高く、神奈川県・大阪府・沖縄県は0.5～1.0%ポイント程度、千葉県・京都府・奈良県は0.1%ポイント程度であり、

図表12 シフト・シェア分析による就業者数の増減要因
(従業地就業者数増減率・成長要因別寄与度)



- (備考) 1. 従業地の就業者数(15歳以上)の15～20年の増減率のシフト・シェア分析。詳細は林・林編著(2021年)『地域データ分析入門』第8章参照
2. 産業構造要因は、当該県の産業構造の下で、全国の当該産業の就業者数増減率と全国の全産業との乖離幅に応じて就業者数が増減した場合の効果、地域特殊要因は、当該県の当該産業の就業者数増減率と全国の当該産業との乖離幅に応じて就業者数が増減した場合の効果とした。
3. 算出時の産業分類は不詳補完結果の大分類である点に留意を要する。
4. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

図表13 従業地就業者数増減率の産業構造要因（左）・地域特殊要因（右）の産業別寄与度（15→20年）



- (備考) 1. 従業地の就業者数（15歳以上）の15～20年の増減率のシフト・シェア分析による分解
 2. 産業分類は、対個人サービスは宿泊・飲食サービス、生活関連サービス・娯楽、公共サービスは電気・ガス・水道等、教育・学習支援、複合サービス事業、公務とした。算出時の産業分類は不詳補完結果の大分類である点に留意を要する。
 3. 総務省統計局『国勢調査（不詳補完結果）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

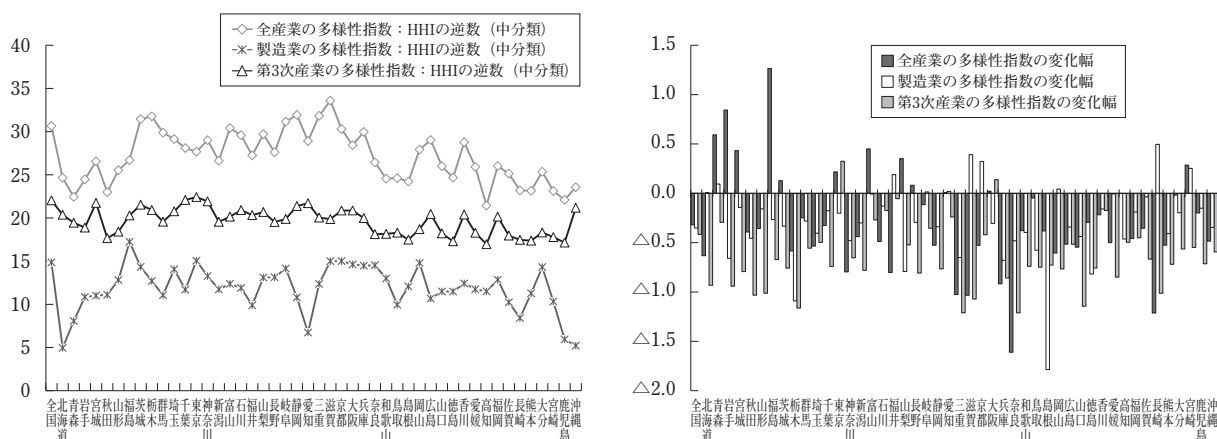
他の大半の県は押し下げられている。特に東京都は情報通信が1.8%ポイント押し上げており、業務の高度化等で対事業所サービスを含むその他サービスが1.3%ポイント、高齢化で医療・福祉が0.7%ポイントの押し上げに寄与した（図表13左）。一方、後継者難や人手不足、製造業の省力化等による生産性の向上や産業空洞化、ネット販売の普及・流通構造の変化、地域住民の減少に伴う需要縮小などで、農林水産業、建設業、製造業、卸小売、対個人サービスなどの就業者数は減少しており、これらの産業のシェアが高い地域は、産業構造要因の押し下げ寄与が大きい。地域特殊要因は、南関東の各都県、愛知県、滋賀県、兵庫県、福岡県、沖縄県で押し上げに寄与している（図表12、13右）。南関東は、おおむね情報通信、卸小売、対個人サービス、医療・保険、その他サービスの就業者数の増減率が全国より高い傾向があり、企業・産業の集積や人口流入に伴って対事業所サービス、情報通信、生活関連サービスなどで地域の競争力・雇用吸収力や「地域特化の経済性」が高いと推測される。また、愛知県や滋賀県は製造業、福岡県や沖縄県は卸小売、建設、対個人サービスなどが地域経済をけん引していることが分かる。一方、岩手県・秋田県・新潟県は地域特殊要因が4.0%ポイント超押し下げられており、各産業の就業者数増減率は総じて全国の水準を下回っている。特に、東日本大震災の復旧・復興関連工事が完了に向かうなど、東北では建設業で就業者数の減少が著しく、南関東などの大都市圏以外では医療・保険の増加率が比較的低い傾向がみられる。

(2) 都市化の経済性～都市部で第3次産業の多様性が高い

東京都にIT産業等の情報通信業の就業者が集中しており、全国から東京都にIT関連人材が流入している（図表10参照）。ただ、IT関連業務はリモートワークとの親和性が高く、コロナ以降のリモートワークの普及によって、地域間の労働移動を伴わないで地方に居住しながら業務に従事できる環境が整備されつつある。しかし、大都市圏では情報通信業に加え、様々な産業・職種に就職できる機会が多く、地域の産業構造の多様性や「都市化の経済性」も人口移動に大きな影響を及ぼしていると考えられる。そこで、企業の競争状況の集中度を示すHHI（ハーフィンダール・ハーシュマン指数^(注8)）を各都道府県の産業別従業地就業者数について算出し、HHIの逆数を“産業構造の多様性指数”とすることで、各都道府県の産業構造の多様性の度合いをみることにする。

全産業に対して産業構造の多様性指数を算出すると、滋賀県が最も高くなっており（図表14左）、裾野が広い製造業のシェアが高く、様々な関連産業が立地することで多様性指数が高まった可能性がある。また、栃木県・茨城県等の北関東、静岡県・三重県・岐阜県等の東海などの製造業集積地も多様性指数が高い。一方、大都市圏はサービス業に産業の集積が偏ることもあり（図表11参照）、多様性指数が高いとは言い難い。しかし、第3次産業に対して多様性指数を算出すると、東京都が最も高く、千葉県・神奈川県・宮城県・愛知県・静岡県などの政令指定都市がある地域で高い傾向があり、第3次産業は都市部で多様な業種に就職する機会が比較的多い。一方、都市部を除く東北や西日本の各県は第3次産業の多様性指数が低く、就職の選択

図表14 都道府県の“産業構造の多様性指数”（HHIの逆数、左、20年）と変化幅（右、15→20年）



(備考) 1. 各産業（抽出詳細集計の中分類）の従業地就業者数構成比の二乗の合計（HHI）の逆数を産業構造の多様性指数とした。
2. 総務省統計局『国勢調査（抽出詳細集計）』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

(注)8. 公正取引委員会によると、ハーフィンダール・ハーシュマン指数は「個別事業者ごとに当該事業者の事業分野占拠率を二乗した値を計算し、これを当該品目に係る全事業者について合計したもの」と定義されている。

肢の少なさが県外へ転出する一因になっている恐れがある。15～20年の多様性指数の変化をみると（図表14右）、東北は農林水産業や東日本大震災の復旧・復興需要等のはく落などが影響した建設業など、特化度が高い産業で就業者数が減少したことが多様性指数を押し上げた。地域内で影響力が強い有力企業の事業所の閉鎖などで指数が上昇した地域もあり、新たな成長分野の就業者数の増加による前向きな要因によって多様性指数が上昇したケースは少ない。多くの地域は軒並み多様性指数が低下しており、高齢化などを背景に人材が医療・保険などで増加した一方、人口減少等に伴う地域経済の需要縮小や後継者難・人手不足などによって幅広い産業で就業者数が減少したことが、産業の多様性を弱めた恐れがある。

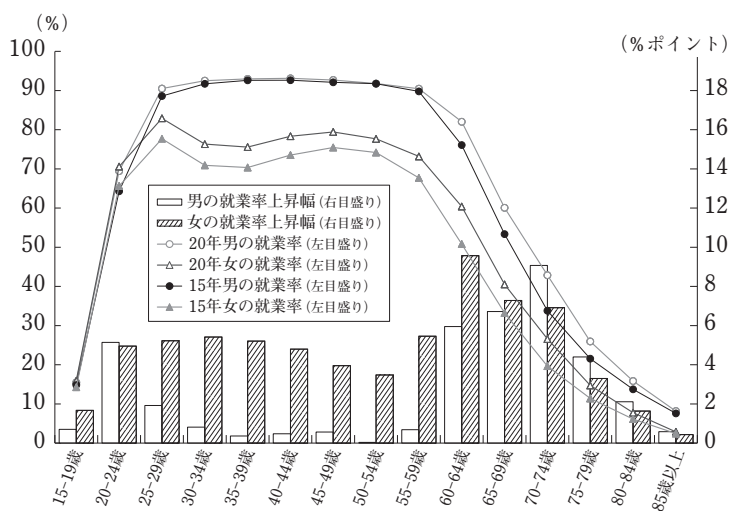
5. 都道府県の就業構造の現状と変化～大都市圏で労働力の活用余地が大きい

(1) 年齢階級別就業率の男女差の都道府県格差とその変化

前章まで、都道府県間の人口移動や産業構造について考察したが、特に地方では人口流出や少子高齢化による労働力人口の減少で地域住民の生活を支える人材の不足が一段と深刻化すると懸念されている。近年の人口減少下において、アベノミクスの成果の一つとして就業者数が増加したことが挙げられているが、本章では、アベノミクスの期間中の15～20年に各都道府県で就業構造がどのように変化したのかについて検証する。

全国の上昇幅をみると、20年は男女計（15歳以上）が60.5%、男69.2%、女52.4%であり、各々、15年の58.1%、68.0%、49.0%から上昇した。男女別・年齢階級別にみると、男女共に60～74歳の高齢者の就業率の上昇が顕著であり、特に女性は20～44歳で5%ポイント前後上昇している（図表15）。女性の就業率が30歳代で低下するM字カーブの凹みは浅くなっており、25～69歳は女性の方が男性より就業率の上昇幅が大き

図表15 全国の男女別・年齢階級別の就業率（15年、20年）



（備考）1. 就業率＝就業者数÷人口、上昇幅は20年－15年とした。
2. 総務省統計局『国勢調査（不詳補完結果）』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

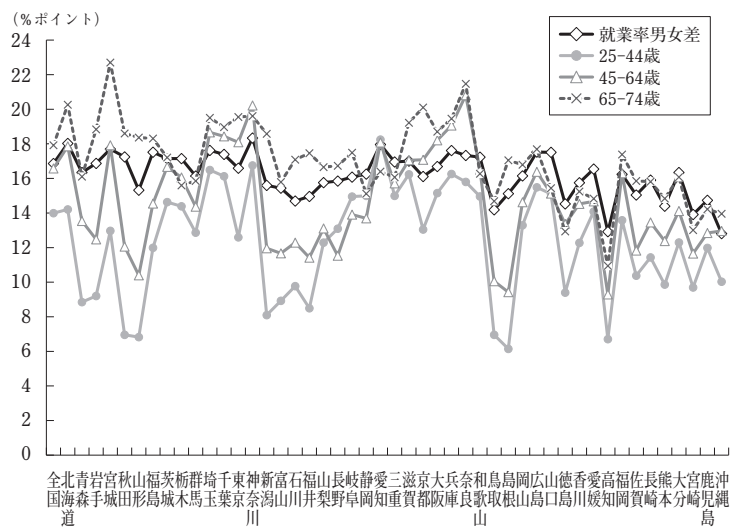
く、総じて男女差は縮小した。高齢者と女性の労働市場参入が就業率の上昇に大きく寄与したが、都道府県別にみると就業率の男女差には大幅な乖離がみられる。M字型の凹みが生じる25～44歳では、秋田県・山形県などの東北、北陸4県（北陸+新潟県）、山陰エリア、高知県

などで男女差が比較的小幅で、女性の労働力としての活用が進んでいる(図表16)。一方、東京都周辺の南関東各県、愛知県、滋賀県・兵庫県・奈良県といった近畿、広島県などで男女差が大きい。特に45～64歳は政令指定都市がある大都市圏やその周辺部で男女差が顕著である。人手不足への対応として女性の労働力を活用する必要性が高まっているが、15～20年に就業率の男女差が縮小したのは、M字型の凹みが比較的大きく、女性の就業率の上昇余地が大きい宮城県や関東・東海・近畿などの大都市圏である(図表17)。特に、女性の就業率が低い奈良県では、45～64歳の女性の就業率が上昇して男女差が6.4%ポイント縮小しており、宮城県や神奈川県も縮小が進んだ。一方、25～44歳では、男女差が以前から小幅であった北陸・山陰エリアの各県や高知県などで男女差の縮小幅が比較的小さく、新たな労働力として女性を活用する余地が狭まりつつある。

大都市圏では子育て環境が整備

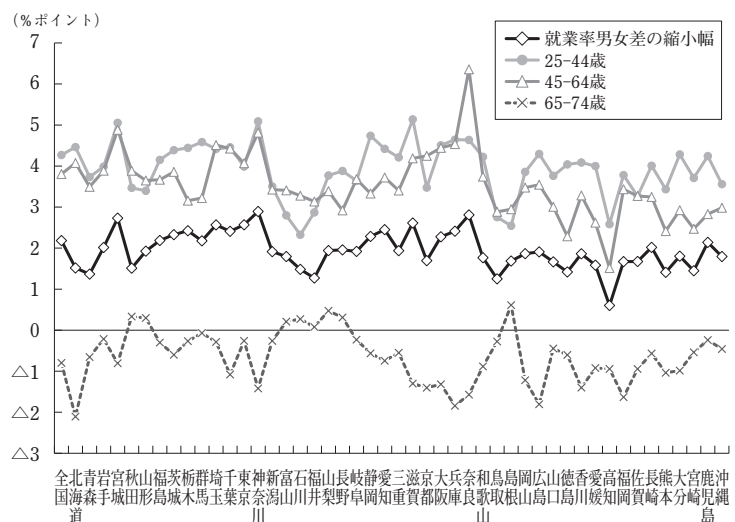
されていないことが、女性の就業率を引き下げている可能性がある。そこで、子育て世代に当たる25～39歳の妻(夫は就業者)の就業率を共働き比率(子供の有無別)としてみたのが図表18である。子供がいない夫婦の共働き比率はおおむね80%台であり、地域間で著しい乖離はみられない。しかし、子供がいる夫婦の共働き比率は、秋田県・山形県などの東北、北陸4県、山陰エリア、高知県などは80%前後で子供なし夫婦との差が小さい一方、南関東・近畿の各

図表16 都道府県の年齢層別就業率の男女差(20年)



- (備考) 1. 各年齢層における年齢(5歳階級)別就業率男女差(男一女)の単純平均とした。就業率男女差は15歳以上の就業者数÷15歳以上人口の男女差
2. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

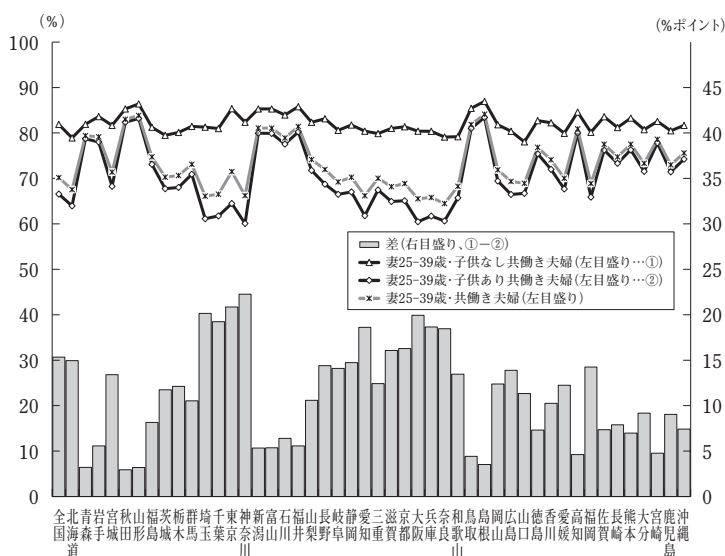
図表17 都道府県の年齢層別就業率男女差の縮小幅



- (備考) 1. 図表16の男女差の15～20年の縮小幅(△(20年-15年))
2. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

都府県や愛知県などの大都市圏は60%台に低下する。大都市圏では子供の有無によって共働き比率が20%ポイント程度の差が生じており、女性の就業率を押し下げる一因になっていると見込まれる。

図表18 都道府県の子供の有無別共働き比率（20年）



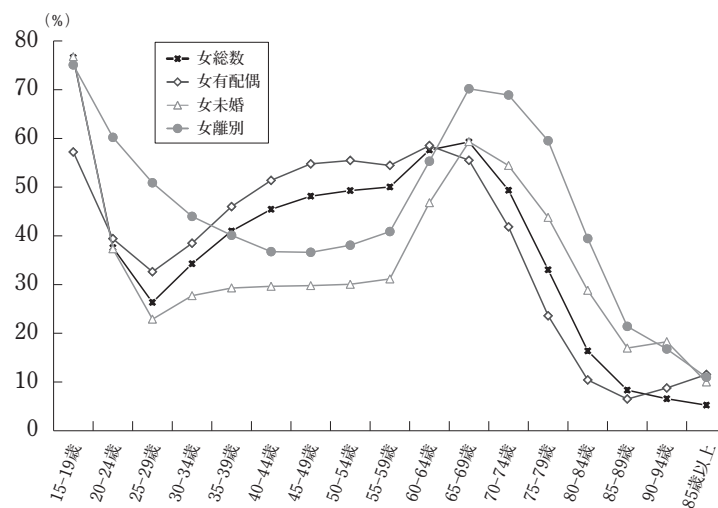
(備考) 1. 共働き比率は就業者の夫がいる妻（25～39歳）の就業率とした。
2. 総務省統計局「国勢調査」より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

(2) 都道府県の非正規雇用の状況～有配偶女性の非正規雇用割合が高水準

女性の労働力の活用が全国的に進んだが、雇用形態が非正規雇用であれば、賃金水準が低く、税・社会保険制度上の問題で労働時間を調整するケースもあり^(注9)、女性の労働市場への参入が本格的に高まったとは言い難い。

全国の女性の年齢階級別の非正規雇用割合を配偶関係別にみると、有配偶女性は40～59歳で50%を超えており、未婚女性の30%前後を大幅に上回る(図表19)。60歳を超えると健康上の理由等でフルタイムの仕事を抑制する傾向があるため、非正規雇用割合が男女共に高まるが、特に女性は育児が一段落する40～59歳で有配偶者の非正規雇用割合が上昇する。これは、育児期の継続雇用が難し

図表19 全国の女性の年齢階級別非正規雇用割合



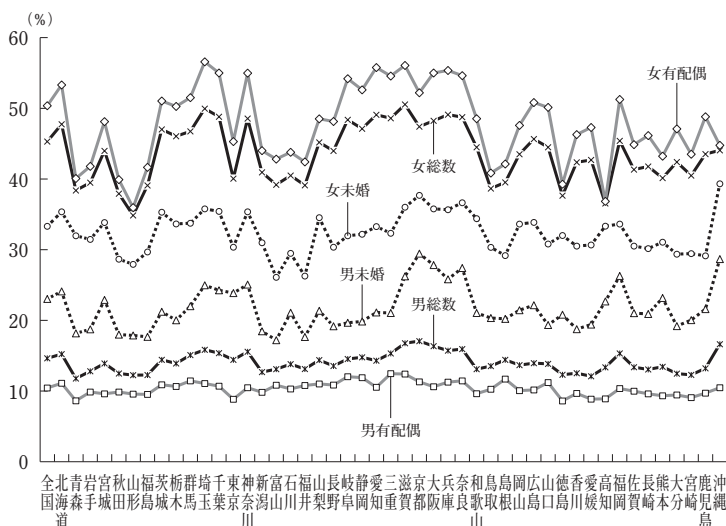
(備考) 1. 非正規雇用割合はパート・アルバイト等と労働者派遣事業所の派遣社員である雇用者の就業者数に対する比率とした。
2. 総務省統計局「国勢調査」より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

(注)9. 妻の所得が103万円を超えると所得税が課税され、106万円を超えると従業員101人以上(24年10月以降51人以上)の企業で社会保険の加入対象に、130万円を超えると社会保険上の扶養から外れるなど、所得に応じて労働時間を調整するとされている。

たり、育児後の再就職で育児前のキャリアを生かしくかたりする就業環境や労働市場によって、正規社員として女性の労働力が有効に活用されていないことを示している恐れがある。

都道府県別に男女別・配偶関係別の非正規雇用割合をみると、男性は有配偶の非正規雇用割合が10%前後で低く、地域差も小さい(図表20)。一方、未婚男性は20%台で地域差も大きく、特に若年層が多い南関東・近畿等の大都市圏のベッドタウンなどでは非正規雇用割合が高い傾向がある。女性は逆に有配偶の方が未婚よりも非正規雇用割合が高く、地域間の差が著しい。おおむね共働き比率が高い地域では有配偶女性の非

図表20 都道府県の主な配偶関係別非正規雇用割合



(備考) 1. 非正規雇用割合はパート・アルバイト等と労働者派遣事業所の派遣社員である雇用者の就業者数に対する比率とした。
2. 総務省統計局『国勢調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

正規雇用割合は低く、このような地域では就業率が高いうえに賃金水準が高い正規雇用が多いため、世帯の所得水準が相対的に高くなる就業構造といえる。ただ、大都市圏では共働き比率が低く、有配偶女性の非正規雇用割合が高いが、夫の所得水準が高いなど、妻がフルタイムで働く必要性が低く、就労や正規雇用を希望しないケースが少ない点に留意を要する。

子供の有無で労働市場への参入が抑制され、育児環境や税・社会保険制度によってやむを得ず非正規雇用での就業や労働時間の調整をせざるを得ないような状況が改善されなければ、日本の労働力不足の緩和や所得水準の向上は進展しないものと考えられる。

6. 人口減少社会における都市化の現状

(1) コロナ下における人口移動～東京都の転入超過数に回復の兆し

第3章では人口移動について15～20年の動向を総務省統計局『国勢調査』からみたが、本節ではコロナ下にあった20年以降の動向を同『住民基本台帳人口移動報告』からみることとする。主要地域別の転入超過数(日本人移動者)の推移をみると(図表21)、コロナ禍の移動自粛などで東京都が19年の8.7万人から20年は3.8万人、21年は1.1万人へ大幅に減少した。それに対応して、3大都市圏や地方中枢都市(札幌・広島)以外の地域(地方圏)の転出超過数は、19年の15.1万人から20年は10.7万人、21年は8.3万人へ減少している。地方圏の転出超過数はコロナ下で減少したものの、行動制限が緩和された22年は再び9.7万人へ増加し、東京都の転入超過数も3.4万人に拡大した。リモートワ

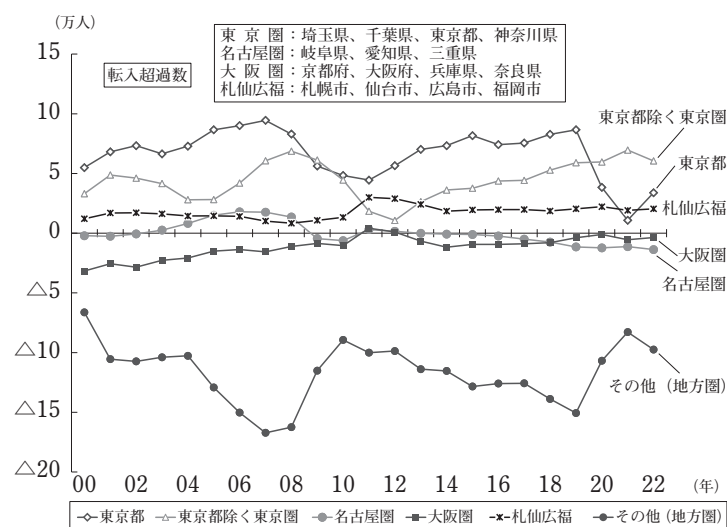
ークの普及などで大企業を中心に地方からでも業務を行える環境が整備されつつあり、地方から大都市圏への転出の抑制や大都市圏から地方への移住の増加が促される構造変化が緩やかに進展しているものの、コロナ禍から経済活動が正常化するに従って、地方から大都市圏への人口流出が再び活発化する可能性がある。図表9の通り、県庁所在市の県内における「人口ダム機能」の効果は、福岡県(福岡市)など一部を除いて限定的であり、中心都市でも人口流出を堰き止められず、市街地などの人口密度や都市機能が低下している恐れがある。そこで次節では、人口減少下にある日本の都市化の状況について検証してみる。

(2) 都道府県の都市化・都市の集中度とその変化

各都道府県の人口増減率をみると(図表1参照)、特に地方で人口が大幅に減少しており、人口密度が低下している。小売・飲食店、金融機関、医療・福祉、生活関連サービス業などの商圏人口の減少による採算性の悪化や人手不足などで閉店・撤退等が進み、生活利便性が悪化する恐れがある。

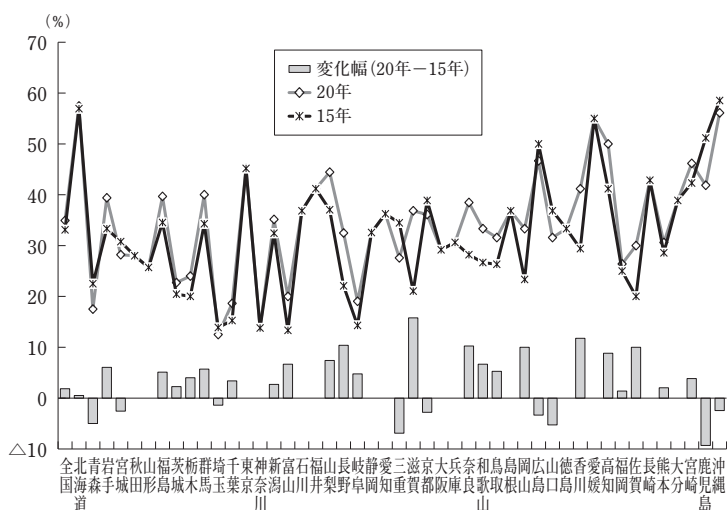
多くの人々が周辺地域から働きに来る中心都市などの昼夜間人口比率(常住人口100人当たりの昼間人口)が100を上回る市区町村の割合をみると、北海道・沖縄県・愛媛県・高知県で5割以上と多く、都市が分散して点在している傾向がある(図表22)。一方、埼玉県・神奈川県・千葉県といった東京都周辺のベッドタウンや名古屋市に近い岐阜県などは割合が低い。また、青

図表21 主要地域別の転入超過数(日本人移動者)



(備考) 総務省統計局『住民基本台帳人口移動報告』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表22 昼夜間人口比率が100超の市区町村割合

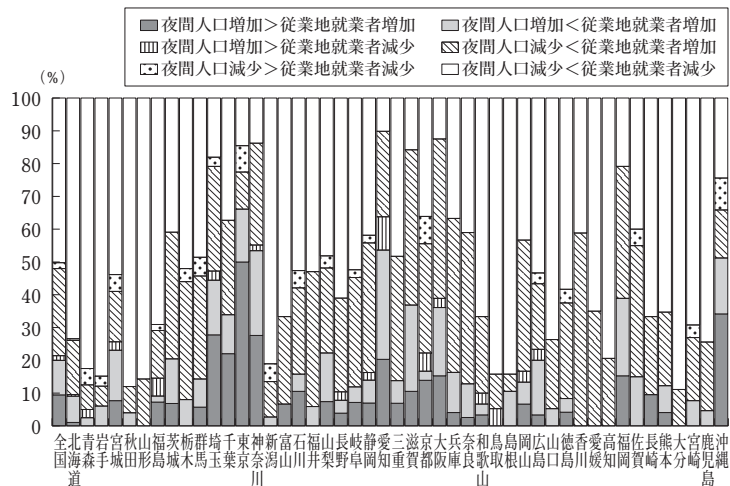


(備考) 1. 昼夜間人口比率は、夜間人口(常住人口)100人当たりの昼間人口(常住人口-通勤・通学に伴う流出人口+流入人口)。
2. 各都道府県の市区町村数に対する昼夜間人口比率100超の市区町村数の割合。政令指定都市・東京都特別区は区別に算出した。
3. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

森県や富山県なども割合が低く、一部の中心地に産業が集中している傾向がある。15～20年の変化をみると、県庁所在市等の都市部の昼夜間人口比率が軒並み低下している。また、滋賀県・香川県・長野県・奈良県・佐賀県などで100を超える市町村の割合が高まった。滋賀県では工場が集積している竜王町(156.6)や多賀町(120.3)で昼夜間人口比率が高く、野洲市、日野町、甲賀市が20年に100を上回った。鹿児島県・三重県等9県以外の都道府県では、昼夜間人口比率が

100を上回る中心地的な市区町村が増加している。ただ、産業の集積などによる都市機能の向上で昼夜間人口比率が高まったケースより、高齢化による死亡数の増加などで夜間人口の減少ペースが昼間人口より大きくなり、相対的に比率が高まったケースが多い。図表23は、各都道府県の市区町村を、夜間人口と従業地就業者数の15～20年の増減数のパターン別に分類した割合である。全国では夜間人口の増加数が従業地就業者数を上回った市区町村は1割に満たず、約9割は従業地就業者数の増加数

図表23 夜間人口と従業地就業者数の増減パターン別の市区町村割合



- (備考) 1. 各都道府県の市区町村を15～20年の夜間人口と従業地就業者数の増減数のパターン別に分類した割合。政令指定都市・東京都特別区部は区別に算出した。
 2. 不等号は、例えば、「夜間人口増加(減少) > 従業地就業者増加(減少)」は、夜間人口と従業地就業者が共に増加(減少)し、増加(減少)数が夜間人口の方が多い(少ない)市区町村を示す。
 3. 総務省統計局『国勢調査(不詳補完結果)』より信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

(減少数)の方が夜間人口より多い(少ない)。滋賀県は従業地就業者数が増加した市町村の割合が84.2%で夜間人口が増加した割合の36.8%を大幅に上回る。夜間人口が減少しても、就業率の上昇なども寄与して従業地就業者数が増加した市町村が多く、雇用の受け皿として機能している市町村の割合が高い。一方、宮城県以外の東北や新潟県、山陰エリア、高知県、大分県などでは、夜間人口と従業地就業者数共に減少している市町村が多く、地域住民や通勤者・労働者数が減少して地域経済が需要と供給の両面から縮小している恐れがある。

このような状況に対応するため、住居や都市機能を各拠点に誘導してネットワークで結ぶコンパクト+ネットワーク政策などが実施されてきたが、各都道府県は人口が集約化されて生活利便性は向上したのであろうか。人口が密集して都市が形成されているエリアはDID(人口集中地区^(注10))と呼ばれる。15～20年の人口増減率をDIDの人口と非DIDの人口の寄与度に

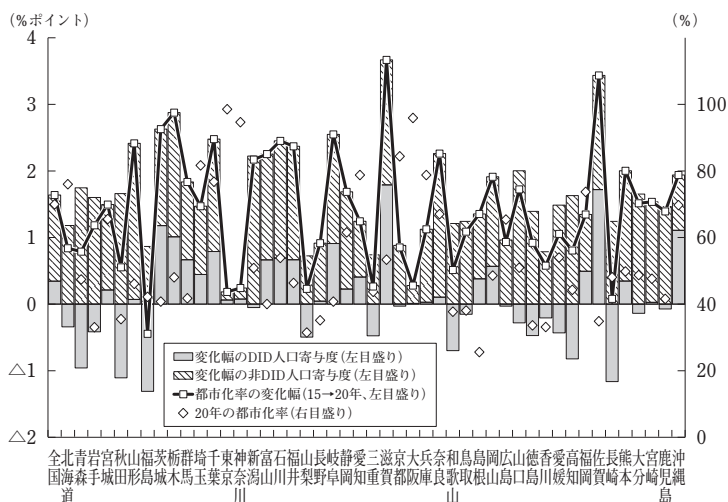
(注)10. 国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、①原則として人口密度が1km当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域(Densely Inhabited District)

分解すると、非 DID 人口の寄与度は総じてマイナスである。例えば、沖縄県の人口は2.4%増加したが、非 DID 人口が1.2%ポイント押し下げた一方、DID 人口の寄与度は3.6%ポイントで大幅に押し上げた。また、滋賀県と大阪府は人口増減率がほぼ横ばいだが、滋賀県は非 DID 人口の寄与度が△3.6%ポイント、DID 人口は3.7%ポイントで都市化率(DID 人口÷人口)が大幅に高まった。一方、大阪府は各々△0.3%ポイントと0.3%ポイントで共に小幅である。人口減少率が2.5%程度で同水準の三重県と佐賀県は、三重県はDID 人口が減少した一方、佐賀県は増加しており、都市化率の上昇幅(15→20年)は各々0.3%ポイントと3.4%ポイントで大幅に乖離している(図表24)。

都市化率の上昇幅が大きいのは、滋賀県・佐賀県・岐阜県・栃木県・茨城県や北陸各県などのDID 人口が増加している地域その他、山形県・新潟県・奈良県などのDID 人口がおおむね横ばいで非 DID 人口が大幅に減少した地域などである。

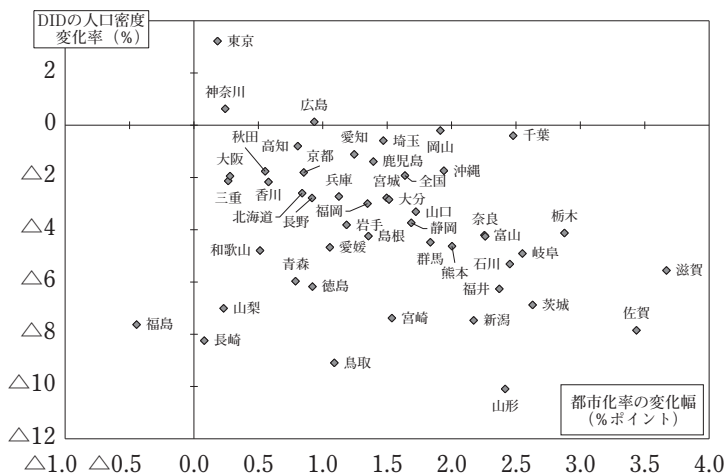
DID 人口の増加や非 DID 人口の減少などで都市化率が高まって、DID のエリアが拡大するなど、DID の低密度化で人口の集約が進んでいない恐れがある。滋賀県は20年の都市化率が15年より3.7%ポイント上昇したが、DID の人口密度は5.6%低下した(図表25)。DID 面積が13.8%拡大しており、DID 人口の増加率7.4%を大幅に上回る。東京都・神奈川県・広島県は都市化率とDID 人口密度が共に上昇した一方、佐賀県・滋賀県・茨城県・山形県ではDID 面積が10%以上拡大した(全国は3.6%拡大)。人口集中エリアの

図表24 20年の都市化率と15~20年の変化幅



(備考) 1. 都市化率=DID人口÷人口とした。都市化率の変化幅は20年-15年。都市化率の変化幅=(1-都市化率)×DID人口増減数÷人口-都市化率×非DID人口増減数÷人口とした。
2. 総務省統計局『国勢調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

図表25 DID人口密度の変化率と都市化率の変化幅



(備考) 1. 20年の15年に対する比較
2. 総務省統計局『国勢調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

人口割合が高まった一方、居住地の無秩序な拡散などで都市の低密度化が進展している恐れがある。

都市化率は非 DID 人口の減少などで福島県を除いて総じて上昇している一方、DID 人口密度は東京都・神奈川県・広島県以外は軒並み低下しており、都市の低密度化で移動が困難な高齢者を中心に生活利便性が低下する恐れがある。また、非 DID 人口の減少はその居住者のために生活・社会インフラを維持することが人手不足やコスト面などで一段と困難になる恐れがあり、デジタル化の推進やサービスの自動化などで生活利便性の悪化を防ぐなどの課題に対応する必要がある。

7. おわりに

本稿では、主に総務省統計局『国勢調査』のデータに基づいて、各都道府県の人口増減や都道府県間の人口・労働移動、産業・就業構造、都市化の状況などについて、20年の現状や15～20年の変化をみてきた。「地域特化の経済性」や「都市化の経済性」などを背景に、人口が流入している地域は成長産業である情報通信業が集中する東京都などの南関東が中心であり、輸送機械等の工場が集積する北関東や東海などは製造業が就業者の流入を促していた。コロナ以降はリモートワークが普及し、IT企業などは東京都に立地する必要性が低下する可能性があるものの、産業集積による経済効果や対面接触による情報収集は重要であるとの見方は根強い^(注11)。また、近年、経済安全保障の特定重要物資として注目されている半導体の関連工場が集積する九州などは、熊本県にTSMC（台湾積体電路製造）が進出するなど、その経済効果や雇用創出などが期待されている。ただ、半導体産業は輸送機械等と比べて取引関係の裾野の広がりに限られ、雇用吸収力が著しく高いというわけではない^(注12)。輸送機械も先行きはEV（電気自動車）へのシフトなどでエンジン関連を中心に地元の部品供給業者等との取引関係が大幅に変化する可能性があり、EV化への対応や他分野の産業・職種への労働移動を迫られることになる。製造業は産業空洞化や生産性の向上を目的とした生産工程の省力化・自動化などが進展しており、地域の雇用・所得を誘発する効果が弱まる恐れがあるため、産学金官や他産業との連携強化やスタートアップ・ベンチャー企業等の支援などによる産業育成を推進する必要がある。

一方、地方では人口流出などで労働力不足が懸念されるが、女性や高齢者の人材の活用は全国的に進んできた。秋田県・山形県や北陸・山陰エリアなどの日本海側や高知県等の一部地域

(注)11. 山田・徳岡(2018年)のP27～29では、情報伝達は電話・電子メール・テレビ会議等を利用すれば直接会わなくてもできるが、全ての情報が電話やネットで伝達できるわけではなく、「企業は直接相手と接触することによって重要な情報を得ようとするのである」として企業間の情報伝達における対面接触の重要性を指摘している。

12. 松原宏編著(2022年)のP174では、「ソニー長崎TECは半導体産業であるがゆえ、地域経済への影響は限定的である。半導体工業は装置型産業となっており、投資金額の多寡が雇用の増加にはつながりにくくなっている」としている。

で女性の労働力の活用余地が徐々に狭まっている一方、大都市圏では依然として子育て世代に当たる女性の就業率や共働き夫婦の割合が相対的に低い。また、有配偶女性の非正規雇用者の割合が高いこともあり、女性の労働力を活用する余地は残っている。女性がフルタイムで継続して就業できるよう、育児環境の整備、税・社会保険制度の改善、ジョブ型雇用や副業などの普及といった雇用システムの多様化などを推し進める必要がある。また、日本は解雇規制が厳しいため、生産性や賃金が低水準に抑えられていると指摘されることが多いが、技術・技能やスキルがある労働者は、所得アップ等を目的として自発的に転職するケースも少なくない。所得の増加が見込める成長分野や雇用不足の業務に対応した実践的なスキル取得・リスキリングのための人材育成・職業訓練の支援強化、雇用マッチング・人材シェアリングや労働移動の円滑化等のための労働市場等の整備などで^(注13)、所得水準の引上げ、産業の高度化・高付加価値化や人手不足の緩和などを推進することは、地域経済の活性化に結び付くものと考えられる。

〈参考文献〉

1. 東京大学数理・情報教育研究センター（2022年）『Pythonプログラミング入門』
2. 林宜嗣・林亮輔編著（2021年）『地域データ分析入門 すぐに役立つEBPM実践ガイドブック』日本評論社
3. 松原宏編著（2022年）『地域経済入門（改訂版）』古今書院
4. 山田浩之・徳岡一幸（2018年）『地域経済学入門（第3版）』有斐閣

(注)13. 岸田内閣が掲げる『未来を切り拓く「新しい資本主義」—成長と分配の好循環—』には、分配戦略の「人への投資」の抜本強化などで労働移動の円滑化や人材育成支援などが盛り込まれている。

気候変動対応との両輪で重要性の高まる「生物多様性」への対応

一次期生物多様性国家戦略の策定を見据えてー

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) 生物多様性、気候変動、COP27、CBD COP15、ポスト 2020生物多様性枠組み、昆明・モンテリオール生物多様性枠組、自然と共生する世界、30by30

(視 点)

2022年は、2つのCOP(締約国会議)が開催された。一つは、COP27(気候変動枠組条約第27回締約国会議)であり、もう一つがCBD COP15第二部(生物多様性条約第15回締約国会議)である。

CBD COP15では、“ポスト 2020生物多様性枠組み”として、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」が採択された。本枠組みは、生物多様性分野の「パリ協定」とも言え、これを受けて、国内では、2022年度末までに、次期生物多様性国家戦略が策定される予定である。

こうした中、本稿では、「気候変動」との両輪で動き始めた「生物多様性」を巡る国内外の動きを概観するとともに、生物多様性と企業および金融機関との関わりについて簡単に整理する。

(要 旨)

- 気候変動と並んで国際的に生物多様性への危機意識が高まる中、2022年12月7日から19日まで、CBD COP15第二部が開催された。ここでは、生物多様性の新たな国際的枠組みとして、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」が採択された。本枠組みでは、2050年ビジョンとして、愛知目標を引き継いで「自然と共生する世界」が掲げられ、2030年ミッションとともに、2030年までの23の目標が策定された。
- わが国でも、1993年5月に、生物多様性条約を締結してから、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する施策を進めてきた。現在、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務であるとの意識の下、2023年3月の閣議決定に向けて次期生物多様性国家戦略の改訂作業が進められている。なお、次期生物多様性国家戦略では、2050年ビジョンである「自然と共生する社会」の下、2030年に向けた目標として「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられる予定である。
- 生物多様性では、気候変動に関する情報開示のTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に倣ってTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)があり、企業の自然資本の利用に関する目標設定では、GHG(温室効果ガス)削減目標であるSBTに倣ってSBTN(Science-Based Targets for Nature)がある。2023年中に、それぞれで動きがあることから、今後、企業や金融機関による生物多様性への取組みは、一層加速するだろう。

※本稿は、2023年1月31日現在の情報に基づき記述している。

はじめに

2022年は、11月6日から20日まで開催されたCOP27（気候変動枠組条約第27回締約国会議、開催国：エジプト、シャルム・エル・シェイク）に続き、同年12月7日から19日まで、CBD COP15 第二部^(注1)（生物多様性条約第15回締約国会議）が、カナダ・モントリオールにて開催された。

CBD COP15では、“ポスト2020生物多様性枠組み”として、「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」が採択された。併せて、2023年に、途上国支援を目的とした「グローバル生物多様性枠組基金：Global Biodiversity Framework Fund (GBF Fund)」を設置することも採択されている。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」は、生物多様性分野の「パリ協定」とも言え、これを受けて、国内では、2023年3月までに、次期生物多様性国家戦略が閣議決定される予定である。

こうした中、本稿では、「気候変動」との両輪で動き始めた「生物多様性」を巡る国内外の動きを概観するとともに、生物多様性と企業および金融機関との関わりについて簡単に整理したい。

1. 生物多様性の潮流

生物多様性を巡る国際的な潮流を俯瞰すると、**図表1**のとおりである。生物多様性を巡っては、1992年に、国際連合において、生物の多様性に関する条約^(注2)（生物多様性条約）が採択された。本条約の目的は、第1条に明記されたとおり、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平（釣り合いのとれた）な配分である。

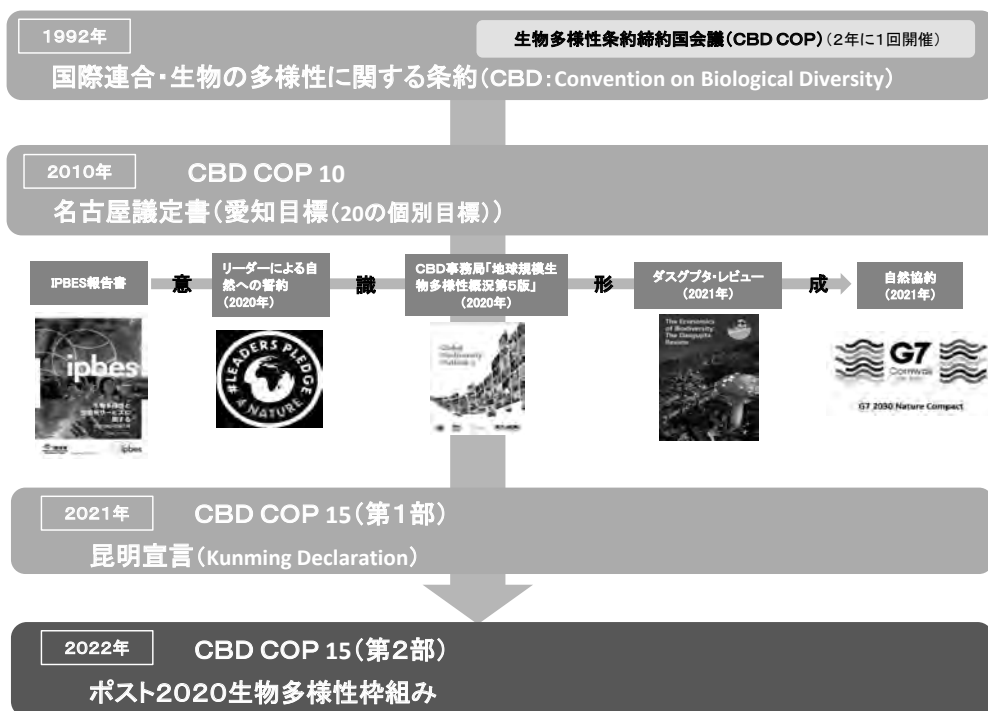
本条約の採択後、2年に1回の頻度で、生物多様性条約締約国会議（CBD COP）が開催され、2010年のCBD COP10（開催国：日本、名古屋）では、上記の目的のうち③が、名古屋議定書として採択されている。また、①と②については、2050年までに「自然との共生」を達成することを長期ビジョンとして、2020年までの短期目標を掲げた「愛知目標」が採択された。しかし、生物多様性条約事務局が2020年に公表した「地球規模生物多様性概況 第5版^(注3)」では、愛知目標で掲げた20の個別目標が一つも完全に達成できなかったことが明記されており、白井（2022）も「未達成に終わった愛知目標」と表現している。すなわち、①と②は、今後の大きな課題として残されたままとなった。

(注)1. 第一部は、2021年10月に、中国・昆明にて開催された。

2. 外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>) を参照

3. 日本語版は、環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/press/109457.html>) を参照

図表1 生物多様性の潮流



(備考) 各種ホームページおよび報道資料等を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

こうした危機感の中、2020年9月に、第75回国連総会に合わせて開催された生物多様性サミットにおいて、野心的なポスト2020生物多様性枠組の合意を含む10の約束から成る「リーダーによる自然への誓約 (Leaders' Pledge for Nature)」が採択された。民間でも、欧米の民間金融機関や年金基金等が、「生物多様性のためのファイナンス協定 (Finance for Biodiversity Pledge)^(注4)」を発足させている。本協定の目的は、生物多様性の保全・回復のために投融資活動を通じて世界の企業に働きかけることにコミットし行動することである (白井 (2022))。

2021年6月のG7サミット (開催地：英国、コーンウェル) では、生物多様性の損失と気候変動といった課題にG7諸国が協力して取り組む「2030年自然協約 (Nature Compact)^(注5)」が合意された。同年10月のCBD COP15第一部 (開催国：中国、昆明) では、「ポスト2020生物多様性枠組み」の採択に向けた決意表明の位置付けで、昆明宣言^(注6)が採択されている。また、2022年11月に開催されたCOP27 (開催国：エジプト、シャルム・エル・シェイク) では、気候変動と密接に結びつく生物多様性の問題も議論になった。

(注)4. わが国からは、りそなアセットマネジメント(株)が参加している。

5. 同協約では、①自然に悪影響を及ぼす持続不可能あるいは違法な活動に対処するためにインセンティブを転換し、あらゆる適切な手段を用いること、②自然への投資を増加し、経済・財務上の決定において自然が考慮されるようにすること、③生物多様性の喪失、気候変動に対処するために不可欠な生態系の保護・保全・回復を支援・推進すること、④多国間環境協定の説明責任と実施メカニズムの強化を推進することにより、国内外における自然のための行動について自ら責任を負うこと、の4つの行動を約束している。

6. 日本語訳は、環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/content/900518065.pdf>) を参照

このように、気候変動と並んで国際的に生物多様性への危機意識が高まる中、2022年12月7日から19日まで、CBD COP15第二部が開催された。ここでは、生物多様性の新たな国際的枠組みとして、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」が採択された。本枠組みでは、2050年ビジョンとして、愛知目標を引き継いで「自然と共生する世界」が掲げられ、2030年ミッション^(注7)とともに、2030年までの23の目標が策定された(図表2)。注目点は、目標3に掲げられた「30by30目標^(注8)」、気候変動対策に関わる目標8、企業や金融機関に関わる目標15であろう。

世界銀行^(注9)によると、生物多様性保全に必要な資金は、今後10年間で年間7,000億米ドルとされる。目標18および19では、生物多様性に有害な補助金を5,000億米ドル削減し、民間投資やグリーンボンドなどにより国内外から2,000億米ドルの資金を調達することが掲げられている。また、世界銀行の信託基金「地球環境ファシリティ」の中に、生物多様性保全のための新たな基金「グローバル生物多様性枠組基金：Global Biodiversity Framework Fund (GBF Fund)」が、2023年中に創設されることが決まっており、気候変動対策と並んで、民間資金を呼び込むことが期待されている。

図表2 ポスト 2020 生物多様性枠組における「2030年ターゲット」

<p>■ 2050年ビジョン 自然と共生する世界</p> <p>■ 2050年ゴール</p> <p>ゴールA 自然生態系の面積が大幅に増加し、絶滅速度と絶滅リスクを10分の1に減らし、遺伝的多様性を維持する</p> <p>ゴールB 自然を保全し、持続可能に利用する。自然が人間にもたらす価値を評価し、維持し、強化する</p> <p>ゴールC 遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ公平に配分する</p> <p>ゴールD 2050年ビジョン達成のため年間7000億ドルの資金不足を徐々に解消する</p>	<p>■ 2030年ミッション 生物多様性を回復軌道に乗せるため、緊急な行動を起こす</p> <p>■ 2030年ターゲット (昆明・モンテリオール2030年目標)</p> <p>目標1 生物多様性の重要地域の損失をゼロに近づける 目標2 劣化した生態系の30%を再生 目標3 陸域、内水域、海域の重要地域を中心に30%保全 目標4 種と遺伝的多様性の回復・保全のための管理を確保し、野生生物とあつれきを回避 目標5 合法的で持続可能な種の採取、取引、利用と、乱獲の防止 目標6 外来生物の新規侵入や定着を50%減少 目標7 環境への栄養分流出を半減、農業リスクを半減、プラスチック汚染を削減 目標8 自然に基づく解決策で気候変動の緩和・適応に貢献 目標9 種の持続可能な管理と利用で、脆弱な人々の社会的、環境的な利益を確保 目標10 農業、養殖業、漁業、林業の持続的な管理と生産性やレジリエンスの向上 目標11 大気や水の調節や防災に寄与する自然の恵みを維持・促進 目標12 緑地や親水空間の面積やアクセス、便益の増加 目標13 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) を促進する措置の実施 目標14 生物多様性の価値を、政策・規制・計画・開発・会計に統合 目標15 企業や金融機関が生物多様性へのリスク、依存、影響を評価し開示することを求める 目標16 食料廃棄を半減し、過剰消費を減らし、市民の責任ある選択と情報入手を可能にする 目標17 バイオテクノロジーによる悪影響に対処するための能力の強化 目標18 生物多様性に有害な補助金の年間5000億ドルを段階的に削減 目標19 資源(資金) 動員を年2000億ドルに増加、途上国向け資金を年300億ドルを増やす 目標20 生物多様性の保全と持続可能な利用のための科学研究の強化 目標21 効果的な管理のため、データ、情報、知識を利用できるようにする 目標22 生物多様性管理の意思決定への先住民、女性、若者の公平な参加と権利尊重 目標23 枠組みの実施におけるジェンダー平等の確保</p>
--	--

(出所) 日経 ESG (<https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00005/122300299/?P=2>)

(注)7. 生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる。

8. 2030年までに陸域・海域等を中心に総面積の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標

9. 世界銀行ホームページ (<https://www.worldbank.org/ja/news/immersive-story/2022/12/07/securing-our-future-through-biodiversity>) を参照

2. 次期生物多様性国家戦略に向けて

1で述べた世界の動きに応じて、わが国でも、1993年5月に、生物多様性条約を締結してから、生物多様性の保全および持続可能な利用に関する施策を進めてきた。

以下では、2023年3月までに閣議決定予定の次期生物多様性国家戦略までの経緯およびそのポイントについて概観する。

(1) 生物多様性国家戦略策定の経緯

生物多様性条約の締結後、1995年10月、最初の生物多様性国家戦略が決定された（図表3）。その後、第三次までの生物多様性国家戦略の策定を経て、2008年6月に、生物多様性基本法が施行し、生物多様性国家戦略の策定が法定化された。

図表3 生物多様性国家戦略の策定経緯



(備考) 環境省ホームページ等を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012－2020」の後継である次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、2020年1月からは、委員12名の参画の下、2021年6月までに計9回、次期生物多様性国家戦略研究会が開催され^(注10)、同年7月には「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が公表されている。本報告書では、次期生物多様性国家戦略において、既存の取組みに加えて取り組むべき3つのポイントが掲げられている。具体的には、「人類の生存基盤である生物多様性と生態系の健全性の確保・回復のための取組のさらなる強化」、「社会的課題の解決に向けた自然を活用した解決策の積極的活用」、「社会と個人それぞれの価値観と行動が自然共生社会の実現に向かうよう、ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映」である。また、同年11月には、企業や国民の行動変容を促す取組みを強化し、さまざまなステークホルダー間の連携を促すため、「2030生物多様性枠組実現日本会議^(注11)」が設立された。2022年に入ると、G7サミットでの「自然協約^(注12)」を受けて、CBD COP15でも注目点となった「30by30ロードマップ^(注13)」が、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議から公表された^(注14)。同時に、本ロードマップに盛り込まれた各種施策を実効的に進めていくための有志連合として、「30by30アライアンス^(注15)」が発足している。

現在、「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」を受けて、2023年3月の閣議決定に向け、自然環境部会ならびに生物多様性国家戦略小委員会^(注16)において、次期生物多様性国家戦略の策定のための議論が進められている。

(2) 次期生物多様性国家戦略のポイント

環境省は、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務であるとの意識下、次期生物多様性国家戦略の改訂作業を進めている。2023年1月30日には、2月28日を期日として、「次期生物多様性国家戦略（案）」に対するパブリックコメントを行なっている。

次期生物多様性国家戦略では、生物多様性損失と気候危機の“2つの危機”への統合的対応や、新型コロナウイルス感染症のパンデミック危機を踏まえた社会の根本的変革が強調されている。また、2050年ビジョンである「自然と共生する社会」の下、2030年に向けた目標として

(注)10. 環境省ホームページ (<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/index.html>) を参照

11. 環境省ホームページ (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/committee/>) を参照

12. 3つ目の柱である「野心的な世界目標等を通じたものを含め、自然を保護、保全、回復させること」のうち(3A)において、「この10年間に必要とされる、保全と回復の努力のための重要な基礎として、2030年までに世界の陸地の少なくとも30%及び世界の海洋の少なくとも30%を保全又は保護するための新たな世界目標を支持すること。」が表明されている。

13. 「30 by 30目標」達成のための主要施策として、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM: Other Effective area-based Conservation Measures) の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げている。

14. 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/press/110887.html>) を参照

15. 環境省ホームページ (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>) を参照。2023年1月25日現在、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループや(株)山梨中央銀行等の350者が参加している。

16. 環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/council/12nature/yoshi12-08.html>) を参照

図表4 次期生物多様性国家戦略の概要



(出所) 環境省 (2023年1月30日) 「次期生物多様性国家戦略案の概要」

「ネイチャーポジティブの実現」を掲げ、5つの基本戦略を設定する予定である (図表4)。

このうち、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「30by30目標」が特に注目される (図表5)。既に保護地域に位置付けられているのは、陸域で20.5%、海域で13.3%に留まっているため^(注17)、環境省は、国立公園等の保護地域の拡張および管理の質の向上を図るとともに、OECM (保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所^(注18)) の設定・管理によって目標達成を目指す。また、民間の所有地等を「自然共生サイト (仮称)」として認定し、OECMに組み込むこと

図表5 「30by30」目標の達成に向けて



(出所) 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議 (2022) 「30by30 ロードマップ」

(注)17. 「30by30 ロードマップ」 p.2を参照
18. 例えば、里地里山、企業の水源地の森

も検討している。環境省は、こうしたOECD認定により、次期生物多様性国家戦略の3つのポイントの1つに掲げる「自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）」につなげたい意向である。その実現に向けて、2022年4月に発足した「30by30アライアンス」の果たす役割がますます期待されよう^(注19)。

3. 生物多様性と企業・金融機関との関わり

「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」の目標15は、企業によるサプライチェーン上の生物多様性に関する状況の開示義務や、事業活動を通じた生物多様性への負の影響の半減等を求めるもので、企業の事業活動を対象としたものである。この生物多様性に関する情報開示では、気候変動に関する情報開示のTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に倣ってTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）があり、企業の自然資本の利用に関する目標設定では、GHG（温室効果ガス）削減目標であるSBTに倣ってSBTN（Science-Based Targets for Nature）が検討されている。

TNFDは、企業に対する自然関連の情報開示に関するイニシアティブであり、2019年の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想され、2021年6月に創設された。2022年3月に、最初のベータ版フレームワーク（v0.1）が公表され、3つの要素が示された。具体的には、「①自然を理解するための基本的概念と定義の概要」、「②自然関連リスクと機会に対するTNFDの草稿版開示提案」、「③自然関連リスクと機会を評価するためのLEAPプロセス」である。②では、TCFDと同様に、「ガバナンス^(注20)」、「戦略^(注21)」、「リスク管理^(注22)」、「指標と目標^(注23)」の4つの柱が示されている。また、TNFDのアプローチは、TCFDのシングルマテリアリティ^(注24)とは異なりダブルマテリアリティ^(注25)であることが示されている。さらに、TCFDとは異なり、生物多様性では、事業活動により影響を与える場所や依存している場所等が異なるため、「ロケーション」が重視されていることも示されている。③は、企業や金融機関が自社のリスク管理やポートフォリオ管理プロセスに組み込めるようにするための実践的なガイダンスであり、「発見する（Locate）」、「診断する（Evaluate）」、「評価する（Assess）」、「準備する（Prepare）」の4つのステップが示されている。同年6月に、ベータ版フレームワーク（v0.2）

(注)19. 環境省は、2020年11月から、経団連自然保護協議会と連携して、「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」のターゲットごとに、優良事例を、動画等で国内外に発信する「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」に取り組んでいる（https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/）。

20. 自然関連リスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。

21. 自然関連リスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的な影響を、そのような情報が重要である場合に開示する。

22. 組織が自然関連リスクをどのように特定し、評価し、管理しているかを開示する。

23. 関連する自然関連リスクと機会の評価と管理に使用される指標と目標を、そのような情報が重要である場合に開示する。

24. TCFD ガイドラインは、気候変動が企業の財務に及ぼす影響という一方向からの財務情報開示である。

25. TNFD が検討する開示内容は、自然が企業の財務にどのような影響を及ぼすかという方向に加えて、企業のビジネスが自然に対してどのような影響を及ぼしているのか、そしてその影響がどのように長期的に企業の財務に影響を及ぼすかについての情報開示である。

が、同年11月に、ベータ版フレームワーク（v0.3^(注26)）が示されている。現在、130社以上の企業や金融機関が、このフレームワークに基づいてパイロットテストを進めており、これらの結果も反映された上で、2023年9月に、最終版が公表される予定である。

SBTNは、2020年9月に、企業向けのガイダンス^(注27)を公表している。本ガイダンスでは、企業が自然関連のSBTを設定することを目指して、5つのステップ^(注28)が示されている。2022年第1四半期中に、目標設定方法に関するガイダンスを公表し、2025年までに、水、土地、生物多様性、海洋に関するSBTの幅広い採用を目指している（白井（2022））。

金融業界の動きでは、NGFS^(注29)（The Network for Greening the Financial system、気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク）が、2022年3月に、「自然関連金融リスクに係る声明^(注30)」において、生物多様性の損失を含む自然関連リスクはマクロ経済に重大な影響を与える可能性があり、金融安定に関わるリスクの源であるとの認識を公表している^(注31)。金融庁（2022）によると、NGFSは、生物多様性損失の金融安定への波及経路について（図表6）、より理解を進める必要があるとしている。また、中央銀行および金融監督当局が生物多様性損失

図表6 生物多様性損失の金融安定への波及経路



*「物理リスク」の例…授粉媒介者の減少に伴う収穫量減少や人工授粉コストの増加（慢性的リスク）、害虫による収穫高の減少や疫病の蔓延（急性リスク）、森林破壊による気候・水循環システムの崩壊（慢性的・急性リスク双方）等
「移行リスク」の例…政府の政策、技術革新、訴訟、消費者嗜好の変化等

（出所）金融庁（2022） p.2

(注)26. 関崎（2022）によると、v0.3の主な更新点は、概念と定義の更新（自然に関する定義の更新等）、LEAPアプローチの強化（Locate（発見）に入る前に事業と自然との関係を整理するスコーピングフェーズを追加する等）、指標と目標に関するアプローチの追加（Assess（評価）に関する追加的ガイダンス等）、金融機関に対する開示勧告に関する追加ガイダンスの4つである。

27. SBTN ホームページ (https://sciencebasedtargetsnetwork.org/wp-content/uploads/2021/03/SBTN-Initial-Guidance-Executive-Summary_Japanese.pdf) を参照

28. 5つのステップは、「分析・評価」、「理解・優先順位づけ」、「計測・設定・開示」、「行動」、「追跡」である。

29. 気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行および金融監督当局のネットワークで、2017年12月に設置された。なお、わが国からは、金融庁および日本銀行が加盟している。

30. 日本銀行ホームページ (https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20220325_2/20220325_2.html) を参照

31. 同時に、自然資本の金融リスクを整理した報告書「中央銀行業務と金融安定性」も発表している (https://www.ngfs.net/sites/default/files/medias/documents/pr_statement_and_final_report_-_final.pdf)。

の課題に対してできることとして、①生物多様性関連の経済および金融リスクへの対応に向けて、スキル、キャパシティ、ツール、協業関係を構築、②金融機関の生物多様性への依存度と影響を測定、③金融機関等に対し、生物多様性への依存度と影響を理解することの重要性を発信、④金融リスクへの対応および金融インフラの整備を通じて、生物多様性損失を反転させるための政府の取組みを支援の4つが挙げられている（金融庁（2022））。金融庁が2022年7月に公表した「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書」では、生物多様性と自然資本を巡る動きについて、「…自然資本や生物多様性については、関係省庁と連携し、金融庁においても、リスクと機会の考え方の整理を行う国際的な議論の場や、開示を取り扱うTNFDフォーラム等に参加し、各国当局と共に知見の蓄積を進めるべきである。」と明記され、金融当局としての生物多様性への取組み姿勢が示されている。

三井物産戦略研究所（2022）は、世界の金融機関の生物多様性への対応について、「…言及している銀行の約6割では気候変動に包含もしくは劣後した扱いとなっており、気候変動ほど重要視された対応になっているとは言えない。」とし、民間金融機関における気候変動への対応は不十分であるとの見解を示している。こうした中、例えば、三井住友トラスト・ホールディングスは、2008年に、生物多様性問題対応基本ポリシー（現・生物多様性保全行動指針^(注32)）を制定したり、2013年度からサステナビリティレポートの別冊として「自然資本レポート」を公表したりしてきた。なお、2022年度から、「自然資本レポート」は本冊版として公表されている^(注33)。国際的な潮流や金融当局の動き等に応じて、大手金融機関を中心に、わが国でもこうした動きは加速していくだろう。

おわりに 一気候変動対応との両輪で一

2022年中は、COP27およびCBD COP15第二部の2つのCOPを経て、「生物多様性」は気候変動との両輪で取り組んでいくことの重要性が示された。さまざまなウェビナー等に登壇したCOP27やCBD COP15への参加者によると、ウクライナ紛争等をきっかけとしたエネルギー危機や食糧危機等を受けて、欧州連合を中心に、気候変動や生物多様性への取組み姿勢は、より前向きになっているという。すなわち、気候変動や生物多様性に対する目標は不変であるといえよう。

3で述べたように、2023年中には、世界銀行の信託基金「地球環境ファシリティ」の中に、生物多様性保全のための新たな基金が設置されたり、TNFDやSBTNにおいては、企業にとっ

(注)32. 三井住友トラスト・ホールディングスホームページ

(https://www.smth.jp/sustainability/management/philosophy/biodiversity_guideline)を参照

33. 三井住友トラスト・ホールディングスホームページ (<https://www.smth.jp/-/media/th/news/2022/220425.pdf>)を参照

て重要なガイドラインが示されたりする等、今後、企業や金融機関による生物多様性への取組みは、一層加速していくだろう。

〈参考文献〉

- ・白井さゆり（2022年）『SDGsファイナンス』日経プレミアシリーズ
- ・SBTN（2020年9月）「自然に関する科学に基づく目標設定 企業のための初期ガイダンス エグゼクティブサマリー」
- ・WWFジャパン 自然保護室長 山岸尚之（2022年12月）「ネイチャーポジティブへ向けて」
- ・鶴飼紗帆（2022年6月2日）「生物多様性に関する国際的な議論の潮流とTNFDベータ版フレームワークの概要」
- ・環境省自然環境局長 奥田直久（2022年11月18日）「生物多様性をビジネスから考える ～生物多様性の主流化に向けて～」第7回 エコ・ファースト シンポジウム
- ・金融庁（2022年7月）「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書 ー持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム-」
- ・金融庁 総合政策局総務課国際室 高橋沙織（2022年2月10日）「生物多様性と金融の関わり」
- ・次期生物多様性国家戦略研究会（2021年7月30日）「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」
- ・三井住友信託銀行（2022年5月9日）「ネイチャーポジティブ実現に向けた三井住友トラストグループの取り組み」日経SDGs/ESG会議「世界の社会課題解決へ」
- ・三井物産戦略研究所 産業情報部産業企画室 天木美波（2022年4月）「生物多様性を巡る金融機関の役割 ー企業行動の変容を促す融資制限、影響は幅広い産業へー」
- ・枝村嘉仁（2022年12月）「COP15とポスト2020生物多様性枠組み」アセットマネジメントOne
- ・関崎悠一郎翻訳監修（2022年11月）「TNFDフレームワークのベータ版v0.3のポイント」デロイト トーマツ グループ
- ・藤田香（日経ESGシニアエディター）（2022年12月26日）「【生物多様性COP15】昆明・モンリオール2030年目標を採択」日経ESG

信用金庫の新しいビジネスモデル策定③

－ 営業エリア拡大による融資セールスの強化 －

信金中央金庫地域・中小企業研究所上席主任研究員

とね かずゆき
刀襦 和之

(キーワード) 貸出金利息、営業エリアの拡大、地区拡張、拠点設置、
経営戦略プランニング研修

(視 点)

2021年度の信用金庫の貸出金利息は、2000年度の1兆8,848億円から4割減少の1兆1,065億円となり、貸出金利息で経費を賄えない状況も11年連続となった。信用金庫が地元地域に良質な金融サービスを提供し続けるためには、業務粗利益の6割強を占める貸出金利息の減少に歯止めをかけ、反転させていく必要がある。こうしたなか融資セールス強化策の一つである「営業エリアの拡大」に注目が集まる。定款上の地区拡張や拠点設置の有無、ターゲットとする顧客層などでタイプが分かれるが、ここにきて各信用金庫の取組みも活発である。

そこで本稿では、信用金庫の貸出金利息の推移を確認の後、営業エリアの拡大に関する最近の動向や個別信用金庫の取組事例などを紹介する。

(要 旨)

- 2021年度の信用金庫の貸出金利息は、前期比0.3%減少の1兆1,065億円となり、前期のプラス転換（1.5%増）から再び減少に転じた。
- 融資セールスの強化策として、営業エリアを拡大する信用金庫がある。貸出金のボリューム伸長に加え、貸出金利回りの改善などに寄与するケースもある。
- 営業エリアの拡大は、自金庫ビジネスモデルの大きな転換点となり得るので、メリット・デメリットを熟考のうえ決定する必要がある。
- 研修受講金庫の取組事例を挙げると、地区拡張したエリアまたは未営業エリアへの新規出店に先立ち、法人事務所を開設する信用金庫などが増えている。

※本稿は、当研究所主催「経営戦略プランニング研修（2022年度）」の講義および意見交換時の内容を中心に作成している。

はじめに

本稿で紹介する「営業エリアの拡大」には、定款上の地区拡張やこれまで店舗のなかった地域への新規出店などがある。かつては預貸併進を主な目的に営業エリアを拡大する信用金庫が主流だったが、近年は融資セールス、なかでも事業性融資の推進に特化した営業エリアの拡大事例が増えてきた。

なお本稿は、当研究所が2022年8月～12月に開催した「経営戦略プランニング研修(2022年度)」(以下「当研修」という。)での講義内容および研修受講金庫との意見交換時のコメントなどを中心に紹介するものである^(注1)。

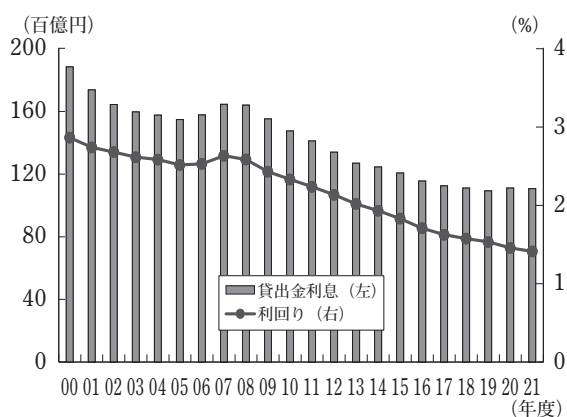
1. 貸出金利息の推移

(1) 全国の状況

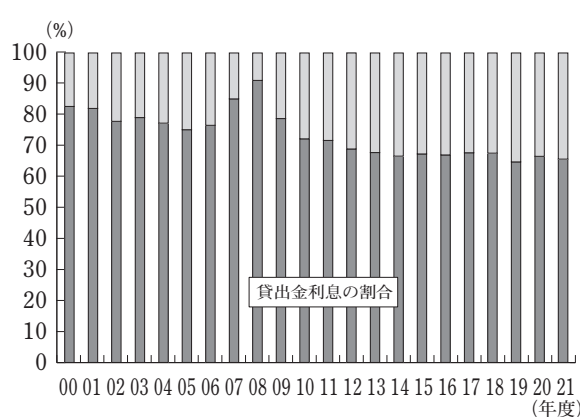
最初に信用金庫の貸出金利息の推移について確認する。2021年度の信用金庫の貸出金利息は、前期比0.3%減少の1兆1,065億円となり、前期のプラス転換(1.5%増)から再び減少した(図表1)。

貸出金利回りの低下を主因に貸出金利息は減少傾向にあり、2000年度比で41.2%減となった。なお、貸出金利息は信用金庫の業務粗利益の大半を占めるとされ、実際、2010年度以降も6割台後半で推移している(図表2)。

図表1 貸出金利息の推移



図表2 業務粗利益に占める割合



(備考) 1. 本稿では他業態との合併等を考慮しない。
2. 図表1から4まで「全国信用金庫概況・統計」等より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)1. 詳しくは、信金中金月報2023年1月号「信用金庫の新しいビジネスモデル策定①ー経営戦略プランニング研修(2022年度)の概要ー」を参照

(2) 地区別・信用金庫別の状況

地区別の貸出金利息を2000年度と2021年度とで比較すると、全11地区で減少した(図表3)。増減額では関東、近畿、東京、東海の4地区がマイナス1,000億円を超え、増減率では北陸の61.6%減が目立つ。一方で減少率の小さい地区を挙げると、九州北部の33.1%減が挙げられる。

図表3 地区別の貸出金利息

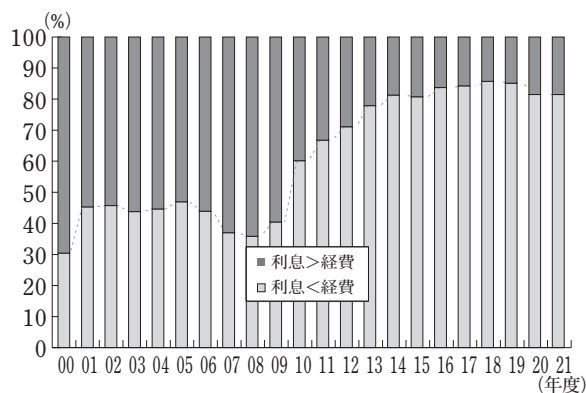
(単位: 億円、%)

地区	00年度	01年度	10年度	11年度	20年度	21年度	00年度比		貸出金 平 残	貸出金 利 回 り
							増減額	増減率		
北海道	817	748	683	655	508	509	△ 308	△ 37.7	34,284	1.48
東北	816	762	612	571	433	428	△ 387	△ 47.4	26,125	1.64
東京	3,745	3,405	2,854	2,705	2,337	2,360	△1,385	△ 36.9	155,196	1.52
関東	3,599	3,297	2,798	2,671	1,990	1,957	△1,641	△ 45.6	142,198	1.37
北陸	570	524	417	396	223	218	△ 351	△ 61.6	17,418	1.25
東海	3,141	2,922	2,587	2,495	1,796	1,804	△1,337	△ 42.5	157,678	1.14
近畿	3,852	3,573	2,983	2,890	2,453	2,446	△1,405	△ 36.4	171,528	1.42
中国	939	881	740	704	517	505	△ 433	△ 46.2	34,612	1.45
四国	371	356	302	287	204	199	△ 171	△ 46.2	11,798	1.69
九州北部	361	328	307	293	242	241	△ 120	△ 33.1	14,161	1.70
南九州	591	544	434	416	365	359	△ 231	△ 39.2	16,797	2.14
全国	18,848	17,372	14,755	14,121	11,107	11,065	△7,782	△ 41.2	783,436	1.41

(備考) 沖縄県は全国に含む。

次に貸出金利息と経費の関係を信用金庫別にみると、2021年度に貸出金利息で経費を賄えた信用金庫は18.5% (47金庫) に留まる(図表4)。2000年度に貸出金利息>経費の信用金庫割合が69.5% (258金庫) あったので、貸出金利息>経費の信用金庫の割合と、貸出金利息<経費の信用金庫の割合とがこの20年間でほぼ逆転したと言えよう。

図表4 貸出金利息>経費の割合



2. 「営業エリアの拡大」の概要

信用金庫が持続可能なビジネスモデルを確立し、地元地域に良質な金融サービスを提供し続けるためには、減少傾向にある貸出金利息に歯止めをかけ、むしろ増加させていく必要がある。貸出金利息は、貸出金残高(平残)×貸出金利回りで算出されるが、本稿では残高積上げによる利息収入の増強策に注目し、なかでも近年信用金庫の間で取組みの活発な「営業エリアの拡大」を取り上げる^(注2)。

(注)2. 貸出金利回りの改善策については、信金中金月報2023年3月号「信用金庫の新しいビジネスモデル策定②ー貸出金利回り改善への取組みー」を参照

なお、営業エリアの拡大は当研修の意見交換時にも活発な議論が行われた施策の一つであり、信用金庫が持続可能なビジネスモデルを構築するうえで優先度の高いテーマだと思料される。

(1) 本稿における「営業エリア」の定義

本稿における「営業エリア」は、信用金庫が支店や出張所といった店舗を設置したり、渉外担当者が日常的に営業活動を行ったりしている地域（市区町村）を言う（図表5）。また店舗は未設置ながら渉外担当者が能動的に訪問営業する地域、非対面チャネルを用いたマスセールスを積極的に行っている地域なども営業エリアの範疇とする。

次に定款上の地区に入っているが、現状、店舗などはなく、また積極的な営業活動を行っていない地域を「未営業エリア」と呼ぶ。こうした地域においては、当該地域に居住する顧客が信用金庫に口座開設を申し込んできても、近隣に店舗がないことなどを理由に消極的な対応を図るケースもあるようである。

なお、地域密着経営の信用金庫は、定款上に営業活動が可能な地区を記載する必要がある^(注3)。そこで本稿では、営業エリア+未営業エリア=定款上の地区、と定義することにした。

図表5 本稿における営業エリアなどの定義

営業エリア	拠点のある地域、渉外担当者が日常的に訪問営業を行う地域、拠点は無いものの渉外担当者による能動的な訪問営業が行われる地域、非対面チャネルによるマスセールスが行われる地域 など
未営業エリア	拠点的ない地域、渉外担当者が訪問営業を行わない地域、定款上の地区内ながら受動的（消極的）な対応を図る地域 など
定款上の地区	営業エリア+未営業エリアとする。
地域	エリアと同義で、市区町村とする。

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) 狙い

信用金庫が営業エリアを拡大する目的は、大きく（イ）営業推進の強化、（ロ）顧客利便性の向上、の2つからなる。

（イ）営業推進の強化

地元地域より多くの中小企業が立地する都市部地域や人口の増加地域で営業活動を行い、融資残高を伸ばす狙いがある。かつては、預貸併進を意識して営業エリアを拡大する信用金庫が多かったが、近年は融資セールス、なかでも事業性融資の推進に特化した事例が目立つ。また、

（注）3. 信用金庫法23条3項3号。本稿では地区外取引などに言及せず、基本的な考え方を整理するに留める。

非対面チャネルを活用したマスセールスを展開する信用金庫もある。純新規の貸出金残高を積み上げられるうえ、ケースによっては貸出金利回りの改善、ビジネスマッチング手数料などの獲得も期待される。

(ロ) 顧客利便性の向上

信用金庫は、営業エリアの拡大を通じて顧客利便性の向上を図る狙いがある。地元地域において人口減少や高齢化、地域経済の衰退が続くなか、顧客の生活圏・経済圏は急速に変化している。信用金庫は顧客利便性を確保するためにも、自らの活動範囲を顧客の生活圏・経済圏に合わせて再設定する必要がある。また信用金庫が保有する金融ノウハウなどを新たに活動する地域で提供することにより、当該地域の顧客に対し付加価値サービスを提供できると考えられる。

(3) タイプ

営業エリアの拡大は、大きく①定款変更（地区拡張）の有無、②支店などの拠点設置の有無でタイプが分かれる（図表6）。また、これらのタイプによって推進するターゲット顧客層も異なる。

図表6 営業エリア拡大の分類

		定款の変更（地区拡張）	
拠点の設置	定款変更あり・拠点設置あり (地区拡張し拠点を設置)	定款変更なし・拠点設置あり (未営業エリアに拠点を設置)	
	定款変更あり・拠点設置なし (地区拡張しマスセールス等を実施)	定款変更なし・拠点設置なし (未営業エリアにマスセールス等を実施)	

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(イ) 定款変更あり・拠点設置あり

定款上の地区を拡張し、新たに営業可能となった地域に拠点を設置するタイプで、一般的な営業エリアの拡大イメージに該当する。預貸併進を目的にフルバンクサービスの支店を新規出店する信用金庫もあるが、近年は事業性融資の推進に特化した空中店舗の出店や法人事務所^(注4)

(注)4. 「法人オフィス」や「法人営業所」などの呼び方もある。信用金庫法上の従たる事務所（支店や出張所）に該当しない拠点である。

の開設といった事例が増えている。

研修受講金庫のなかにも「営業エリアを拡大して新規出店する場合は、法人特化型の空中店舗スタイルを前提とする。」とのコメントがあった。また「将来の支店昇格に先立ち法人事務所を開設した。多少時間がかかっても新しい地域で当金庫の活動を根付かせるため、低金利の新規開拓セールスではなく、中小企業の課題解決・本業支援に専念させている。」などの事例もみられた。

(ロ) 定款変更なし・拠点設置あり

定款変更は行わず、これまで能動的な営業活動を行ってこなかった未営業エリアに拠点を設置するタイプである。(イ)と同様に近年は空中店舗の新規出店や法人事務所の開設事例が増えている。「これまで渉外担当者が訪問セールスを行っていたが当該地域の人口増が著しいので、拠点を設置することにした。」などのコメントがあった。

(ハ) 定款変更あり・拠点設置なし

定款変更し都市部地域などに地区を拡張するが、当該地域には拠点を設置しないタイプである。ターゲットとする顧客層によって紹介案件の獲得に取り組む研修受講金庫と、非対面チャネルを活用したマスセールスなどを行う研修受講金庫とに分かれた。

前者の事例では「当金庫は県庁所在地域に営業エリアを拡大し、アパートローンなどの紹介案件を推進している。」「支店出店を見極める間、取引先不動産会社から住宅ローン案件の紹介を受けることにした。」などのコメントがあった。支店出店の可否を見極めるため、渉外担当者による訪問営業を開始した信用金庫などもある。

次に後者の事例としては、「当金庫は、定款上の地区を県内全域に拡大すると同時に非対面チャネルを用いたマスセールスを展開している。競合金融機関に対抗可能な魅力的な個人ローン商品を提供すると同時にWeb受付けのチャネルを整備した。」などのコメントがあった。

(二) 定款変更なし・拠点設置なし

店舗のない未営業エリアの紹介案件の獲得を推進したり、非対面チャネルによるマスセールスを行ったりするタイプである。新たに渉外担当者を配置する事例もあった。なお、推進方法やターゲット顧客層は(ハ)と同じである。コメント例を挙げると、「これまで全く推進してこなかったが、当該未営業エリアにもマスセールスを行うことにした。」などがあつた。

3. 拡大時の検討課題

営業エリアを拡大する際の検討課題には、①ビジネスモデルの転換、②経営資源の再配置、③関係者への丁寧な説明、などがある（図表7）。

図表7 主な検討課題

ビジネスモデルの転換	営業エリアの拡大は、自金庫ビジネスモデルを転換するきっかけとなり得るので、メリット・デメリットを十分に検討のうえ実施する必要がある。
経営資源の再配置	営業エリアの拡大に合わせて既存の店舗網などを見直し、経営資源を再配置する必要がある。特にビジネスモデルの転換を図る場合は不採算店舗の統廃合などが求められる。
関係者への丁寧な説明	営業エリアの拡大に対し不安感を持つ顧客や地域住民、職員なども出てこよう。実施にあたっては関係者への丁寧な説明を行い、理解を得る必要がある。

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

（1）ビジネスモデルの転換

営業エリアの拡大は、自金庫ビジネスモデルの転換を招く可能性の高い施策と言える。例えば資金需要の限定された地域に立地する信用金庫が、より融資の見込める都市部地域などに営業エリアを拡大し、「地元地域の店舗で預金を集め、都市部地域の店舗で融資（収益獲得）を行うビジネスモデルに転換する。」としたら、これまでの営業体制などを大きく見直す必要が生じるだろう。

研修受講金庫からは、「当金庫は、地元地域の金融インフラを維持するため、県庁所在地の店舗で事業性融資を推進し、収益を稼ぐビジネスモデルとした。」「当金庫は、自らの営業エリアの考え方を再設定し、本店のある○市と隣接する△市を合わせた○○地域の信用金庫として営業展開することにした。」などの意見があった。

（2）経営資源の再配置

営業エリアを拡大し、中小企業の多い都市部地域に新規出店するとなると、当該店舗に融資セールスの得意な職員を配置する必要がある。多くの信用金庫で職員数の減少などが顕在化する現在、新規出店に合わせて既存店舗網の再編成を行う必要がある。店舗網を効率化し経営資源を確保のうえ、新規の施策に人員を充てることが求められる。実際、「事前に地元の支店を統合することで、新店舗出店のための職員を確保した。」とコメントする研修受講金庫があった。逆に「地元の店舗効率化が遅れており、結果として融資の見込める未営業エリアに拠点を出せない（そのための職員を確保できない）。」との課題を打ち明ける研修受講金庫もみられた。

(3) 関係者への丁寧な説明

繰返しとなるが、営業エリアの拡大はビジネスモデルの転換点となり得る施策である。そのため地元の顧客や地域住民、行政などのなかには「地元から出ていくのでは？」と不安視する向きも出てこよう。自金庫のブランドが通用しない新しい地域での営業活動や長時間の通勤、さらには転居を伴う勤務の発生に職員が動揺する懸念もある。そこで営業エリアの拡大にあたっては、その趣旨や狙い、今後の地元との関わり方などについて丁寧な説明を行い、多様な関係者の理解を得る必要がある。

研修受講金庫からは、「地元の顧客や行政などに『地元の金融インフラを守るために営業エリアを拡大する必要がある』旨を繰り返し伝えることで理解を得た。」とのコメントがあった。

4. 主な取組事例（参考）

当研修の意見交換時に聴取した研修受講金庫のコメントには以下のものがある。ただし当該コメントは、研修受講者の個人的な意見・感想を含むものであり、研修受講金庫の正式なコメントではない。そのため取組事例の記載にあたっては信用金庫名が特定できないように修正してある。

(1) ビジネスモデルの転換

研修受講金庫の多くが「10年後・20年後の信用金庫経営を考えると、営業エリアの拡大は不可欠である。」との意見であった。「顧客の生活圏・経済圏が移り変わっている以上、当金庫の営業エリアも再設定して当然である。」などのコメントも聞かれた。

なお、ビジネスモデルの転換に関する主なコメントは図表8のとおりである。

図表8 ビジネスモデルの転換（考え方）に関する主なコメント

- 当金庫が単独で生き残るには過疎化の進む本店所在地域の店舗を効率化し、都市部地域の店舗に経営資源を傾斜投入する必要がある。現在は、本店所在地域の店舗で預金を集め、都市部地域の店舗で不動産業向け融資を行うビジネスモデルである。
- 当金庫は、資金需要の限定される地元地域の店舗で利回りを、競争は厳しいが資金需要の旺盛な都市部地域の店舗で残高を稼ぐスタイルである。
- 大きな流れとして、郡部地域の店舗を効率化し、都市部地域の店舗を強化する方向である。地元店舗より都市部店舗の方が貸出金利回りも高いので、貸出金のボリュームと同時に利回りを稼ぐことができる。
- 地元の捉え方を再設定し、〇〇市の信用金庫から〇〇地域の信用金庫に発想を転換した。将来的に〇〇市だけでは食べていけなくなるので、余力のあるうちに営業エリアの考え方を変える必要があった。確かに金庫内・地元顧客などからの反発もあったが、繰り返し説明することで理解を得た。
- 今年度中に隣接する地域に新規出店する。資金需要があり、当金庫の融資シェアの低い未営業エリアがあるなら、当該地域への店舗出店は正しい経営判断と言える。
- 現状、営業エリアを拡大する考えはない。しかしながら地域の人口推移の予測をみると、20年・30年以内に地元地域のみで当金庫が存続することは困難となる。地域の衰退とともに当金庫も縮小均衡するといった経営判断はできないので、今のうちに地区拡張だけでも実施しておく必要がある。
- 本店のある地元地域の店舗を効率化し、捻出した経営資源を融資の見込める〇〇市（県庁所在地）への新規出店に充てた。〇〇市の店舗数は地元地域の店舗数の3分の1に過ぎないが、数年でトータルの貸出金残高が逆転した。

（備考） 図表8から11まで信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) 拠点設置による推進

営業エリアを拡大し、事業性融資の推進特化を打ち出す信用金庫のなかには、支店出店に先立って法人事務所を開設する事例がみられた。これは、テストマーケティング的な狙いもあるようだ。また新規出店を行う場合も、フルバンクサービスの支店出店ではなく事業性融資に特化した空中店舗を選択する研修受講金庫があった。その一方で、住宅ローンの推進を主な目的とする支店出店や事務所開設の事例は限られた。

なお、拠点の設置に関する主なコメントは以下のとおりとなる（**図表9**）。

図表9 拠点の設置に関する主なコメント

- 当金庫は営業エリアの外周部に店舗網の薄い地域があった。そこで今般、当該地域に法人事務所を開設した。その際、①収益を稼ぐオフィスにするのか、②課題解決の支援などを中心とするオフィスにするのか庫内で意見が分かれたが、最終的に顧客サポートに徹する方針にした。当面は、多くの中小企業を訪問し、当金庫のサービスを知ってもらう活動を実施していく。
- 当金庫は定款上の地区を拡張し、当該地域に法人事務所を開設した。主に地元地域とのビジネスマッチングなどを案内している。一定の残高が見込まれた時点で支店に昇格する考えである。
- 当金庫は、営業エリアを拡大した地域で空中店舗を展開している。空中店舗にはATMや貸金庫、駐車場などは未設置である。また、ローコスト化を目指し、人員も最低限の配置となる。
- 当金庫は、2年ほど前に隣接する〇〇市に新規出店した。〇〇市に店舗はなかったものの、これまで渉外担当者が訪問セールスを行っていた。地元地域の顧客にとって〇〇市は生活圈だったので、特化型店舗ではなくフルバンクサービスの出店とした。

(3) 拠点設置以外の推進手法

新たに拠点を設置せず、紹介案件の獲得に乗り出す研修受講金庫があった。取引のある不動産会社やハウスメーカーなどからの紹介案件を積極的に受ける形である。研修受講金庫からは、アパートローンの紹介案件を獲得する事例、ハウスメーカーから住宅ローンの紹介案件を獲得する事例などの披露があった。そのほか、富裕層顧客が都市部地域などで投資物件を購入する資金に応える信用金庫もみられた。

次に非対面チャネルによるマスセールスで住宅ローンを推進する研修受講金庫、消費者ローンなどの個人ローンを推進する研修受講金庫があった。これらの場合、金利競争を前提とするため、ローコストでの推進手法を採用し、相対的に量の積上げを目指す施策と位置付けられる。基本的には競合金融機関に対抗可能な魅力的な商品を提供すると同時に、Web受付けの体制をとっている。

なお、拠点設置以外の推進手法に関する主なコメントは**図表10**のとおりである。

図表10 拠点設置以外の推進手法に関する主なコメント

<p>(当紹介案件の獲得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県庁所在地域まで営業エリアを広げ、アパートローンなどの不動産業向け貸出の紹介を受けている。 ● 取引のあるハウスメーカーからの紹介案件を積極的に受けている。拠点的ない地域については渉外担当者がスポットで訪問するほか、Web受付けの仕組みを整備した。 <p>(マスセールスの活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非対面チャネルを活用したマスセールスを実施している。競合金融機関に対抗可能な訴求力の高い住宅ローンを提供すると同時にWeb受付けの仕組みを整備した。商品単体の採算は低いが、①ローコストで推進できる点、②複合取引を条件とする点などで採算確保を図っていく。 ● これまで営業活動を行っていなかった未営業エリアに対し、マスセールスを用いて消費者ローンなどの個人ローンを推進している。当金庫と預金取引はあるものの、複合化できていない層にもアピールしていく。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで当金庫は富裕層顧客が大都市部の投資用物件を購入する際の資金需要に応じてこなかった。しかしながら相続対策などについては対応する方針を変更した。
--

(4) 営業エリアの集約

本稿のテーマとは異なるが、営業エリアを本店周辺などの重点地域に集約する研修受講金庫もあったので紹介する。これらの信用金庫は、いわゆる「外周部店舗」や「飛び地店舗」を廃止・機能縮小などし、経営資源を重点地域に集中させている。

「当金庫の本店周辺部のシェアを高める余地は大きく、また『よそ者』扱いの飛び地店舗に経営資源を投入しても効率が悪いので、営業エリアを集約する方向である。」とのコメントが研修受講金庫からあった。また「営業エリアの拡大を提案する役職員も庫内にみられるが、先ずは守る地域・攻める地域を明確にし、守りを固めた後に営業エリアの拡大を考えるべきである。」などもあった。

なお、営業エリアの集約に関する主なコメントは以下のとおりである（図表11）。

図表11 営業エリアの集約に関する主なコメント

<ul style="list-style-type: none"> ● 当金庫は狭域深堀戦略を徹底させているので、県庁所在地域の〇〇市などに進出する考えはない。まだまだ地元地域でシェアアップする余地が大きいと考えている。 ● 当金庫の営業エリアは人口・中小企業ともに増加傾向にある。現在のシェアを維持することで手一杯なので、営業エリアを拡大する考えはない。むしろ重点地域へのヒト・モノ・カネの集中化を進める方向にある。 ● 過去に営業エリアを広げた時期もあったが、飛び地店舗の運営は効率が悪く、採算面でも厳しい。そこで重点地域に経営資源を回帰させることにした。飛び地店舗については、当面は店舗機能の縮小で臨み、将来的な統合も視野に入れている。 ● 庫内には「近隣の〇〇市に営業エリアを拡大すべき」との意見もあるが、後発では金利競争に巻き込まれる恐れがある。今は地元地域の守りを固め、競合金融機関からの低金利攻勢に対抗する方を優先する。
--

おわりに

10数年前までの営業エリアの拡大では、新規出店した地域において低金利による貸出攻勢をかける営業スタイルが一般的であった。これに対し近年の取組事例をみると、事業性融資の強化分野では本業支援・課題解決型営業を徹底したり、自金庫の得意分野の不動産業向け貸出に特化したりする信用金庫が増えている。また、金利競争の厳しい個人ローンの強化分野では支店出店などを行わずマスセールスを用いた営業スタイルが定着しつつある。

多くの地域で人口の高齢化と減少、地域経済の衰退が加速し、また都市部地域へのヒト・モノ・カネの集中が進んでいる。こうしたなか信用金庫も時代の変化に合わせた活動範囲に再設定し、持続可能なビジネスモデルに転換する必要があると考えられる。

〈参考資料〉

- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計」
- ・信金中央金庫 地域・中小企業研究所「金融調査情報」「ニュース&トピックス」
- ・信用金庫ディスクロージャー誌 等

地方圏を中心に需要が高まる人材マッチング

－期待が高まる地域金融機関に求められる役割－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) 人手過不足、人材マッチング、経営人材、地域企業経営人材マッチング促進事業、プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業、
地域金融機関

(視 点)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所が全国の信用金庫の協力を得て四半期ごとにとりまとめている「全国中小企業景気動向調査」(2022年12月期)をみると、建設業やサービス業を中心に、人手不足の状況が続いている。こうした中、地方圏を中心に、人材マッチングへの需要が高まっている。

そこで本稿では、複数の団体からのヒアリング内容を適宜紹介しつつ、政府ならびに民間による、一般事業会社を対象とした人材マッチング事業を概観する。あわせて、信用金庫による職員人材の確保に向けた対応、課題についても言及する。

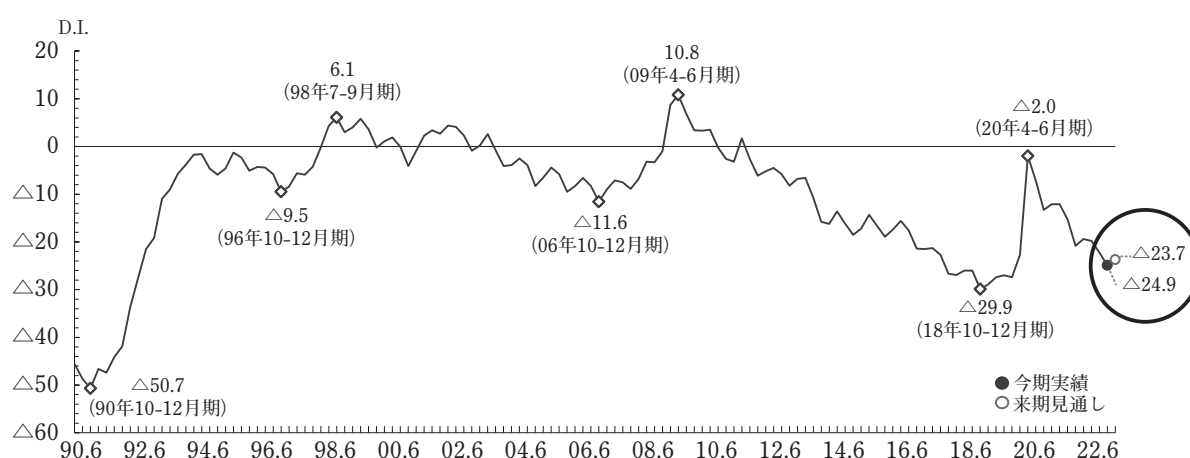
(要 旨)

- 地域企業を中心とした必要な人材の不足に対して、政府は、地方への人材の流れを促進する政策を展開している。具体的には、「地域企業経営人材マッチング事業（実施主体:金融庁）」および「先導的人材マッチング事業（同:内閣府）」であり、これら事業において果たす地域金融機関の役割は大きい。
- 民間でも多様な人材マッチングプラットフォームが提供されている。これらを活用すれば、人材採用にかかる作業負担や手間を軽減でき、採用企業において「必要な人材」が明確であれば、人材を確保できる機会も増えるだろう。
- 農林中央金庫による農業者向け労働力確保スキームは、シンプルさと分かりやすさを優先している。JA全中およびJA全農と協働した「県域の取組みの機能補完」であり、人材募集ニーズのある農業者等にとって選択肢の幅が広がることが期待できよう。
- 一部の信用金庫では、大手採用・転職サイトを活用したとしても、自金庫の組織・風土に馴染むかどうかという観点から、新卒・中途採用が難しいケースもあるようである。一方、地域密着型金融という特性を持つ信用金庫ならではの特徴として、「人縁・地縁」による採用は有効のようである。

はじめに

信金中央金庫 地域・中小企業研究所では、全国の信用金庫の協力を得て、四半期ごとに「全国中小企業景気動向調査」をとりまとめている。2022年12月期の調査結果のうち人手過不足判断D.I.は△24.9で、前期比2.7ポイントの低下と、人手不足感が強まった。来期見通しは△23.7と、人手不足感がやや弱まる見込みであるものの、依然として人手不足感は強い（図表1）。マイナス幅はコロナ禍前の水準に徐々に近づき、建設業やサービス業を中心に、深刻な人手不足の状況が続く。

図表1 人手過不足判断 D.I.の推移



(出所) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所「全国中小企業景気動向調査」

こうした中、コロナ禍により人手不足感が緩和したことで市場規模は一時的に縮小したものの、人材マッチングへの需要は高まりつつある^(注1)。

そこで本稿では、政府ならびに民間が実施・運営する、一般事業会社を対象とした人材マッチング事業を概観する。あわせて、信用金庫による職員人材の確保に向けた対応、課題についても言及する。なお、本稿で言う「人材マッチング」という表現は、人材紹介および人材派遣の両方を含意するものとする^(注2)。

本稿作成に際して、金融庁 監督局 総務課 人材マッチング推進室兼銀行第二課 地域金融企画室 金田和也監督監理官および湯浅翔室長補佐、農林中央金庫 食農法人営業本部 営業企画部 佐藤祐哉部長代理、淡路信用金庫（兵庫県）人事部 馬場勝也課長、九州ひぜん信用金庫（佐賀県）溝上武明理事総合企画部長に取材をさせていただいた。貴重なお時間を頂戴したことに、この場をお借りしてお礼申し上げたい。

(注)1. 信金中央金庫 地域・中小企業研究所 ニュース&トピックス No.2022-110 (2023年1月18日発行) を参照

2. 人材紹介と人材派遣との大きな違いは雇用契約形態である。人材紹介では、求職者と採用企業が直接雇用契約を結ぶのに対して、人材派遣では、求職者（派遣スタッフ）と人材派遣会社が雇用契約を結ぶ。

1. 政府が実施している人材マッチング・スキーム

中小企業庁が2020年3月に公表した「中小企業・小規模事業者 人手不足対応ガイドライン(改訂版)」では、中小企業の経営課題として、「人手不足(32.0%)」以上に、「必要な人材の不足(56.4%)」が上位に挙げられている。

また、北村(2021)は、「近年では、経営者の高齢化から、多くの企業が事業承継のタイミングを迎える中、経営人材(後継者、経営幹部)の不足感も強まりつつある。」とし、対応できない場合、地域企業の廃業が増加し、地域金融機関の経営基盤が弱まる可能性を指摘している。

こうした中、金融庁は、2022年6月に公表した「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート(以下、「金融仲介機能プログレスレポート」という。)」の中で、「地域金融機関は、自らの経営基盤となるこうした事業者との対話を通じて、事業内容・業況・成長可能性を理解し、共有された経営課題の解決に資する方策をともに考え、その実現に向けた適切なファイナンスはもとより、IT・デジタル等の活用、経営人材の確保をはじめとする経営改善、事業再生・転換・創業等に資する支援・アドバイスを、組織的に実践していくことが、顧客企業との間で共通価値の創造を実現し、ひいては、自身の経営基盤の安定と地域経済の持続可能性確保の両立につなげる有効な手立てとなり得るものと考えられる。」と明記している。地域金融機関には、地域企業における必要な人材の不足に対するソリューションを提供する役割が期待されているといえよう。

こうした地域企業における経営人材あるいは専門人材の不足に対して、政府は、地方への人材の流れを促進する政策を展開している。

1つは、2020年度から、金融庁が実施している「地域企業経営人材マッチング促進事業」(図表2左)である。金融庁は、2018年に、監督指針を改正して、銀行等が取引先企業に対して行う「その他の付随業務^(注3)」として、人材紹介業務を実施できることを明確化させた。また、2021年5月の銀行法改正により、優越的地位の濫用に注意しつつ、銀行本体で、登録型人材派遣業務も実施できるようになった^(注4)。

このように、地域金融機関による人材仲介業務の規制緩和が進む中、金融庁の「地域金融機

(注)3. 「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(2018年3月)によると、「今般の改正は、銀行が、取引先企業に対して行う「人材紹介業務」が銀行法第10条第2項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当することを明確化したものであり、「取引先企業」の範囲を含め、銀行の業務範囲を変更・拡大するものではありません。」とし、「人材紹介業務を行う場合には、職業安定法上の職業紹介事業の許可が必要となります。」ということが明記されている。

4. 「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(2021年11月)によると、「銀行法施行規則第13条の2の5第2号に掲げる業務は、銀行が経営相談等業務などを通じて取引先等とコミュニケーションを行う中で取引先等の人材ニーズを発掘し、その課題に応えるために人材を派遣することを想定しています。派遣する人材の職種等に制限はありませんが、「高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材」に該当する必要があります。」とし、「なお、同号に掲げる業務はいわゆる登録型人材派遣に限定されています。また、銀行が、ご指摘のような業務運営により、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用したり、顧客の利益が不当に害されたりすることがないように、当庁としてモニタリングしてまいります。」ということが明記されている。

図表2 政府が主導する主な人材マッチング事業

	地域企業経営人材マッチング促進事業	先導的人材マッチング事業
給付金/補助金の対象者	人材のリストを活用し、経営人材を採用した 地域企業 (人材受入企業)	金融機関 又は本事業を適切に実行し得る事業者として地方公共団体の推薦を得た者、及び必要に応じこれらの者と連携する人材紹介会社 (マッチングの担い手)
人材受入企業の要件	- 【地域】制限なし - 【規模】資本金 10億円未満 かつ 常時使用する従業員数2000名以下	- 【地域】本社・勤務地の双方が東京都 (条件不利地域除く。) に所在する場合は対象外 - 【規模】資本金 10億円未満
人材の要件	- 大企業人材 (退職後6ヶ月以内まで可) に限定 - 年収要件 (年収 600万円以上) ※転職の場合	公募要件で示され、 目安 - 受入企業の規模に応じた年収要件 (年収 500万円~900万円以上) ※兼業・副業の場合は常勤換算した年収) 等
採用形態	- 転職 - 兼業・副業 - 出向	- 転職 - 兼業・副業
マッチングの担い手	地域金融機関とその関連会社及び提携先の人材紹介会社 ※いずれかの者が有料職業紹介事業の許可を有する必要がある	金融機関 又は本事業を適切に実行し得る事業者として地方公共団体の推薦を得た者、及び必要に応じこれらの者と連携する人材紹介会社
実施主体	金融庁	内閣府
補助事業の構造	- REVICが補助事業者 (※REVICは、本事業の実施に関する認可を内閣総理大臣より受けている。)	- 執行管理団体が補助事業者 - 金融機関等が間接補助事業者
事業の機能	- 地域企業への給付金給付 - 人材プラットフォームの構築 - 研修・ワークショップの提供 - 周知・広報	- 金融機関等への補助金交付 - 周知・広報

(出所) 金融庁ホームページ (行政事業レビュー等の取り組み)

関による人材仲介特設サイト」によると、地域銀行等で有料職業紹介業の許可を受けたのは96行中69行 (2021年2月時点) であり、「取得予定あり」も16行に上る。金融庁の報道発表資料 (2022年8月26日) において、地域金融機関が「人材マッチングの仲介役」と明記されているとおり、地域金融機関には、取引先企業の事業性評価・伴走支援活動の一環として、人材紹介の前提となる経営課題の把握から人材を紹介した後のフォローアップまでのワンストップでの支援が期待されている。こうした中、地域金融機関が大企業の人材と地域企業とをマッチングするための人材プラットフォーム「REVICareer (レビキャリ)」 (図表3) が地域経済活性

図表3 地域企業経営人材マッチング促進事業 (「レビキャリ」) の概要



※「大企業」とは、資本金10億円以上又は常時使用する従業員数が2,000人を超える法人をいいます。

(出所) 金融庁ホームページ (報道発表資料 2022年8月26日)

化支援機構（REVIC）により整備され、2021年10月から本格稼働した。レビキャリは、転職のほか、兼業・副業や出向といった多様な形態でのマッチングに活用が可能であり、レビキャリを活用して人材を採用した地域の中堅・中小企業に給付金が支給される。金融仲介機能プログレスレポートによると、地域金融機関等からの意見を踏まえて制度拡充^(注5)が行われている。

もう1つは、2016年1月から、内閣府が実施主体となって展開している「プロフェッショナル人材事業^(注6)」である。プロフェッショナル人材事業では、優秀な人材の都市部から地方への移住、転職を促進することを目的に、プロフェッショナル人材戦略拠点^(注7)が開設されている。なお、2022年11月現在、相談件数（累計）は82,666件、成約件数（累計）は19,369件となっている^(注8)。加えて、2020年度から、地域企業との併走支援の役割を地域金融機関に期待する目的で、「先導的人材マッチング事業^(注9)」（図表2右）が新設された。先導的人材マッチング事業は、執行管理団体（補助事業者）が間接補助事業者である地域金融機関等に指導や助言を行い、地域金融機関等は、この指導や助言に基づいて地域企業に対して人材紹介をする^(注10)。地域金融機関による経営人材等のマッチングの成約時には、インセンティブ付与のため、成果に連動した補助（上限100万円/件^(注11)）が行われる。

金融仲介機能プログレスレポートでは、中小規模企業等約1万社から回答を得た企業アンケート調査の中で、「金融機関から受きたい支援サービス」と「手数料を支払ってもよいサービス」の回答結果が示されている。「経営人材の紹介」の回答割合は、前者で23.1%と4番目に高く、後者では、48.3%と最上位となった。中小企業にとって、経営人材等の紹介は、費用を負担してでも金融機関から受きたいサービスになっていると言えよう。

また、北村（2021）は、地域金融機関が地域企業に人材紹介をするにあたって、「事業性評価やソリューション営業の一環として、営業店が取引先の人材ニーズを把握し、本部/子会社と営業店が連携して人材要件を精密化するケースが多い。」としている^(注12)。一方、地域金融機関では、人材紹介業務の収益面での貢献を過度に求めないケースが多く、それ故に、「人材紹介業務へのマンパワー配分が足元の収益見合いの規模にとどめられ、業容拡大の制約要因と

(注)5. 実施した制度拡充として、①2022年1月、レビキャリの機能について、地域企業の求人情報を地域金融機関が登録し、大企業側が閲覧できるよう機能を拡充、②多様な形態でのマッチングを後押しするため、2022年2月から、地域企業への給付の対象を従来の転籍型でのマッチングに加え、兼業・副業、出向も対象とするよう制度を拡充、③2022年3月から、主に出向のアレンジでの活用を念頭に、求職者や求人情報を前提とせず、大企業人事部等と地域金融機関の人材マッチング担当部署との間のコンタクトも行えるよう、担当者の連絡先情報を両者間で共有する枠組みを導入の3つが挙げられている。

6. 詳細は、内閣府ホームページ (<https://www.pro-jinzai.go.jp/>) を参照

7. 東京を除く46道府県に設置

8. 内閣府プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト (<https://www.pro-jinzai.go.jp/recruit/>) を参照

9. 内閣府の「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」に盛り込まれた「地域人材支援戦略パッケージ」の一環として実施された事業

10. 内閣官房・内閣府総合サイト (https://www.chisou.go.jp/tiiki/jinzai_matching/index.html) を参照

11. 2023年2月1日から、人材マッチング高度化の観点から、DX人材、大企業人材、スタートアップ人材へのマッチングについては、上限額が200万円/件に引き上げられている。

12. そのほか、「中期経営計画の策定支援を通じ、取引先の人材ニーズを切り出す取り組みを行うケースもみられる。」としている。

なっているケースがみられる。」と分析している。また、根本的な課題として、「人材紹介会社の求職者OB（人材リスト）に登録されている候補者数が多いが、地域で働くことを希望する人材は少なく、効率的なマッチングが容易ではない。」ことも指摘している。

根本的な課題の解決は容易ではないものの、地域金融機関には、地域企業との対話を今まで以上に重ねながら、事業のSWOT分析等を行って潜在的なニーズを引き出し、そのニーズに適した人材を提供していくことが求められているといえよう。

なお、上述した「地域企業経営人材マッチング促進事業」に絡んで、金融庁 監督局 総務課 人材マッチング推進室からのメッセージを紹介したい（図表4）。

図表4 取材に応じていただいた金融庁 監督局 総務課 人材マッチング推進室兼銀行第二課 地域金融企画室 金田和也監督監理官（左）、湯浅翔室長補佐（右）



（備考）金融庁提供

【コラム①】金融庁 監督局 総務課 人材マッチング推進室からのメッセージ

人材マッチング推進室（地域金融企画室及び地域金融支援室と一体的に運用）は、「貸出業務にとどまらず、地域金融機関による事業者支援の取組みがもたらす付加価値をどのように高めることができるのか」を地域金融機関と共に考える姿勢で業務に当たっている。事業者が抱える経営課題の1つとして経営人材の不足が挙げられるが、人材マーケットは地方になるほど手薄になることから、人材マッチングは地域の事業者を広く取引先に持つ地域金融機関が強みを活かせる分野の1つであると考え、地域企業人材マッチング促進事業に取り組んでいる。

地域金融機関での取組み方法では、「金融機関本体でやるのか、子会社でやるのか」、「片手型^(注13)か、両手型^(注14)か」という視点がある。どのパターンが最適かは、各地域金融機関の規模・体制や地域の実情によって変わり得るので、それぞれに適したやり方を模索して欲しい。

取引先のニーズに応じて、人材マッチングの取組みを行う地域金融機関は増えてきている。人材マッチングは、リソースが足りない、難しいと思われるかもしれないが、取引先と密着している信用金庫こそ、その強みを活かすことができる。取引先との対話を通じて経営課題を明確にし、真に必要な人材をマッチングすることで、地域企業が元気になり、地域経済の活性化を通じて、ひいては信用金庫ビジネスにも好影響を与えることになる。金庫の経営としても、取引先の成長のためにも、ぜひリソースを割くことを検討してみて欲しい。

（注）13. 地域金融機関は、求職者の選定、面接、マッチング作業を人材紹介会社にトスアップする。成約後のフォローアップは、地域金融機関が求人企業（取引先）に、人材紹介会社が求職者に、それぞれアプローチをする。

14. 地域金融機関は、人材紹介会社の求職者データベースから候補者を選定し、面接、マッチング作業を行う。フォローアップは、地域金融機関が求人企業（取引先）および求職者の双方にアプローチをする。

2. 民間が運営する人材マッチング・スキーム

政府が主導する人材マッチング・スキームに加えて、民間でも、一部事業者は政府の取組みと歩調を合わせながら、人材マッチングプラットフォームを提供している。また、農林中央金庫は、農業分野に特化した人材マッチングに取り組んでいる。以下では、これらの取組みを概観することとしたい。

(1) 人材マッチングプラットフォーム

人材マッチングプラットフォームは、採用企業と求職者とを結びつけるシステムである。システムであるが故に、人材マッチングプラットフォームを活用すれば、人材採用にかかる作業負担や手間を軽減できる。また、ハローワーク等では求人難しかったプロフェッショナルな人材を採用できる可能性が高まる。さらに、採用企業において「必要な人材」が明確であれば、人材を確保できる機会も増えるだろう。

こうした採用企業のニーズに応える主な民間の人材マッチングプラットフォームは、**図表5**のとおりである。「みらいワークス」は、メニューが目的別にラインナップされているため、採用

図表5 主な民間のマッチングプラットフォーム

サービス名	運営主体	概要 (特徴)
みらいワークス	(株)みらいワークス	<ul style="list-style-type: none"> ・多数のマッチングプラットフォームを運営。目的に合わせて利用可能。 ①フリーランスのマッチングサービス「フリーコンサルタント.jp」(https://freeconsultant.jp/) ②お試し稼働付き転職支援サービス「大人のインターン」(https://otona-no-intern.jp/) ③転職支援サービス「プロフェッショナルキャリア」(https://professional-career.jp/) ④転職力を上げるためのキャリア情報サイト「FIND CAREERS」(https://www.findcareers.jp/) ⑤地方副業Webプラットフォーム「Skill Shift」(https://www.skill-shift.com/) ⑥地方転職Webプラットフォーム「Glocal Mission Jobs (GMJ)」(https://glocalmissionjobs.jp/) ⑦地方で働くことを考えるニュースサイト「Glocal Mission Times」(https://www.glocaltimes.jp/) ・2022年5月、「地域企業経営人材マッチング促進事業」(実施主体:金融庁)の協力企業に採択
複業クラウド	(株)Another works	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年9月にリリース。企業は月額定額料で求人掲載が可能。無制限に全登録者情報へのアプローチ可能。 ・金銭報酬を主な目的としている「副業」ではなく、スキルアップしたい/地域に貢献したいという経験報酬や感情報酬をも含めた「複業」を推進。 ・企業にとって成約手数料は無料。登録者にとっても登録・利用は無料。 ・マッチング分析に特化したAIエージェント「Nico」を活用。 ・自治体向けには、2020年10月から、専門人材不足の地方自治体が「複業」人材登用により地方創生を推進できるサービス「複業クラウド for Public」を提供。
つなキャリア	(株)O-GOE (オーゴエ)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年11月にリリース。「大切な社員の雇用を地域で守る」をコンセプトにした労働移動プラットフォーム。 ・派遣、出向、転職、副業、インターンシップ等、幅広い働き方に対応 ・具体的な機能として、送出し企業、受入れ企業の情報がオンラインですぐに検索、出向ニーズの確認が可能。また、契約にあたって、送出し企業、受入れ企業は所定の電子契約書に必要事項を入力するのみで、数分で契約締結が完了(契約内容が不安な場合は弁護士紹介あり)。 ・出向後の移籍を防ぎたい、もしくは移籍の希望が出た場合に、送出し企業と受入れ企業がお互いにwin-winとなるよう移籍金制度を導入(例えば、送出し企業が移籍させたくない場合には、出向契約時に移籍金設定を高くすることで移籍抑制が可能)。
Work Any (ワークエニー)	(株)ファンコミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年3月にリリース。「短期、かつ固定費を抑えて即戦力人材を採用したい」というニーズに応えるマッチングプラットフォーム。 ・月額定額料で、求人掲載やスカウトは無制限。成約手数料はなし。月ごとの契約更新で1か月単位で利用可能。 ・2022年10月、専門人材等を仲介するプラットフォーム「Work Any PRO」をリリース。

(備考) 各社ホームページを基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

目的に応じた利用ができる。なお、運営会社である（株）みらいワークスは、2022年5月に、「地域企業経営人材マッチング事業（実施主体:金融庁）」の協力企業に採択されている。また、定額料金で利用無制限にしたり、成約手数料を無料にしたりする等、人材採用にかかる費用負担の軽減につながる「複業クラウド」や「Work Any（ワークエニー）」のサービスがある。さらに、人材流出の防止を目的に「移籍金」を設定できる「つなキャリ」のサービスもある。

そのほか、ITエンジニア等に特化した「Ohgi（オウギ）^(注15)」（運営会社：（株）コアコンセプト・テクノロジー）や「レバテック^(注16)」（同：レバテック（株））、ファッション人材に特化した「MESH well（メッシュウエル）」（同：（株）メッシュウエル）、アルバイトのスキマ時間に焦点を当てた「Timee（タイミー）」（同：（株）タイミー）等がある。

このように、さまざまな民間のサービスが提供されており、中小企業は、費用をある程度抑えながら、採用目的に応じた利用ができる。採用後に採用前のニーズとのギャップが生じないよう、真に必要とする人材を確保するために、中小企業は、まずは必要とする人材像を明確にすることが求められよう。

（2）農業分野における人材マッチング事業

農林中央金庫は、2022年3月31日に、農業者向けに人材紹介等を専門に行っている5社と業務提携をした。具体的には、（株）マイナビ、（株）アグリメディア、（株）Life Lab（ライフラボ）、（株）アグリトリオ、Kamakura Industries（株）である（図表6）。なお、Kamakura Industries（株）は、（一社）農林水産業みらい基金の2019年度助成対象事業に採択されている。本スキームは、農業者が、JA等からの紹介で、上述の提携企業に人材サービスを申し込んだ場合に、割引価格でサービスを受けられるものである。農業者等が、ニーズおよび雇用形態に応じて、「求人広告」、「人材紹介^(注17)」、「バイトアプリ^(注18)」のうち、最適な人材サービスを選択できるようにしている。県域にて独自に労働力確保に向けたサービスを提供している場合には、必要に応じて当スキームへの加入を判断し、本サービスを利用する場合には、農業者等にとってのサービス利用の選択肢が増えることになる。

本スキームの構築では、シンプルさと分かりやすさを優先したため、農林中央金庫本体が人材サービス会社5社と業務提携契約を締結したのみで、県域における事務負担等は可能な限り発生しないよう配慮している。農業者等がJA等に相談してきた人材募集ニーズに対して、JA等は提携する人材サービス会社を紹介する。それを受け、農業者等は直接人材サービス会社に

（注）15. <https://www.ohgi.io/> を参照

16. <https://levtech.jp/lp/100> を参照

17. 経営人材等の専門的な人材の募集形態

18. 日帰り等を含む短期間、短時間の人材の募集形態

図表6 経営課題ごとの最適な人材サービスの提供

経営課題・ニーズ	雇用形態	最適な人材サービス
<input checked="" type="checkbox"/> 「経営者の右腕」が欲しい。 <input checked="" type="checkbox"/> 中長期的に働いてもらいたい。	<input checked="" type="checkbox"/> 条件に合う正職員人材を確保かつ迅速に雇用したい。 <input checked="" type="checkbox"/> 求人広告を出して募集をかけたい。 <input checked="" type="checkbox"/> 複数人の雇用を行いたい。	正職員 人材紹介 <input checked="" type="checkbox"/> (株)アグリメディア 当社求人広告と同様 <input checked="" type="checkbox"/> (株)Life Lab(ライフラボ) 当社求人広告と同様 求人広告 <input checked="" type="checkbox"/> (株)マイナビ 割引率は10% <input checked="" type="checkbox"/> (株)アグリメディア 割引率は5%で開始、累計紹介数50を超えた次年度より割引率10%に引上げ <input checked="" type="checkbox"/> (株)Life Lab(ライフラボ) 割引率は5%で開始、累計紹介数50を超えた次年度より割引率10%に引上げ
<input checked="" type="checkbox"/> 特定の短期間だけ働いてもらいたい。 <input checked="" type="checkbox"/> 作業員としての労働力が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 数時間、1日単位で労働力を確保したい。 <input checked="" type="checkbox"/> 求人広告を出し募集をかけたい。	アルバイト バイトアプリ <input checked="" type="checkbox"/> (株)アグリリオ 割引率は10% <input checked="" type="checkbox"/> Kamakura Industries(株) 無料で開始、2023年度から有料化予定 求人広告 <input checked="" type="checkbox"/> (株)マイナビ 割引率は10% <input checked="" type="checkbox"/> (株)アグリメディア 割引率は5%で開始、累計紹介数50を超えた次年度より割引率10%に引上げ <input checked="" type="checkbox"/> (株)Life Lab(ライフラボ) 割引率は5%で開始、累計紹介数50を超えた次年度より割引率10%に引上げ

(備考) 農林中央金庫提供資料を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

申込みを行い、人材サービス会社が、割引サービスを提供する。JA等にとっては、農業者等の労働力確保に貢献することで、農業者等顧客との取引をさらに深耕していくツールと位置付けられよう。

農林中央金庫は、2022年4月25日に、全国の県域に対して、本スキームの説明会を実施した。これを契機に、同年6月から12月末まで、毎月20日締めで、県域からの利用希望を募っている。2022年12月20日時点で、全47の県域のうち約25県域が加入済みであり、今後も利用の拡大を期待している。なお、人材募集ニーズのある農業者等が本スキームを利用できる時期は、県域が利用を申し込んだ月の翌月からとなる。

農林中央金庫は、2023年1月から、県域からの本スキームの利用希望の募集を半期に1回とする予定である。まずは、現時点で既に利用申込みをしている約20の県域での実績を積み上げていくことが最優先事項となるだろう。

本スキームは、JA全中およびJA全農と協調した「労働力確保に向けた県域の取組みの機能補完」であり、人材募集ニーズのある農業者等にとって選択肢の幅が広がるのが大いに期待できる。農業界においても、地域金融機関と同様、JA等が、地元の農業者等との対話を今まで以上に重ねながら、経営課題等を聞き出し、その課題解決に適した人材サービスを紹介していくことが求められているといえよう。

3. 信用金庫における人手過不足の現状 ～一部コメントの紹介～

1、2では、主に一般事業会社に対する人材不足への政府ならびに民間での対応スキームを紹介した。

しかし、1で述べたスキームにおいて事業主体を期待されている地域金融機関自身にとっても、人材不足は経営課題の一つとなっている。一部の信用金庫へのヒアリングでは、地域特性等によって、「女性職員（テラー職員）が足りない」、「営業店長候補が足りない」、「次長職（副支店長職）に嘱託職員が増えて、営業店のモチベーションが高まらない」等の声が聞かれる。また、「大手採用・転職サイトを活用しても見合う人材が得られない」等の声も多い。そのほか、人手不足を補うために再雇用できたとしても、「高齢再雇用者の活躍の場を与え切れていない」等の声も聞かれる。

預金量規模が異なる2つの信用金庫からいただいた以下のコメントをみると、大手採用・転職サイトを活用したとしても、自金庫の組織・風土に馴染むかどうかという観点から、新卒・中途採用は難しいケースもありそうである。また、地域密着型金融という特性を持つ信用金庫ならではの特徴として、「人縁・地縁」による採用は有効のようである。

【コラム②】 淡路信用金庫（兵庫県）からのコメント

淡路信用金庫（本店所在地:兵庫県洲本市）は、預金量6,122億円（2022年3月末現在）、店舗数27拠点（同）、役職員数387名（同）の信用金庫である。

当金庫の現在の人員数は、地域特性を踏まえて、適正と考えるものの、近年、新卒採用において予定人員数を確保できない年があり、結果として若年層とりわけ20歳代後半の人員不足が生じている。営業店現場からは将来の営業力低下や管理職不足を不安視する声が聞かれており、この不安感を払拭するために改めて新卒採用の強化に取り組んでいる。

新卒採用では、大手サイトが主催する就職説明会等を活用し、積極的にPRを行っている。しかし、「信用金庫の良さ」を知らない学生が多く、業界を挙げて、そのPRを強化する必要性を感じている。

中途採用では、2022年10月から新卒採用とは別の大手転職サイトを活用している。まだ利用期間が短いため、実績は上がっていないが、今後、U・Iターンでの金融機関経験者を採用できることを期待している。なお、専門性を有する人材の確保では、不足感は薄いため、特段の対応は行っていない。

資金運用部門では、信金中央金庫から業務出向者を受け入れている。業務出向者の受入れでは、「業務出向者へのミッション」を明確にしており、受入れ態勢を十二分に確保することで対応できている。

そのほか、今後、女性総合職の新卒採用に挑戦し、女性の活躍推進に取り組んでいきたい。

【コラム③】九州ひぜん信用金庫（佐賀県）からのコメント

九州ひぜん信用金庫（本店所在地：佐賀県武雄市）は、預金量1,608億円（2022年3月末現在）、店舗数18拠点（同）、役職員数178名（同）の信用金庫である。2010年に、杵島信用金庫（存続金庫）と西九州信用金庫（被合併金庫）が合併し、「九州ひぜん信用金庫」と名称変更している。

当金庫は、同規模金庫と比較した場合、本部の一部の部門において人員が過剰気味であるが、営業店においては適正人員と考えている。したがって、事業運営に支障なく職員の産休や育休等に対応できている。

新卒採用では、大手転職サイトのほか、当金庫独自の職員紹介制度（報奨金制度）を運用している。とりわけ、運動部の新入職員による後輩の勧誘では、本制度は有効に働いており、「確実な」人材確保につながっている。なお、大手転職サイトの活用では、当金庫側でコンセプトをしっかり持って“攻め”の姿勢で利用できれば、本来アプローチできなかった人材に出逢うチャンスが生まれるだろう。

本部人材（特に専門職人材）の確保では、特定の役職員に過剰に依存する傾向を払拭する必要性を感じている。「とりあえずやらせてみて、無理そうであれば代える」といった姿勢で、人事ローテーションを検討することも必要だろう。

本部の業務のうち、資金運用部門は専門性が高いため、信金中央金庫や地元の銀行から業務出向者を受け入れている。業務出向者の受入れでは、役員の間で話し合っ「業務出向者へのミッション」を明確にし、それを受入れ部門に周知徹底する等、業務出向者が当金庫の風土に馴染めるよう、受入れ態勢を十二分に確保することが必要であると感じている。

おわりに

人材マッチングでは、一般的に、地方への転居を伴う転職の場合、新天地に移り住むこと自体に抵抗感を覚える向きも多かろう。また、都市圏の大手企業OBによる地方の企業への転職を妨げる主な要因として、給与水準のギャップの大きさ等も指摘されている。一方、求人での勤務形態を「リモート」あるいは「副業・兼業」等で募集した場合、人材マッチングが成功するケースがあるようである。

また、地元企業の人材不足という経営課題について伴走する信用金庫においても、新卒・中途採用では、自金庫に見合った人材が採用できない等の課題が顕在化している。さらに、高年齢者を継続雇用できたとしても、付加価値を生むような前向きな職務を与えられていない等の課題も見受けられる。

こうしたことを踏まえると、人材マッチングにおいては、とりわけ求人企業側に、「募集人材に求める職務領域（権限を含む）の明確化」、「求める人材に対するスクリーニングへの対応」、「求める人材への多様な働き方への対応」等が求められよう。また、人材をコスト（管理

対象)ではなく資本(投資対象)と捉えて、人材への投資を企業価値向上につながるという人的資本経営の観点から、第211通常国会における岸田文雄首相の「施政方針演説」でも触れられた「リスクリング(学び直し)」という観点も、今後、ますます重要になるだろう。

〈参考資料〉

- ・ 中小企業庁(2020年3月)「中小企業・小規模事業者 人手不足対応ガイドライン(改訂版)」
- ・ 家森信善・米田耕士(2022年1月)「地域金融機関による人材紹介」日本労働研究雑誌 No.738
- ・ 日本銀行 金融機構局 金融高度化センター 企画役 北村佳之(2021年9月13日)「地域金融機関の人材紹介業務の意義・特徴」地域活性化ワークショップ 第4回「地域金融機関の人材紹介業務への取組み」
- ・ 金融庁(2022年6月30日)「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」
- ・ 金融庁 報道資料(2022年8月26日)「「人材マッチングの仲介役」となる地域金融機関」

地域・中小企業関連経済金融日誌(2023年2月)

- 1日 ○ 内閣府 地方創生推進室、令和4年度先導的人材マッチング事業における間接補助事業者の採択結果^(注)について公表
 (注) 旭川、帯広、桐生、しののめ、西武(西武コミュニティセンターと共同)、新潟、三条、浜松磐田、岐阜、東濃、瀬戸、豊川、豊田、碧海、西尾、京都、大阪、大阪シティ、尼崎、玉島、広島、呉、鹿児島相互の23信用金庫、亀有・新庄・興能・萩山口・西中国・東山口・大牟田柳川・たちばなの8信用金庫グループ、静岡焼津マネジメント(しずおか焼津信用金庫子会社)、きたしん総合研究所(北おおさか信用金庫子会社)も間接補助事業者に決定
- 10日 ● 金融庁、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告を公表 資料1
- 14日 ○ 金融庁、株式会社足利銀行に対し、産業競争力強化法に基づき、事業適応計画を認定(実施時期：2023年2月～2025年3月)
- 16日 ○ 中小企業庁、M&A支援機関登録制度に係る登録フィナンシャル・アドバイザーおよび仲介業者(令和4年度公募(1月分))を公表(京都中央、三条、城北の3信用金庫が登録)
- 20日 ● 中小企業庁、経営者の個人保証を不要とする創業時の新しい信用保証制度「スタートアップ創出促進保証制度」の創設(2023年3月中に開始予定)について公表 資料2
 ○ 中小企業庁、令和元年度補正予算・令和3年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(一般型・グローバル展開型：13次締切)の補助事業者の採択^(注)について公表
 (注) 一般型で信用金庫が認定支援機関を務める164者を含む1,903者を、グローバル展開型で信用金庫が認定支援機関を務める1者を含む24者を採択
- 21日 ● 金融庁、経済産業省および環境省、ファイナンスド・エミッションに関する課題提起ペーパー「金融機関によるトランジション・ファイナンスを通じた脱炭素化支援を推進していくための官民の取組について」を公表 資料3
- 22日 ○ 中小企業庁および公正取引委員会、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内に短縮することを要請^(注)
 (注) 2022年6月27日付「下請事業者との取引に関する調査について」の回答において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っているとした親事業者約6,000者に対し。
- 24日 ○ 金融庁、「NISA口座の利用状況調査(2022年12月末時点(速報値))」を公表
- 28日 ● 金融庁、令和4年9月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)を公表 資料4
 ○ 金融庁、株式会社横浜銀行に対し、産業競争力強化法に基づき、事業適応計画を認定(実施時期：2023年3月～2025年3月)

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。
 「●」表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料1)

金融庁、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告を公表（2月10日）

本報告の内容構成は以下のとおり。

はじめに

1. 検討の背景
2. 期待される融資実務のあり方
3. 事業成長担保権について
 - (1) 事業成長担保権の設定に係る論点について
 - (2) 実行前における事業成長担保権の効力に係る論点について
 - (3) 事業成長担保権の実行手続に係る論点について
 - (4) 労働者保護に係る論点について
4. その他の課題

おわりに

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20230210.html参照)

(資料2)

中小企業庁、経営者の個人保証を不要とする創業時の新しい信用保証制度「スタートアップ創出促進保証制度」の創設（2023年3月中に開始予定）について公表（2月20日）

「スタートアップ創出促進保証制度」の概要は以下のとおり。

保証対象者	● 創業予定者（これから法人を設立し、事業を開始する具体的な計画がある者） ● 分社化予定者（中小企業にあたる会社で事業を継続しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画がある者） ● 創業後5年未満の法人 ● 分社化後5年未満の法人 ● 創業後5年未満の法人成り企業
保証限度額	3,500万円
保証期間	10年以内
据置期間	1年以内（一定の条件を満たす場合には3年以内）
金利	金融機関所定
保証料率	各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率 ※保証料率は各信用保証協会に問い合わせる必要
担保・保証人	不要

その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）の提出が必要 ● 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要 ● 本制度による信用保証付融資を受けた者は、原則として会社を設立して3年目および5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（後日掲載予定）に基づいた確認および助言を受けることが必要
取扱期間	2023年3月中に保証取扱開始の予定 ※開始日は決定後、ホームページに掲載

(<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>参照)

(資料3)

金融庁、経済産業省および環境省、ファイナンスド・エミッションに関する課題提起ペーパー「金融機関によるトランジション・ファイナンスを通じた脱炭素化支援を推進していくための官民の取組について」を公表（2月21日）

本ペーパーは、金融庁・経済産業省・環境省が2023年2月、グローバルに展開する民間金融機関10社とともにトランジション・ファイナンス環境整備検討会の下に設置した、「官民でトランジション・ファイナンスを推進するためのファイナンスド・エミッションに関するサブワーキング」により取りまとめられたものである。内容の構成は以下のとおり。

1. 問題意識

- (1) カーボンニュートラル達成に向けて金融機関に期待される役割
- (2) financed emissions の特性

2. 基本的な考え方

- (1) 金融機関の開示のあり方に関する検討の必要性
- (2) 我が国が果たすべき役割とワーキンググループの役割

3. 今後の対応方針について

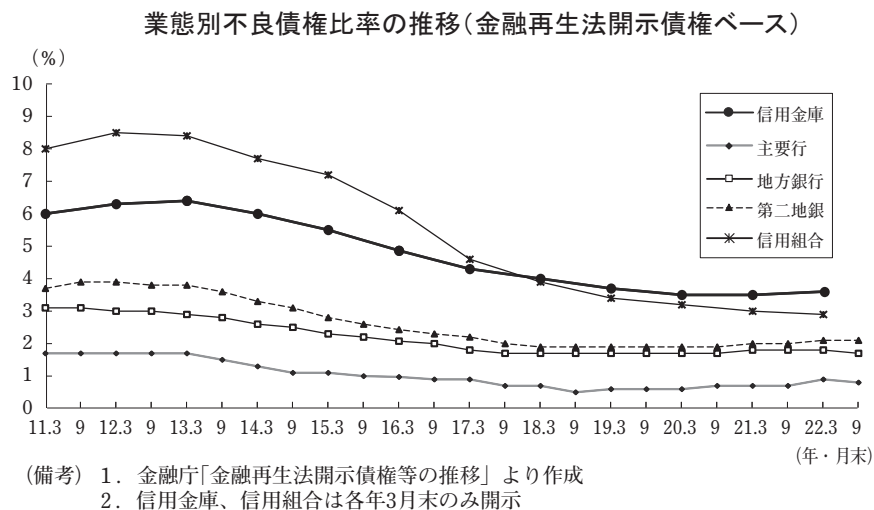
なお、3月1日には本ペーパーの英語版も公表された。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230221.html>参照)

(資料4)

金融庁、令和4年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）を公表（2月28日）

金融庁は、2022年9月末時点での金融再生法開示債権の状況等（ポイント）を公表した。国内銀行の不良債権比率（金融再生法開示債権ベース）は、主要行が0.8%（2022年3月末比0.1ポイント低下）、地方銀行が1.7%（同0.1ポイント低下）、第二地方銀行が2.1%（同横ばい）となった。



(<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20230228.html>参照)

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録(2023年2月)

1.レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
23.2.1	ニュース&トピックス	2022-115	物価上昇下における賃上げ環境 －大企業と比較して中小企業の賃上げ余力は限定的－	正岡未来
23.2.1	ニュース&トピックス	2022-116	地域銀行の資金運用収益に対する役員取引等収益の割合 (2022年9月期)	海田尚人
23.2.3	産業企業情報	2022-22	仕入価格高騰や人手不足に悩まされる中小企業の現状 －全国中小企業景気動向調査(2022年10－12月期)コメントより－	品田雄志
23.2.3	内外金利・為替見通し	2022-11	日銀は長期金利の許容変動幅を±0.5%程度に据え置き、 共通担保オペを拡充	峯岸直輝 鹿庭雄介
23.2.15	金融調査情報	2022-16	信用金庫の新しいビジネスモデル策定② －貸出金利回り改善への取組み－	刀禰和之
23.2.16	経済見通し	2022-5	実質成長率は22年度1.3%、23年度1.1%、24年度1.2%と予測 －景気回復ペースは緩やかながらもコロナ禍の落込みを取り戻す動きが続く－	角田 匠
23.2.21	金融調査情報	2022-17	地方圏を中心に需要が高まる人材マッチング －期待が高まる地域金融機関に求められる役割－	藁品和寿
23.2.28	内外経済・金融動向	2022-5	国勢調査からみた都道府県の産業構造と都市機能 －都道府県間の人口・労働移動、産業・就業構造、都市化の現状と変化を考察－	峯岸直輝

2.講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	主催	講師等
23.2.1	講演	日本経済と金融市場の展望	フロント・ミドル部門等に対する勉強会	西武信用金庫	角田 匠
23.2.3	講演	2023年の内外経済展望	「さいしん信栄会」定期総会・講演会	埼玉縣信用金庫	角田 匠
23.2.6	講演	信用金庫における人的資本経営	コンプライアンス研修	結城信用金庫	刀禰和之
23.2.7	講演	中小企業の脱炭素経営について	きりしん未来創生会	桐生信用金庫	藁品和寿
23.2.8	講演	環境変化に挑む中小企業の経営事例	箕輪地区しんきん経営者の会 新春講演会	アルプス中央信用金庫	鉢嶺 実
23.2.22	講演	2023年の国内外経済の展望	経営塾21 セミナー	上田信用金庫	角田 匠
23.2.25	講演	職員エンゲージメントの向上について	職員エンゲージメント研修	西中国信用金庫	刀禰和之
23.2.27	講演	内外経済の現状と2023年の展望	令和4年度第3回「石巻しんきん経営塾」新春講演会	石巻信用金庫	角田 匠

3.原稿掲載

発行日	タイトル	掲載紙	発行	執筆者
23.2.8	景気回復が続くもそのペースは緩やか	J-MONEY Online	(株)エディト	角田 匠

統 計

1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の店舗数、合併等
- (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
- (3) 信用金庫の預金者別預金
- (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
- (5) 信用金庫の貸出先別貸出金
- (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等
- (2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
 信金中央金庫 地域・中小企業研究所
 Tel 03-5202-7671 Fax 03-3278-7048

(凡 例)

1. 金額は、単位未満切捨てとした。
 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
 3. 記号・符号表示は次のとおり。
 - 〔0〕 ゼロまたは単位未満の計数 〔－〕 該当計数なし 〔△〕 減少または負
 - 〔…〕 不詳または算出不能 〔*〕 1,000%以上の増加率 〔p〕 速報数字
 - 〔r〕 訂正数字 〔b〕 b印までの数字と次期以降の数字は不連続
 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。
- ※ 信金中金 地域・中小企業研究所のホームページ (<https://www.scbri.jp/>) よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数の推移

(単位：店、人)

年 月 末	店 舗 数				会 員 数	常 勤 役 職 員 数				
	本 店 (信用金庫数)	支 店	出張所	合 計		常勤役員	職 員			合 計
							男 子	女 子	計	
2019. 3	259	6,800	235	7,294	9,197,080	2,130	64,108	40,303	104,411	106,541
20. 3	255	6,754	228	7,237	9,137,735	2,110	61,654	40,278	101,932	104,042
21. 3	254	6,702	225	7,181	9,094,466	2,069	60,012	40,990	101,002	103,071
21. 6	254	6,697	225	7,176	9,060,454	2,045	61,565	43,684	105,249	107,294
9	254	6,685	223	7,162	9,034,716	2,045	60,739	43,020	103,759	105,804
12	254	6,667	217	7,138	9,024,066	2,041	60,066	42,517	102,583	104,624
22. 1	254	6,667	215	7,136	9,021,040	2,040	59,787	42,294	102,081	104,121
2	254	6,663	214	7,131	9,017,695	2,038	59,544	42,136	101,680	103,718
3	254	6,660	215	7,129	8,996,514	2,030	58,226	41,296	99,522	101,552
4	254	6,659	215	7,128	8,997,040	2,027	60,275	43,925	104,200	106,227
5	254	6,659	215	7,128	8,996,834	2,027	60,112	43,841	103,953	105,980
6	254	6,659	214	7,127	8,958,298	2,019	59,608	43,570	103,178	105,197
7	254	6,658	215	7,127	8,940,528	2,021	59,347	43,329	102,676	104,697
8	254	6,657	214	7,125	8,932,942	2,022	59,139	43,093	102,232	104,254
9	254	6,655	208	7,117	8,927,984	2,016	58,718	42,750	101,468	103,484
10	254	6,655	207	7,116	8,922,587	2,013	58,567	42,606	101,173	103,186
11	254	6,650	206	7,110	8,917,798	2,011	58,428	42,519	100,947	102,958
12	254	6,651	207	7,112	8,914,225	2,011	58,100	42,208	100,308	102,319
23. 1	254	6,651	206	7,111	8,910,602	2,012	57,861	41,945	99,806	101,818

信用金庫の合併等

年 月 日	異 動	金 庫 名	新金庫名	金庫数	異動の種類
2014年2月24日	十三	摂津水都	北おおさか	267	合併
2016年1月12日	大垣	西濃	大垣西濃	266	合併
2016年2月15日	福井	武生	福井	265	合併
2017年1月23日	江差	函館	道南うみ街	264	合併
2018年1月1日	札幌	小樽	北海道	262	合併
2018年1月22日	宮崎	都城	宮崎都城	261	合併
2019年1月21日	浜松	磐田	浜松磐田	260	合併
2019年2月25日	桑名	三重	桑名三重	259	合併
2019年6月24日	掛川	島田	島田掛川	258	合併
2019年7月16日	静岡	焼津	しずおか焼津	257	合併
2020年1月20日	宮崎都城	南郷	宮崎第一	256	合併
2020年2月10日	備前	日生	備前日生	255	合併
2020年9月7日	北陸	鶴来	はくさん	254	合併

1. (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金

預金種類別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計		要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2019. 3	1,434,771	1.7	604,369	5.8	826,510	△ 0.9	3,891	1.3	1,433,038	1.7	901	△ 10.5
20. 3	1,452,678	1.2	637,646	5.5	810,932	△ 1.8	4,099	5.3	1,451,554	1.2	747	△ 17.0
21. 3	1,555,959	7.1	755,482	18.4	798,412	△ 1.5	2,064	△ 49.6	1,555,158	7.1	2,058	175.3
21. 6	1,597,593	4.9	791,797	11.8	804,285	△ 0.7	1,509	△ 58.9	1,596,966	4.9	2,861	187.8
9	1,597,902	2.6	792,943	7.3	803,645	△ 1.2	1,313	△ 65.5	1,597,081	2.6	2,850	289.0
12	1,610,111	1.9	810,372	5.9	798,579	△ 1.5	1,159	△ 68.0	1,609,384	1.9	2,905	223.6
22. 1	1,603,150	1.9	803,244	5.8	798,755	△ 1.4	1,150	△ 67.0	1,602,535	1.9	2,682	210.9
2	1,608,711	1.8	811,868	5.4	795,702	△ 1.4	1,140	△ 56.5	1,608,021	1.8	2,603	48.6
3	1,588,700	2.1	796,811	5.4	790,813	△ 0.9	1,075	△ 47.9	1,587,787	2.0	2,500	21.5
4	1,618,559	1.7	826,267	4.6	791,286	△ 1.0	1,006	△ 48.1	1,617,491	1.6	2,763	17.5
5	1,613,925	1.6	819,458	4.3	793,523	△ 0.9	943	△ 49.5	1,613,298	1.6	2,901	18.8
6	1,624,783	1.7	826,940	4.4	796,971	△ 0.9	872	△ 42.2	1,624,156	1.7	3,032	5.9
7	1,621,721	1.7	823,168	4.6	797,656	△ 1.0	896	△ 34.6	1,620,791	1.7	3,081	5.6
8	1,624,404	1.4	826,753	4.2	796,855	△ 1.2	795	△ 41.5	1,623,796	1.4	2,849	△ 4.6
9	1,621,384	1.4	826,083	4.1	794,500	△ 1.1	800	△ 39.0	1,620,502	1.4	2,722	△ 4.4
10	1,625,780	1.3	833,116	3.9	791,821	△ 1.2	842	△ 29.2	1,625,143	1.3	1,700	△ 35.5
11	1,621,253	1.1	830,147	3.6	790,237	△ 1.3	867	△ 26.3	1,620,549	1.1	1,406	△ 48.2
12	1,628,378	1.1	839,095	3.5	788,474	△ 1.2	807	△ 30.3	1,627,627	1.1	1,125	△ 61.2
23. 1	1,620,101	1.0	833,231	3.7	786,083	△ 1.5	786	△ 31.6	1,619,442	1.0	1,006	△ 62.4

(備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2019. 3	73,306	1.3	54,718	1.5	252,033	1.3	264,586	1.6	37,553	△ 0.1	306,224	1.8
20. 3	74,367	1.4	55,097	0.6	255,090	1.2	268,942	1.6	37,485	△ 0.1	310,542	1.4
21. 3	80,842	8.7	58,384	5.9	279,418	9.5	287,645	6.9	39,277	4.7	329,627	6.1
21. 6	85,271	7.0	59,667	3.6	283,782	6.1	295,737	4.3	40,286	3.3	334,992	3.8
9	84,437	5.3	60,013	2.1	284,377	2.7	295,149	2.2	40,086	1.5	334,630	2.4
12	85,987	2.8	60,209	1.3	285,879	1.7	297,504	1.9	40,261	1.2	337,880	2.5
22. 1	84,799	2.5	59,775	1.2	284,561	1.6	296,178	1.8	40,047	1.0	336,839	2.5
2	84,919	2.7	59,851	0.7	285,564	1.5	297,387	1.7	40,274	0.9	337,764	2.2
3	82,563	2.1	59,475	1.8	285,918	2.3	293,211	1.9	39,746	1.1	338,518	2.6
4	86,423	2.8	60,423	1.6	289,515	2.1	299,618	1.6	40,511	1.3	340,426	2.2
5	86,314	2.8	60,205	1.6	288,463	2.0	298,133	1.4	40,564	1.4	341,367	2.4
6	87,354	2.4	60,744	1.8	290,203	2.2	300,316	1.5	40,883	1.4	343,791	2.6
7	86,763	2.6	60,471	1.4	289,412	2.0	299,713	1.8	40,760	1.7	343,547	2.7
8	86,454	2.2	60,686	1.2	289,600	1.8	300,761	1.6	40,924	1.7	344,345	2.4
9	86,135	2.0	60,732	1.1	289,192	1.6	299,911	1.6	40,607	1.2	343,805	2.7
10	86,379	2.1	60,754	1.2	289,783	1.3	300,979	1.5	40,722	1.2	344,186	2.4
11	86,764	1.9	60,574	1.2	288,772	1.2	299,974	1.3	40,581	1.2	342,940	2.1
12	87,484	1.7	60,863	1.0	289,569	1.2	301,196	1.2	40,673	1.0	344,769	2.0
23. 1	86,427	1.9	60,446	1.1	288,217	1.2	299,951	1.2	40,372	0.8	343,260	1.9

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2019. 3	302,875	2.5	60,941	1.4	28,317	1.8	23,276	1.5	28,938	1.5	1,434,771	1.7
20. 3	305,232	0.7	61,955	1.6	28,788	1.6	23,804	2.2	29,159	0.7	1,452,678	1.2
21. 3	324,479	6.3	66,315	7.0	30,428	5.6	26,012	9.2	31,203	7.0	1,555,959	7.1
21. 6	337,285	5.6	67,817	4.7	31,012	4.3	27,600	6.0	31,790	3.1	1,597,593	4.9
9	338,952	2.6	67,580	2.9	31,068	2.9	27,581	3.5	31,636	1.9	1,597,902	2.6
12	340,898	1.3	68,120	1.9	31,265	2.5	27,878	3.0	31,848	0.7	1,610,111	1.9
22. 1	340,269	1.5	67,844	2.0	31,140	2.3	27,635	2.6	31,721	1.0	1,603,150	1.9
2	341,594	1.7	68,229	1.9	31,191	2.0	27,779	2.1	31,817	0.6	1,608,711	1.8
3	330,406	1.8	67,400	1.6	30,946	1.7	26,547	2.0	31,522	1.0	1,588,700	2.1
4	339,163	0.6	68,566	1.5	31,444	1.9	27,954	1.2	32,098	1.0	1,618,559	1.7
5	337,366	0.3	67,991	1.1	31,286	1.7	27,787	1.3	32,040	1.3	1,613,925	1.6
6	338,808	0.4	68,464	0.9	31,577	1.8	28,005	1.4	32,215	1.3	1,624,783	1.7
7	338,799	0.2	68,286	1.1	31,560	1.7	27,931	1.3	32,044	0.9	1,621,721	1.7
8	339,104	△ 0.1	68,463	1.0	31,601	1.4	27,955	1.1	32,110	0.7	1,624,404	1.4
9	338,927	△ 0.0	68,309	1.0	31,522	1.4	27,814	0.8	32,033	1.2	1,621,384	1.4
10	340,161	△ 0.0	68,619	0.8	31,624	1.3	28,023	0.9	32,135	1.1	1,625,780	1.3
11	339,422	△ 0.1	68,337	0.7	31,539	1.6	27,903	0.8	32,019	1.1	1,621,253	1.1
12	340,964	0.0	68,483	0.5	31,691	1.3	28,087	0.7	32,185	1.0	1,628,378	1.1
23. 1	339,451	△ 0.2	68,148	0.4	31,576	1.3	27,837	0.7	31,998	0.8	1,620,101	1.0

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

(単位:億円、%)

年月末	預金計		個人預金				外貨預金等			
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	要求払	前年同月比 増減率	定期性	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率			
								前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	
2019. 3	1,434,770	1.7	1,115,489	1.2	435,107	6.2	679,608	△ 1.7	765	1.1
20. 3	1,452,677	1.2	1,126,939	1.0	461,939	6.1	664,146	△ 2.2	845	10.4
21. 3	1,555,958	7.1	1,173,057	4.0	521,921	12.9	650,221	△ 2.0	905	7.1
21. 6	1,597,592	4.9	1,184,693	2.7	537,950	9.1	645,953	△ 2.0	779	△ 8.4
9	1,597,901	2.6	1,184,270	2.2	541,032	8.4	642,499	△ 2.3	730	△ 21.8
12	1,610,109	1.9	1,197,826	2.1	558,849	8.1	638,383	△ 2.5	585	△ 39.8
22. 1	1,603,148	1.9	1,192,645	2.0	554,748	7.9	637,314	△ 2.5	573	△ 41.3
2	1,608,710	1.8	1,200,940	1.8	564,711	7.3	635,658	△ 2.5	561	△ 42.2
3	1,588,699	2.1	1,195,693	1.9	562,085	7.6	633,098	△ 2.6	501	△ 44.6
4	1,618,558	1.7	1,203,315	1.8	571,777	7.3	631,091	△ 2.6	437	△ 48.8
5	1,613,923	1.6	1,195,099	1.7	565,316	7.3	629,347	△ 2.7	426	△ 48.3
6	1,624,782	1.7	1,204,493	1.6	575,730	7.0	628,384	△ 2.7	369	△ 52.6
7	1,621,720	1.7	1,202,618	1.6	574,583	7.0	627,648	△ 2.7	377	△ 50.6
8	1,624,402	1.4	1,206,503	1.4	579,978	6.6	626,163	△ 2.8	351	△ 53.0
9	1,621,383	1.4	1,200,101	1.3	575,568	6.3	624,179	△ 2.8	344	△ 52.8
10	1,625,779	1.3	1,206,156	1.1	584,100	5.8	621,699	△ 2.9	348	△ 44.6
11	1,621,251	1.1	1,199,513	1.0	579,229	5.8	619,922	△ 2.9	352	△ 41.2
12	1,628,376	1.1	1,209,213	0.9	590,087	5.5	618,786	△ 3.0	330	△ 43.4
23. 1	1,620,100	1.0	1,203,430	0.9	585,925	5.6	617,180	△ 3.1	315	△ 44.9

年月末	一般法人預金				外貨預金等		公金預金			
	前年同月比 増減率	要求払	前年同月比 増減率	定期性	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率			
								前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	
2019. 3	261,951	3.1	154,268	4.9	107,284	0.8	391	△ 6.5	47,217	9.3
20. 3	266,974	1.9	159,010	3.0	107,600	0.2	357	△ 8.7	48,787	3.3
21. 3	324,746	21.6	214,315	34.7	110,043	2.2	380	6.5	48,861	0.1
21. 6	333,018	11.1	221,371	14.9	111,292	4.4	348	△ 1.2	70,373	18.9
9	333,313	3.9	219,772	3.8	113,195	4.1	338	△ 9.6	70,759	8.3
12	335,910	2.0	222,940	1.4	112,631	3.4	330	△ 18.2	67,723	3.1
22. 1	328,998	0.8	214,376	△ 0.8	114,283	4.2	331	△ 17.5	72,011	9.3
2	326,952	0.7	212,035	△ 1.0	114,573	4.3	337	△ 13.8	70,400	9.7
3	329,622	1.5	213,875	△ 0.2	115,423	4.8	316	△ 16.7	54,752	12.0
4	341,867	1.3	226,165	0.0	115,371	3.8	322	△ 15.1	64,245	4.0
5	334,646	0.0	218,645	△ 1.9	115,659	3.9	334	△ 4.5	74,527	8.3
6	333,071	0.0	217,574	△ 1.7	115,166	3.4	324	△ 6.9	77,957	10.7
7	334,918	0.2	219,470	△ 1.1	115,107	3.1	332	△ 2.5	75,591	9.9
8	329,659	0.0	213,655	△ 1.1	115,688	2.4	308	△ 11.6	78,776	7.3
9	335,241	0.5	218,769	△ 0.4	116,145	2.6	319	△ 5.5	76,633	8.3
10	333,718	△ 0.8	217,153	△ 2.3	116,203	2.1	353	10.0	75,794	13.1
11	332,477	△ 0.2	216,195	△ 1.3	115,901	1.7	372	12.7	78,474	7.9
12	335,922	0.0	220,152	△ 1.2	115,421	2.4	341	3.3	72,816	7.5
23. 1	328,217	△ 0.2	212,290	△ 0.9	115,582	1.1	338	2.1	77,121	7.0

年月末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性 預金
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率				
							前年同月比 増減率	前年同月比 増減率		
2019. 3	13,066	3.7	34,148	11.6	0	...	10,108	△ 5.5	0	901
20. 3	14,420	10.3	34,364	0.6	0	...	9,971	△ 1.3	0	747
21. 3	17,000	17.8	31,858	△ 7.2	0	...	9,289	△ 6.8	0	2,058
21. 6	30,815	48.2	39,555	3.0	0	...	9,502	△ 7.0	0	2,861
9	30,323	17.2	40,432	2.4	0	*	9,554	△ 24.1	0	2,849
12	27,518	1.1	40,201	4.5	0	510.0	8,645	△ 29.4	0	2,905
22. 1	32,211	15.2	39,797	5.0	0	△ 100.0	9,490	△ 21.5	0	2,682
2	32,347	14.2	38,050	6.2	0	△ 100.0	10,413	△ 12.4	0	2,603
3	18,540	9.0	36,209	13.6	0	△ 100.0	8,626	△ 7.1	0	2,500
4	26,936	△ 7.8	37,306	14.6	0	△ 100.0	9,126	△ 10.5	0	2,763
5	33,245	△ 0.3	41,278	16.4	0	△ 100.0	9,646	△ 8.6	0	2,901
6	31,648	2.7	46,307	17.0	0	△ 100.0	9,255	△ 2.6	0	3,032
7	27,796	3.3	47,791	14.2	0	△ 100.0	8,589	△ 0.0	0	3,081
8	30,978	△ 1.1	47,795	13.6	0	△ 100.0	9,459	△ 1.5	0	2,849
9	29,734	△ 1.9	46,896	15.9	0	△ 100.0	9,402	△ 1.5	0	2,722
10	29,762	12.6	46,028	13.4	0	△ 100.0	10,106	17.7	0	1,700
11	32,377	1.2	46,094	13.2	0	△ 100.0	10,782	11.2	0	1,406
12	27,604	0.3	45,208	12.4	0	△ 100.0	10,420	20.5	0	1,125
23. 1	32,819	1.8	44,298	11.3	0	...	11,327	19.3	0	1,006

(備考) 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証書貸付		当座貸越	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2019. 3	719,837	1.4	7,747	△ 3.9	712,090	1.4	37,946	1.3	641,717	1.3	32,425	5.2
20. 3	726,752	0.9	6,079	△ 21.5	720,672	1.2	37,438	△ 1.3	649,560	1.2	33,673	3.8
21. 3	784,373	7.9	3,859	△ 36.5	780,514	8.3	30,479	△ 18.5	721,127	11.0	28,907	△ 14.1
21. 6	784,506	4.4	3,714	△ 23.4	780,792	4.5	28,221	△ 15.8	725,214	6.2	27,356	△ 9.3
9	786,442	1.6	3,860	0.2	782,582	1.7	29,651	△ 7.9	723,708	2.3	29,222	△ 2.5
12	788,777	0.8	4,569	2.1	784,208	0.8	31,075	△ 3.5	723,668	1.1	29,463	△ 0.7
22. 1	784,333	0.5	3,974	△ 9.3	780,358	0.6	30,774	△ 2.5	720,975	0.7	28,608	△ 0.3
2	783,787	0.3	3,865	△ 9.2	779,921	0.4	31,042	△ 0.3	720,066	0.4	28,812	1.4
3	788,013	0.4	4,067	5.4	783,945	0.4	31,307	2.7	722,721	0.2	29,915	3.4
4	786,114	0.1	4,410	21.6	781,703	0.0	30,254	4.9	723,436	△ 0.2	28,012	1.8
5	784,491	△ 0.0	3,798	4.5	780,693	△ 0.0	29,565	5.4	723,041	△ 0.3	28,085	2.7
6	785,824	0.1	3,829	3.1	781,994	0.1	29,907	5.9	723,978	△ 0.1	28,108	2.7
7	787,863	0.3	4,326	2.9	783,536	0.3	30,367	6.4	725,075	△ 0.0	28,094	2.7
8	787,197	0.5	3,724	2.2	783,473	0.5	30,670	6.6	724,348	0.1	28,455	3.4
9	792,655	0.7	3,903	1.1	788,751	0.7	31,801	7.2	726,295	0.3	30,654	4.9
10	790,392	0.6	3,829	△ 10.2	786,563	0.7	31,876	7.5	725,420	0.2	29,267	5.2
11	790,917	0.9	3,812	2.5	787,104	0.9	32,343	8.0	725,124	0.5	29,636	4.8
12	797,103	1.0	4,683	2.4	792,419	1.0	33,185	6.7	728,326	0.6	30,907	4.8
23. 1	792,921	1.0	4,025	1.2	788,895	1.0	32,843	6.7	725,794	0.6	30,257	5.7

地区別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2019. 3	31,645	0.6	24,973	1.3	140,009	1.8	131,462	2.2	17,153	△ 0.4	147,070	0.6
20. 3	32,110	1.4	24,724	△ 0.9	140,481	0.3	133,416	1.4	17,165	0.0	147,686	0.4
21. 3	34,901	8.6	26,410	6.8	155,471	10.6	142,466	6.7	17,616	2.6	157,693	6.7
21. 6	34,224	4.0	26,117	3.7	155,820	6.7	142,237	3.1	17,448	1.1	157,808	3.5
9	34,355	1.4	26,289	1.4	155,637	2.2	142,737	0.8	17,489	△ 0.6	158,665	1.7
12	34,764	0.7	26,303	0.9	155,770	0.5	143,176	0.5	17,421	△ 1.4	159,452	1.4
22. 1	34,249	0.1	26,178	1.0	154,872	0.0	142,565	0.3	17,342	△ 1.5	158,417	1.1
2	34,314	0.2	26,263	1.0	154,610	△ 0.1	142,415	0.2	17,324	△ 1.5	158,308	1.0
3	34,654	△ 0.7	26,557	0.5	155,056	△ 0.2	143,090	0.4	17,401	△ 1.2	159,940	1.4
4	34,125	△ 0.4	26,244	0.5	155,168	△ 0.5	142,776	0.2	17,273	△ 1.2	159,075	0.8
5	33,977	△ 0.4	26,217	0.2	154,551	△ 0.9	142,665	0.2	17,258	△ 1.2	158,847	0.8
6	34,136	△ 0.2	26,260	0.5	154,630	△ 0.7	142,930	0.4	17,261	△ 1.0	159,439	1.0
7	34,336	△ 0.0	26,310	0.6	154,950	△ 0.6	143,310	0.5	17,317	△ 1.0	159,625	1.1
8	34,335	0.0	26,321	0.9	154,658	△ 0.3	143,196	0.7	17,340	△ 0.6	159,571	1.3
9	34,484	0.3	26,661	1.4	155,501	△ 0.0	144,337	1.1	17,375	△ 0.6	161,421	1.7
10	34,451	0.4	26,553	1.2	155,160	△ 0.2	143,993	1.0	17,315	△ 0.8	160,333	1.4
11	34,476	0.5	26,567	1.5	155,173	0.0	144,174	1.3	17,295	△ 0.5	160,569	1.7
12	35,008	0.7	26,793	1.8	156,025	0.1	145,297	1.4	17,347	△ 0.4	162,266	1.7
23. 1	34,571	0.9	26,679	1.9	155,368	0.3	144,736	1.5	17,289	△ 0.3	161,099	1.6

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2019. 3	154,242	1.6	32,335	1.0	10,832	2.7	12,716	1.0	16,033	0.3	719,837	1.4
20. 3	156,792	1.6	32,630	0.9	11,133	2.7	12,939	1.7	16,171	0.8	726,752	0.9
21. 3	170,806	8.9	34,603	6.0	11,771	5.7	14,058	8.6	16,961	4.8	784,373	7.9
21. 6	171,718	5.2	34,699	3.7	11,817	3.5	14,129	3.9	16,851	1.7	784,506	4.4
9	172,075	2.3	34,698	1.5	11,854	1.6	14,197	2.0	16,804	0.0	786,442	1.6
12	172,464	1.3	34,727	0.0	11,861	1.0	14,331	1.7	16,854	△ 0.9	788,777	0.8
22. 1	171,662	0.9	34,585	△ 0.1	11,804	0.7	14,201	1.1	16,794	△ 0.9	784,333	0.5
2	171,459	0.6	34,622	△ 0.0	11,799	0.8	14,216	1.1	16,788	△ 0.9	783,787	0.3
3	172,024	0.7	34,683	0.2	11,832	0.5	14,273	1.5	16,795	△ 0.9	788,013	0.4
4	172,269	0.3	34,711	0.1	11,846	0.6	14,253	1.1	16,696	△ 1.2	786,114	0.1
5	171,805	0.0	34,660	△ 0.2	11,881	0.4	14,200	0.6	16,739	△ 0.6	784,491	△ 0.0
6	172,053	0.1	34,478	△ 0.6	11,946	1.0	14,246	0.8	16,758	△ 0.5	785,824	0.1
7	172,679	0.4	34,559	△ 0.4	11,985	1.4	14,307	0.9	16,799	△ 0.3	787,863	0.3
8	172,446	0.6	34,537	△ 0.1	11,996	1.8	14,296	1.0	16,814	0.0	787,197	0.5
9	173,158	0.6	34,651	△ 0.1	12,040	1.5	14,382	1.3	16,962	0.9	792,655	0.7
10	173,003	0.5	34,589	△ 0.2	12,029	1.7	14,358	1.1	16,929	0.9	790,392	0.6
11	173,002	0.9	34,597	0.0	12,056	2.0	14,366	1.2	16,956	1.2	790,917	0.9
12	174,150	0.9	34,789	0.1	12,078	1.8	14,555	1.5	17,110	1.5	797,103	1.0
23. 1	173,301	0.9	34,674	0.2	12,006	1.7	14,462	1.8	17,038	1.4	792,921	1.0

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1. (5) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計				企業向け計							
	前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		製造業		建設業	
	増	減	率		増	減	率		増	減	率	
2018. 3	709,633	2.5	100.0	452,529	2.9	63.7	61,464	0.0	8.6	50,752	3.2	7.1
19. 3	719,836	1.4	100.0	461,756	2.0	64.1	61,478	0.0	8.5	52,091	2.6	7.2
20. 3	726,750	0.9	100.0	468,462	1.4	64.4	60,907	△ 0.9	8.3	53,114	1.9	7.3
21. 3	784,372	7.9	100.0	527,898	12.6	67.3	69,007	13.2	8.7	68,902	29.7	8.7
6	784,505	4.4	100.0	527,995	6.9	67.3	68,675	6.0	8.7	68,204	19.6	8.6
9	786,441	1.6	100.0	530,957	2.6	67.5	68,718	0.7	8.7	69,339	8.0	8.8
12	788,776	0.8	100.0	533,096	1.4	67.5	69,129	△ 0.3	8.7	70,051	4.0	8.8
22. 3	788,011	0.4	100.0	531,766	0.7	67.4	68,329	△ 0.9	8.6	69,822	1.3	8.8
6	785,823	0.1	100.0	528,827	0.1	67.2	67,565	△ 1.6	8.5	67,709	△ 0.7	8.6
9	792,653	0.7	100.0	536,360	1.0	67.6	68,570	△ 0.2	8.6	69,600	0.3	8.7
12	797,101	1.0	100.0	540,566	1.4	67.8	69,206	0.1	8.6	70,536	0.6	8.8

年 月 末	卸売業				小売業				不動産業				個人による貸家業			
	前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比	
	増	減	率		増	減	率		増	減	率		増	減	率	
2018. 3	28,118	0.8	3.9	25,877	0.1	3.6	162,146	5.3	22.8	59,089	0.9	8.3				
19. 3	28,432	1.1	3.9	25,717	△ 0.6	3.5	168,021	3.6	23.3	58,599	△ 0.8	8.1				
20. 3	28,511	0.2	3.9	25,898	0.7	3.5	170,709	1.5	23.4	57,302	△ 2.2	7.8				
21. 3	33,664	18.0	4.2	31,703	22.4	4.0	172,705	1.1	22.0	55,603	△ 2.9	7.0				
6	33,651	9.5	4.2	31,859	10.6	4.0	172,878	0.1	22.0	55,368	△ 2.6	7.0				
9	33,966	3.3	4.3	31,860	3.0	4.0	173,601	0.1	22.0	55,124	△ 2.4	7.0				
12	34,142	1.5	4.3	31,900	1.1	4.0	174,155	0.6	22.0	54,785	△ 2.2	6.9				
22. 3	33,681	0.0	4.2	31,637	△ 0.2	4.0	175,454	1.5	22.2	55,238	△ 0.6	7.0				
6	33,386	△ 0.7	4.2	31,412	△ 1.4	3.9	176,122	1.8	22.4	54,975	△ 0.7	6.9				
9	34,038	0.2	4.2	31,745	△ 0.3	4.0	177,882	2.4	22.4	54,697	△ 0.7	6.9				
12	34,429	0.8	4.3	31,922	0.0	4.0	179,206	2.9	22.4	54,313	△ 0.8	6.8				

年 月 末	飲食業				宿泊業				医療・福祉				物品賃貸業			
	前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比	
	増	減	率		増	減	率		増	減	率		増	減	率	
2018. 3	8,720	2.3	1.2	5,884	2.1	0.8	22,371	△ 0.1	3.1	2,905	1.3	0.4				
19. 3	8,784	0.7	1.2	6,012	2.1	0.8	22,139	△ 1.0	3.0	2,865	△ 1.3	0.3				
20. 3	9,053	3.0	1.2	6,114	1.6	0.8	21,934	△ 0.9	3.0	2,899	1.1	0.3				
21. 3	13,712	51.4	1.7	6,733	10.1	0.8	24,279	10.6	3.0	3,020	4.1	0.3				
6	13,971	19.3	1.7	6,705	2.2	0.8	24,309	6.4	3.0	2,988	1.4	0.3				
9	13,889	7.9	1.7	6,667	△ 1.0	0.8	24,183	0.5	3.0	3,060	0.2	0.3				
12	13,800	3.9	1.7	6,677	△ 1.8	0.8	24,258	△ 0.6	3.0	3,029	0.1	0.3				
22. 3	13,668	△ 0.3	1.7	6,607	△ 1.8	0.8	23,686	△ 2.4	3.0	3,066	1.4	0.3				
6	13,585	△ 2.7	1.7	6,567	△ 2.0	0.8	23,608	△ 2.8	3.0	3,012	0.7	0.3				
9	13,528	△ 2.6	1.7	6,563	△ 1.5	0.8	23,708	△ 1.9	2.9	3,083	0.7	0.3				
12	13,490	△ 2.2	1.6	6,572	△ 1.5	0.8	23,959	△ 1.2	3.0	3,055	0.8	0.3				

年 月 末	海外円借款、国内店名義現地貸				地方公共団体				個人				住宅ローン			
	前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比		前年同月比		構成比	
	増	減	率		増	減	率		増	減	率		増	減	率	
2018. 3	50	△ 8.6	0.0	55,511	3.0	7.8	201,592	1.6	28.4	168,597	1.3	23.7				
19. 3	49	△ 2.0	0.0	55,372	△ 0.2	7.6	202,707	0.5	28.1	169,476	0.5	23.5				
20. 3	38	△ 21.2	0.0	53,836	△ 2.7	7.4	204,451	0.8	28.1	171,328	1.0	23.5				
21. 3	31	△ 20.2	0.0	52,933	△ 1.6	6.7	203,540	△ 0.4	25.9	172,463	0.6	21.9				
6	29	△ 22.9	0.0	53,126	△ 2.5	6.7	203,382	0.1	25.9	172,683	0.8	22.0				
9	27	△ 20.4	0.0	51,536	△ 2.7	6.5	203,947	0.4	25.9	173,232	1.0	22.0				
12	27	△ 15.6	0.0	51,127	△ 3.1	6.4	204,553	0.4	25.9	174,193	0.9	22.0				
22. 3	26	△ 13.1	0.0	51,723	△ 2.2	6.5	204,521	0.4	25.9	174,490	1.1	22.1				
6	25	△ 12.8	0.0	52,445	△ 1.2	6.6	204,550	0.5	26.0	174,895	1.2	22.2				
9	25	△ 8.0	0.0	50,927	△ 1.1	6.4	205,365	0.6	25.9	175,457	1.2	22.1				
12	29	10.2	0.0	50,687	△ 0.8	6.3	205,847	0.6	25.8	176,101	1.0	22.0				

(備考) 1. 日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
2. 海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

年月末	現金	預け金		買入手形	コールローン	買現先	債券貸借取引支払保証金	買入金銭債	金銭の信託	商品有価証券
		うち信金中金預け金								
2019. 3	15,131	376,847 (3.1)	300,565 (2.1)	0	483	0	0	2,351	1,736	19
20. 3	15,105	379,640 (0.7)	305,844 (1.7)	0	396	0	0	3,438	1,926	18
21. 3	14,868	454,070 (19.6)	326,208 (6.6)	0	650	0	0	5,040	2,234	16
21. 6	13,882	500,393 (18.2)	381,321 (7.4)	0	912	0	0	5,619	2,446	16
9	14,673	499,838 (9.8)	333,832 (△1.4)	0	696	0	0	5,813	2,525	15
12	15,007	501,414 (5.7)	347,051 (△8.6)	0	700	0	0	6,054	2,688	15
22. 1	14,370	492,498 (5.2)	340,408 (△9.0)	0	722	0	0	6,165	2,697	15
2	13,437	494,535 (4.3)	341,343 (△8.8)	0	726	0	0	6,199	2,735	15
3	15,162	473,339 (4.2)	317,772 (△2.5)	0	486	0	0	6,311	2,610	13
4	14,440	497,457 (1.4)	381,151 (1.1)	0	709	0	0	6,389	2,673	14
5	14,076	489,011 (0.2)	375,099 (0.8)	0	751	0	0	6,354	2,692	13
6	13,741	488,671 (△2.3)	379,383 (△0.5)	0	801	0	0	6,400	2,727	13
7	13,753	473,963 (△4.1)	374,828 (△0.1)	0	736	0	0	6,474	2,734	13
8	13,721	468,545 (△6.9)	379,459 (△0.3)	0	1,012	0	0	6,453	2,719	13
9	14,414	447,974 (△10.3)	341,972 (2.4)	0	1,017	0	0	6,480	2,711	12
10	13,302	457,883 (△8.7)	378,375 (9.3)	0	1,150	0	0	6,503	2,733	12
11	14,106	453,190 (△9.4)	375,626 (8.2)	0	1,213	0	0	6,462	2,648	11
12	14,824	452,272 (△9.8)	374,972 (8.0)	0	1,219	0	0	6,415	2,622	10
23. 1	14,402	452,959 (△8.0)	376,962 (10.7)	0	1,203	0	0	6,322	2,621	10

年月末	有価証券		国債	地方債	短期社債	社債				株式
						公社	公団	債	金融債	
2019. 3	432,763 (1.6)	68,256 (△11.3)	93,313	19	151,570 (△2.6)	65,690	11,102	74,777	9,484	
20. 3	430,760 (△0.4)	64,535 (△5.4)	85,744	19	154,969 (2.2)	59,529	6,855	88,584	8,647	
21. 3	465,724 (8.1)	77,454 (20.0)	85,387	599	159,262 (2.7)	57,567	3,877	97,818	9,865	
21. 6	459,670 (4.6)	73,296 (9.2)	84,672	1,374	158,591 (1.3)	55,409	3,661	99,520	7,816	
9	466,244 (4.6)	74,299 (7.3)	85,278	764	159,331 (0.9)	54,508	3,598	101,224	8,328	
12	474,347 (5.8)	75,341 (9.0)	85,122	1,199	161,060 (1.6)	53,103	3,507	104,449	8,379	
22. 1	483,803 (6.9)	81,793 (12.6)	85,126	1,179	161,245 (1.7)	53,011	3,498	104,736	8,427	
2	488,830 (6.6)	85,985 (11.6)	85,086	1,159	161,721 (2.0)	52,872	3,497	105,352	8,543	
3	486,875 (4.5)	84,181 (8.6)	83,716	589	161,228 (1.2)	52,365	3,508	105,355	11,343	
4	488,163 (6.3)	85,294 (13.5)	83,362	839	162,021 (2.0)	51,669	3,514	106,838	9,064	
5	491,513 (6.4)	85,531 (13.3)	83,066	759	162,483 (2.3)	51,250	3,509	107,722	8,989	
6	492,444 (7.1)	86,690 (18.2)	82,506	619	163,427 (3.0)	50,420	3,494	109,512	8,873	
7	492,264 (6.7)	85,717 (18.4)	82,355	389	164,756 (3.5)	50,101	3,493	111,160	8,704	
8	490,465 (5.7)	83,726 (14.7)	82,607	519	164,790 (3.2)	49,700	3,446	111,644	8,704	
9	491,320 (5.3)	85,143 (14.5)	82,026	269	164,387 (3.1)	48,868	3,401	112,118	8,800	
10	489,273 (3.2)	85,186 (9.6)	80,931	479	164,330 (2.4)	47,970	3,331	113,027	8,691	
11	488,105 (2.6)	85,091 (9.6)	80,491	459	164,623 (2.3)	47,534	3,324	113,765	8,837	
12	486,337 (2.5)	83,779 (11.2)	79,759	469	164,159 (1.9)	46,873	3,337	113,947	9,081	
23. 1	483,769 (△0.0)	83,492 (2.0)	78,898	509	163,563 (1.4)	46,313	3,291	113,957	8,872	

年月末	貸付信託				余資運用資産計(A)	信金中金利用額(B)	預貸率	(A)/預金	預証率	(B)/預金	(B)/(A)
	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の証券							
2019. 3	0	47,908	60,316	1,893	829,333 (2.3)	300,565	50.1	57.7	30.1	20.9	36.2
20. 3	0	48,945	65,567	2,329	831,286 (0.2)	305,844	50.0	57.1	29.6	21.0	36.7
21. 3	0	52,875	77,706	2,572	942,604 (13.3)	326,208	50.3	60.5	29.8	20.9	34.6
21. 6	0	52,821	78,747	2,349	982,941 (11.3)	381,321	49.0	61.4	28.7	23.8	38.7
9	0	53,695	82,093	2,451	989,808 (7.2)	333,832	49.1	61.8	29.1	20.8	33.7
12	0	55,081	85,592	2,569	1,000,229 (5.8)	347,051	48.9	62.0	29.4	21.5	34.6
22. 1	0	56,154	87,289	2,587	1,000,273 (6.1)	340,408	48.8	62.2	30.1	21.1	34.0
2	0	56,219	87,553	2,560	1,006,480 (5.5)	341,343	48.6	62.4	30.3	21.1	33.9
3	0	55,404	87,532	2,878	984,798 (4.4)	317,772	49.5	61.8	30.5	19.9	32.2
4	0	55,475	89,482	2,622	1,009,847 (3.8)	381,151	48.4	62.2	30.1	23.5	37.7
5	0	56,330	91,722	2,629	1,004,413 (3.2)	375,099	48.5	62.1	30.3	23.1	37.3
6	0	56,148	91,464	2,713	1,004,801 (2.2)	379,383	48.2	61.7	30.2	23.3	37.7
7	0	55,743	91,798	2,798	989,939 (1.1)	374,828	48.4	60.9	30.2	23.0	37.8
8	0	55,226	92,163	2,727	982,932 (△0.7)	379,459	48.3	60.4	30.1	23.3	38.6
9	0	54,996	92,939	2,757	963,932 (△2.6)	341,972	48.8	59.3	30.2	21.0	35.4
10	0	54,128	92,711	2,814	970,860 (△2.7)	378,375	48.5	59.6	30.0	23.2	38.9
11	0	52,900	92,782	2,918	965,739 (△3.4)	375,626	48.7	59.5	30.0	23.1	38.8
12	0	53,452	92,665	2,969	963,703 (△3.6)	374,972	48.9	59.1	29.8	23.0	38.9
23. 1	0	53,946	91,512	2,974	961,288 (△3.8)	376,962	48.9	59.2	29.8	23.2	39.2

(備考) 1. ()内は前年同月比増減率

2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. (1) 業態別預貯金等

(単位:億円、%)

年月末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む)		大手銀行 (債券、信託を含む)		うち預金				地方銀行	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	うち都市銀行		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率
								前年同月比 増減率				
2019. 3	1,434,771	1.7	9,918,647	1.4	6,581,688	1.4	4,592,791	1.9	3,755,950	4.5	2,681,866	2.3
20. 3	1,452,678	1.2	10,070,585	1.5	6,668,723	1.3	4,760,561	3.6	3,929,329	4.6	2,777,707	3.5
21. 3	1,555,959	7.1	10,977,055	9.0	7,247,489	8.6	5,265,107	10.5	4,332,234	10.2	3,054,406	9.9
21. 6	1,597,593	4.9	11,018,502	5.4	7,232,291	5.4	5,247,183	4.3	4,303,082	3.6	3,116,520	6.2
9	1,597,902	2.6	11,008,363	4.7	7,253,964	4.9	5,250,513	3.5	4,313,300	3.5	3,089,859	5.2
12	1,610,111	1.9	11,055,350	4.0	7,237,147	4.1	5,262,391	3.4	4,300,795	3.5	3,145,404	4.7
22. 1	1,603,150	1.9	10,949,916	2.6	7,160,820	2.3	5,315,987	3.9	4,359,858	4.1	3,123,134	4.1
2	1,608,711	1.8	10,928,934	1.9	7,126,577	1.4	5,326,102	3.9	4,367,547	4.1	3,134,851	3.7
3	1,588,700	2.1	10,940,229	△ 0.3	7,088,030	△ 2.2	5,427,936	3.0	4,474,944	3.2	3,181,644	4.1
4	1,618,559	1.7	10,980,760	△ 0.4	7,099,135	△ 2.3	5,441,500	2.9	4,475,186	2.7	3,201,936	4.3
5	1,613,925	1.6	11,011,435	△ 0.5	7,137,731	△ 2.2	5,481,704	3.0	4,510,431	3.0	3,198,039	3.0
6	1,624,783	1.7	10,965,755	△ 0.4	7,061,588	△ 2.3	5,408,023	3.0	4,436,312	3.0	3,221,788	3.3
7	1,621,721	1.7	10,980,836	△ 0.1	7,085,503	△ 1.9	5,427,229	3.7	4,444,683	3.7	3,213,705	3.4
8	1,624,404	1.4	10,977,178	△ 0.3	7,093,277	△ 1.9	5,440,705	3.6	4,455,048	3.5	3,203,784	3.1
9	1,621,384	1.4	10,930,192	△ 0.7	7,069,230	△ 2.5	5,422,962	3.2	4,433,173	2.7	3,182,461	2.9
10	1,625,780	1.3	11,000,284	△ 0.3	7,128,355	△ 1.8	5,481,851	4.1	4,475,790	3.5	3,191,029	2.8
11	1,621,253	1.1	11,101,609	0.1	7,216,123	△ 1.1	5,562,937	4.8	4,536,284	4.2	3,205,024	2.8
12	1,628,378	1.1	11,014,583	△ 0.3	7,106,548	△ 1.8	5,461,389	3.7	4,437,758	3.1	3,221,070	2.4
23. 1	1,620,101	1.0	11,081,705	1.2	7,204,437	0.6	5,557,162	4.5	4,521,556	3.7	3,198,047	2.3

年月末	第二地銀		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2019. 3	655,093	△ 1.9	1,809,991	0.6	13,163,409	1.3
20. 3	624,155	△ 4.7	1,830,047	1.1	13,353,310	1.4
21. 3	675,160	8.1	1,895,934	3.6	14,428,948	8.0
21. 6	669,691	2.2	1,919,777	2.3	14,535,872	5.0
9	664,540	△ 0.2	1,915,979	2.2	14,522,244	4.1
12	672,799	△ 0.6	1,939,198	2.1	14,604,659	3.5
22. 1	665,962	△ 1.2	—	—	—	—
2	667,506	△ 1.5	—	—	—	—
3	670,555	△ 0.6	1,934,419	2.0	14,463,348	0.2
4	679,689	△ 0.9	—	—	—	—
5	675,665	1.4	—	—	—	—
6	682,379	1.8	1,949,671	1.5	14,540,209	0.0
7	681,628	2.0	—	—	—	—
8	680,117	1.9	—	—	—	—
9	678,501	2.1	1,937,240	1.1	14,488,816	△ 0.2
10	680,900	1.9	—	—	—	—
11	680,462	1.9	—	—	—	—
12	686,965	2.1	1,952,548	0.6	14,595,509	△ 0.0
23. 1	679,221	1.9	—	—	—	—

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成

2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数

3. 国内銀行・大手銀行には、全国銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。

4. 郵便貯金は2008年4月より四半期ベースで公表

5. 預貯金等合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	信用金庫		大手銀行		都市銀行		地方銀行		第二地銀		合計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2019. 3	719,837	1.4	2,571,752	0.2	1,992,328	6.0	2,091,002	4.3	521,568	△ 0.4	5,904,159	1.7
20. 3	726,752	0.9	2,612,520	1.5	2,022,244	1.5	2,199,857	5.2	493,282	△ 5.4	6,032,411	2.1
21. 3	784,373	7.9	2,752,564	5.3	2,130,042	5.3	2,301,455	4.6	527,174	6.8	6,365,566	5.5
21. 6	784,506	4.4	2,718,938	△ 2.0	2,098,381	△ 3.2	2,318,567	2.8	515,002	1.1	6,337,013	0.7
9	786,442	1.6	2,715,909	△ 0.9	2,086,451	△ 2.4	2,333,700	2.5	517,045	0.2	6,353,096	0.7
12	788,777	0.8	2,732,352	0.0	2,094,031	△ 1.3	2,357,289	2.9	521,731	△ 0.2	6,400,149	1.1
22. 1	784,333	0.5	2,723,306	△ 0.2	2,085,247	△ 1.5	2,355,458	2.7	518,983	△ 0.7	6,382,080	0.8
2	783,787	0.3	2,736,068	△ 0.1	2,097,406	△ 1.3	2,361,030	2.6	520,045	△ 0.7	6,400,930	0.8
3	788,013	0.4	2,776,115	0.8	2,130,641	0.0	2,372,635	3.0	523,182	△ 0.7	6,459,945	1.4
4	786,114	0.1	2,766,607	1.0	2,112,595	△ 0.1	2,377,446	3.2	524,312	△ 0.7	6,454,479	1.5
5	784,491	△ 0.0	2,778,099	1.8	2,119,027	0.5	2,382,332	2.8	525,074	2.0	6,469,996	1.9
6	785,824	0.1	2,803,471	3.1	2,137,000	1.8	2,390,962	3.1	528,020	2.5	6,508,277	2.7
7	787,863	0.3	2,808,484	3.6	2,140,060	2.4	2,405,952	3.3	531,106	2.7	6,533,405	3.0
8	787,197	0.5	2,818,815	4.0	2,145,583	3.0	2,412,537	3.7	531,250	2.9	6,549,799	3.4
9	792,655	0.7	2,845,038	4.7	2,164,551	3.7	2,422,696	3.8	535,051	3.4	6,595,440	3.8
10	790,392	0.6	2,850,920	5.3	2,167,408	4.3	2,432,465	4.0	536,954	3.8	6,610,731	4.1
11	790,917	0.9	2,857,758	4.9	2,170,285	3.9	2,442,682	4.2	538,867	4.1	6,630,224	4.1
12	797,103	1.0	2,882,655	5.5	2,189,968	4.5	2,458,850	4.3	543,136	4.1	6,681,744	4.3
23. 1	792,921	1.0	2,877,990	5.6	2,188,212	4.9	2,460,435	4.4	540,949	4.2	6,672,295	4.5

- (備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
 2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数
 3. 合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご利用ください。

また、「お問い合わせ」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

○レポート

経済金融情報
産業企業情報
金融調査情報
景気動向調査
金利・為替見通し
経済見通し
ニュース&トピックス

○刊行物・統計

信金中金月報
全国信用金庫概況・統計
信用金庫統計

○研究所について

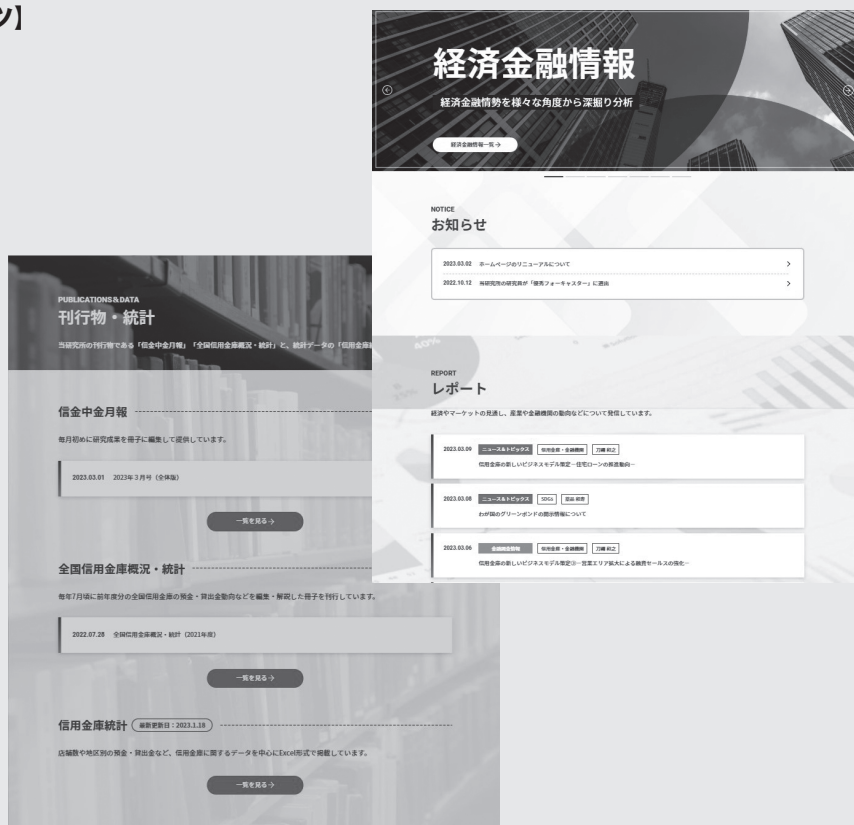
活動記録
研究員紹介

○その他のコンテンツ

お問い合わせ
メルマガ申し込み
論文募集のお知らせ

【URL】

<https://www.scbri.jp/>



ISSN 1346-9479

信金中金月報

2023年4月1日 発行

2023年4月号 第22巻 第4号(通巻606号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671 FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>



SCB

信金中央金庫